

**法科大学院教育の抜本的かつ総合的な  
改善・充実方策について  
(提言)**

平成26年10月9日

中央教育審議会

大学分科会

法科大学院特別委員会



## 「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」概要

これまでの改革の**成果と現状**

- 法科大学院での教育を経た者が、社会の様々な分野で活躍はじめている一方、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在。
  - 上記課題の解決に向けた取組の結果、抜本的な組織見直しが進むなど**一定の改善**が見られる。
- しかし
- 入学志願者の減少傾向が続くなど、法科大学院を中核とする**プロセスとしての法曹養成制度はなお危機的な状況**。

今後目指すべき**法科大学院の姿**

- **あるべき法曹像やその規模についての共通理解**を確立した上で、法科大学院の目指すべき姿を早急実現すべく改革に取り組むべき。
- 高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで、学生が司法試験合格のみならず、**将来の実務を視野に入れた教育**を享受できる環境を整備し、社会のニーズに応え、グローバルに活躍できる法曹など、**法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出**。
- 法学未修者が**法律を着実に学ぶ取組**の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生が**より短期間で法曹になる途の確保**、困難な経済的事情を有する学生等への**経済的支援**の充実が望まれる。

今後取り組むべき**改善・充実方策**① **組織見直しの推進**について

⇒ これからの組織見直しについては、課題が深刻な法科大学院の組織見直しの促進から、**法科大学院全体の体質強化**を目的とするよう改めた上で、更に推進していくべき

- 我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7~8割を目指せるような定員規模を検討・明示。それまで当面の間は、公的支援の見直し等を通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減。
- 上記目標の下に、抜本的な組織見直しを更に促進すべきであるが、その際、地方在住者や社会人が法曹を目指すことのできる環境の確保にも配慮。

② **教育の質の向上**について

⇒ 以下の方策を実行することを通じて、法科大学院教育における「**プロセス教育の確立**」を目指すべき

- 法律基本科目の配当年次拡大や単位数増加など法学未修者教育の充実、共通到達度確認試験(仮称)の導入、司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じて、法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底。
- 法律実務に関する基礎教育の充実、国際化への対応など特色ある教育活動の展開、法科大学院の教育資源を活用した継続教育の実施など、教育内容を充実。
- 客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施、FD活動の充実や法学分野における教員のキャリアパスの在り方の検討などを通じて、教育の質を確保。

③ **優れた資質を有する志願者の確保**について

⇒ 志願者の確保に向けて、学生の**ニーズにきめ細やかに対応する取組**と併せて、**積極的な広報活動**に努めるべき

- 授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を実施。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発、広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者を確保。

法科大学院教育と司法試験・司法修習との**有機的な連携**の在り方

⇒ 法科大学院改革を実効性あるものとするため、**プロセス養成の基本理念に立ち返った改革**を同時に進めるべき

- 法科大学院の教育内容と司法試験や司法修習との有機的な連携が更に図られていくことが望まれる。
- 特に予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されていないものとなり、法科大学院教育への影響が顕著であるため、制度改正を含めた抜本的な見直しを速やかに進めていくことが望まれる。



## 目次

はじめに	……	1
<b>I これまでの改革の成果と現状</b>	……	3
<b>II 今後目指すべき法科大学院の姿</b>	……	5
<b>III 今後取り組むべき改善・充実方策</b>	……	7
1. 組織見直しの推進について	……	7
2. 教育の質の向上について	……	8
(1)法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底について	……	8
(2)教育内容の充実について	……	9
(3)教育の質の確保について	……	10
3. 優れた資質を有する志願者の確保について	……	10
<b>IV 法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方</b>	……	12
(1)司法試験及び司法修習との関係	……	12
(2)司法試験予備試験との関係	……	13
<b>参考資料</b>	……	15
<b>附属資料</b>	……	67
今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性	……	69
別添1 組織見直し促進に関する調査検討経過報告	……	73
別添2 共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告	……	79
審議経過	……	85
委員名簿	……	87



## はじめに

- 法科大学院は、我が国の司法制度改革の柱の一つである法曹養成制度改革において、従来の「点による選抜」ではなく「プロセスとしての養成」を理念とする新たな法曹養成制度の中核となるべき教育機関として創設され、司法試験・司法修習との有機的な連携の下に、21世紀の司法を支えるのにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することを目指して平成16年度から学生の受入れを開始して以降、約10年が経過したところである。
  - この間、新たな法曹養成制度を通じて養成され、法曹として活躍する者は、既に1万人を優に超える数に上るとともに、法科大学院教育による成果は、法科大学院修了生自身のみならず受入れ側の法律事務所・企業等からも評価されてきている。しかし、その一方で、課題が深刻な法科大学院が一定数存在する上、法科大学院への入学志願者が全体として減少傾向にあるなど、法科大学院が当初期待された役割を十分に果たせているとは言い難い状況が続いていることも事実である。
  - 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「本特別委員会」という）としては、これまでも法科大学院教育の改善・充実に向けて、平成21年「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」、平成24年「法科大学院の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」を取りまとめ、その改革を促してきたところであるが、以上のような状況が続く中で、更に法科大学院の抜本的な組織見直しを進め、その教育力の向上に向けた不断の改革に取り組むことが必要であると考えます。
  - 特に、平成25年7月、政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（以下「関係閣僚会議決定」という）において、法科大学院をはじめとする法曹養成制度改革に関し、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示された。これを受け、本特別委員会においても、同年9月以降、改めて法科大学院の規模や教育の質の向上の在り方等について更なる議論を重ね、
    - ・「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について」（平成25年9月）
    - ・「組織見直し促進に関する調査検討経過報告」及び「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」（平成25年11月）
    - ・「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」（平成26年2月）
    - ・「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月）
- など個別論点ごとに提言・報告を随時行ってきたところであるが、それらを踏まえて、今般、法科大学院が現に直面している極めて困難な状況を打開すべく、制度全体を俯瞰し、今後の法科大学院改革をより一層強力に推進していく観点から、法科大学院の目指すべき姿を実現するための抜本的かつ総合的な改善・充実方策を提言することとした次第である。

- 本特別委員会としては、司法制度改革において示された「プロセスとしての養成」が我が国の将来を担う法曹の質・量を充実させる最善の方法であるという基本認識を再確認し、その下に本提言を行うものである。文部科学省において、本提言を踏まえた実効性のある改革を推進するための方策の企画立案及びその実施に早急に取り組むとともに、各法科大学院及び関係機関において、抜本的な組織見直しや教育の質の充実に向けた取組を加速させることを強く求めたい。加えて、我が国の司法を支える有為な人材を安定的かつ継続的に養成していくためには、法科大学院自体の改革と同時に、法科大学院、司法試験、司法修習の有機的な連携が真に図られるよう、法曹養成に関わる全ての関係者が協力してプロセスとしての法曹養成制度全体の更なる改革・整備に取り組み、法曹養成制度に対する社会からの揺るぎない信頼を確立することを強く期待する。



## I これまでの改革の成果と現状

- 新たな理念に基づく法科大学院での教育を経た者が、法曹をはじめとして民間企業や公務部門など社会の様々な分野で活躍しはじめている一方、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在している。
  - 上記課題の解決に向けた取組の結果、入学定員削減や学生募集停止といった抜本的な組織見直しが進むなど一定の改善が見られるものの、入学志願者の減少傾向が続くなど、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度はなお危機的な状況にある。
- 法科大学院においては、理論と実務の架橋を通じて、真に法曹として必要な能力を身に付けるための体系的な教育課程が編成されるとともに、多様なバックグラウンドを持つ人材に対し、少人数かつ双方向・多方向の授業や実践的な学修機会が提供されてきた。
  - その結果、法科大学院を修了し、法曹界のみならず民間企業や公務部門など社会の様々な分野で活躍する者は大幅に増加しており、例えば、弁護士の全登録者数のうち約三分の一近くを法科大学院修了生が占めるまでになっている。また、その活動分野を見ても、地方裁判所の支部単位で弁護士登録のない地域（いわゆるゼロワン地域）がほぼ解消されるなど、地方で活躍する弁護士が増えるとともに、企業内弁護士として活躍する者や、裁判外紛争解決手続（ADR）や費用及び対象となる金額が少額の訴訟に携わる弁護士など、司法制度改革以前に比べて幅広くかつ多様な分野で活躍する弁護士が増えつつある。
  - さらに、法科大学院修了生自身から、法科大学院で修得した法的思考力等が実務の様々な場面で役立っていると評価されるとともに、弁護士事務所・企業・地方公共団体等の受入れ側からも、法科大学院修了生には調査能力やコミュニケーション能力を含め、法的知識を活用する能力が身に付いているなど、法科大学院教育の成果について、肯定的な評価を受けている。
  - しかし、その一方で、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱えた法科大学院も少なからず存在し、弁護士の就職難や司法試験合格者数が当初の目標数に達していないことなども相まって、大学学部卒業者・卒業予定者や社会人等の「法科大学院離れ」、「法曹離れ」とも呼ぶべき事態が生じていることもまた事実である。
  - このような状況に対し、これまでも文部科学省及び各法科大学院では、抜本的な組織見直しや教育の質向上に取り組み、特に組織見直しという点では、平成27年度の入学定員がピーク時（平成17～19年度）の5,825人からおよそ半減の3,175人となる見込みであり、また、法科大学院数もピーク時に74校あったうち約3割に当たる21校が学生募集停止を公表するに至っているなど、改革の取組は着実に進んでいる。しかしなが

ら、法科大学院入学者選抜における適性試験の受験数は近年減少の一途を辿っており、直近試験の受験者が4,000人近くまで減少するなど、「法曹離れ」に歯止めが掛かったと言える状況にはなく、我が国の法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は依然、危機的な状況にあると言わざるを得ない。

## Ⅱ 今後目指すべき法科大学院の姿

- 我が国におけるあるべき法曹像やその規模についての共通理解を確立した上で、法科大学院の目指すべき姿を早急に実現すべく改革に取り組むべきである。
  - 高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで、学生が司法試験合格のみならず、将来の実務を視野に入れた教育を享受できる環境を整備する必要がある。
  - その結果、法廷活動はもとより民間企業や公務部門等のニーズにも応え、グローバルに活躍できる法曹や、地域の司法サービスや裁判外紛争解決手続（ADR）を担う法曹など、法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出されることが望まれる。
  - また、法学未修者が法律を着実に学ぶことのできる取組の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生がより短期間で法曹になることのできる途の確保、困難な経済的事情を有する学生等に対する経済的支援の充実が図られることが望まれる。
- 
- 我が国の法曹養成制度が直面している危機的な状況を打開し、質・量ともに豊かな法曹を安定的・継続的に社会に送り出していくためには、我が国におけるあるべき法曹像やその規模についての共通理解を確立し、それに基づいて、法科大学院の目指すべき姿を早急に明らかにした上で、その実現に向けて全力を挙げて改革に取り組むべきである。
  - 具体的には、当初理想とされたように、修了者の7～8割が司法試験に合格できるような高い教育力を持つ法科大学院が全国的に一定のバランスをもって配置され、それぞれの強みを活かした多彩な教育が展開されることで、学生が単なる司法試験合格のみならず、将来の実務をも視野に入れた特色ある教育を安心して受けられる環境を整備する必要がある。
  - また、社会のグローバル化に対応して、我が国の法曹や法曹養成の在り方もグローバルな視点で捉えることが緊要であることを関係者が自覚し、共通認識とする必要がある。
  - 特に、我が国内外の政治・経済・社会的な状況がこれまで以上に複雑なものとなっている現在、国や国民の利益を守るためには、国際条約や国内外法、様々な商慣行などのルールに則り問題解決を図るとともに、国内外の秩序維持、経済協力などのために新たなルールの創出にも法律家が積極的に関与する必要がある場面が増大している。
  - このため、我が国での法廷活動を中心とした法曹の養成のみならず、民間企業や公務部門における様々なニーズに応え、グローバルな視点をも有しつつ、法やその他のルールを駆使して課題を分析し、解決策を立案し、交渉・調整を有効に進めることのできる法曹や、福祉・教育分野をはじめとする地域における司法サービスや裁判外紛争解決手続（ADR）

を担う法曹の養成など、社会の様々な分野で活躍できる法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出されることが望まれる。

- また、多様なバックグラウンドを持った法学未修者が法律を着実に学ぶことのできる取組の充実を図るとともに、プロセス養成の趣旨を損なわない範囲で、学部段階における教養教育・法学教育の充実と併せて、優秀な学生がより短期間で法曹になることのできる途も確保されることが期待される。さらに、関係者が、それぞれの立場で協力しながら、困難な経済的事情を有する学生や居住地近辺に法科大学院がない学生なども法科大学院で学ぶことを可能とするような経済的支援の充実等が図られることが望まれる。
- 以上のような姿を早期に実現することこそが、法曹志願者を増やし、法科大学院に受け入れて有為な人材として法曹界に送り出す最も望ましい途であり、そのため、以下に提案する方策を着実に実行・実現する必要がある。

### Ⅲ 今後取り組むべき改善・充実方策

#### 1. 組織見直しの推進について

- これからの組織見直しについては、法科大学院全体の体質強化を目的とするよう改めた上で、これを更に推進していくべきである。
- プロセスとしての法曹養成制度の安定化を図るため、我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7～8割を目指せるような定員規模を検討し、これを明示することを目指すべきである。それまで当面の間は、入学定員と実入学者数の乖離を縮小するため、公的支援の見直しの仕組みなどを通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減する方向で取り組むべきである。
- 上記目標の下に、法科大学院に対し、これまでの実績に応じて抜本的な組織見直しを更に促進すべきであるが、その際、地方在住者や社会人が法曹を目指すことのできる環境の確保にも配慮すべきである。

- これからの法科大学院の組織見直しについては、その目的を、課題が深刻な法科大学院の組織見直しの促進から、法科大学院全体の体質強化に改めた上で、これを更に推進していくべきである。
- 具体的には、定員規模の適正化を図ることにより、学生にとって将来のキャリア形成への見通しが立ちやすい状態にし、入学志願者の減少と入学定員・実入学者の減少が繰り返されるといふ「負のスパイラル」から脱却して、多様なバックグラウンドを有する多くの者が、法科大学院を安心して志願できるようにするため、以下の事項に取り組む必要がある。
  - ・ 各法科大学院における取組が着実に進められた結果、平成26年6月末時点で、平成27年4月の入学定員総数は3,175人になる見込みであり、「基本的な方向性」において示した「法科大学院全体の入学定員について当面3,000人程度を目途に見直しを促進する」という目標はほぼ達成されるものと見込まれる情勢となっているが、プロセスとしての法曹養成制度の安定化を図るためには、我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、法科大学院全体のあるべき定員規模について検討し、これを明示する必要がある。具体的には、現在政府で進められている今後の法曹人口に関する調査の結果を踏まえ、可及的速やかに提示することを目指すべきである。この定員規模については、法科大学院全体として、例えば司法試験の累積合格率7～8割を目指すことが可能となるような規模とすることが望ましい。
  - ・ それまで当面の間は、入学定員と実入学者数と間になお相当の乖離がある状況を踏まえ、その乖離を縮小するべく、法科大学院全体の入学定員総数を上記の3,000人か

ら更に削減する方向で、文部科学省が実施している「公的支援の見直し」の仕組みを通じて、各法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを引き続き促進することとすべきである。

- ・ このような適正な定員規模を実現すべく、法科大学院に対し、これまでの司法試験結果や教育成果等に応じて、実質的な連合をはじめ課題解決に向けた抜本的な組織見直しをより強力に推進するよう求めるべきである。なお、その際には、地方在住者や社会人が法科大学院で学ぶことに支障を来すことにならないよう、高い教育力を持つ法科大学院が全国的に一定のバランスをもって配置されることに配慮するとともに、経済的支援の充実やICTの活用等の方策についても検討すべきである。
- ・ また、これらの取組を進めるに当たっては、必要に応じ、「公的支援の見直し」の仕組みを更に見直すことも検討すべきである。

## 2. 教育の質の向上について

○ 法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、以下の方策を実行することを通じて、法曹として不可欠な基礎・基本に関する教育を徹底するとともに、幅広い教養と豊かな人間性の涵養に必要な教育の質向上を図るべきである。

- ・ 法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験（仮称）の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底
- ・ 法律実務に関する基礎教育の充実、国際化への対応など特色ある教育活動の展開、法科大学院の教育資源を活用した継続教育の実施などの教育内容の充実
- ・ 客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施、教育環境の充実につながる設置基準等の見直し、FD活動の充実や法学分野における教員のキャリアパスの在り方の検討などを通じた教育の質の確保

○ 我が国の将来を支える法曹として不可欠な基礎・基本に関する教育を徹底するとともに、幅広い教養と豊かな人間性の涵養に必要な教育の質向上を図ることで、法科大学院教育における「プロセス教育の確立」を目指すべきである。

### (1) 法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底について

- ・ 法学未修者に対して、法曹として共通に必要な法律基本科目を確実に修得させる

ため、国においては、法学未修者について追加が認められている配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなどの法令の運用の見直し及び明確化を行っており、各法科大学院は、これを活用するなどして、法学未修者にとって最適と考えられる教育カリキュラムを編成するなど、法学未修者教育の充実を図ることが必要である。

- ・ また、法曹に必要な法的な知識や思考力等は、全ての法科大学院の学生が修得することを求められるものであることから、法学未修者はもとより法学既修者をも対象として、各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎となるとともに、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とする共通の仕組みとして、共通到達度確認試験（仮称）の導入を推進するため、本年度中の試行実施に向け、各法科大学院は国と連携・協力してこれに積極的に取り組むことが必要である。その際、関係閣僚会議決定にあるとおり、共通到達度確認試験（仮称）の結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することをも想定して、その制度設計・実施についての検討が着実に進められることを期待する。
- ・ さらに、法曹として不可欠な基本的知識・理解を身に付けさせるため、法科大学院における司法試験問題等を適切に活用した指導の在り方について改めて周知を図るとともに、法科大学院を修了して法曹として活躍している若手実務家等に学修指導の上で協力を得ることも有効だと考えられる。

## （2）教育内容の充実について

- ・ 法曹として不可欠な基本的知識・理解の確実な修得を前提として、理論と実務の架橋を図るべく、各法科大学院の実情に応じたエクスターンシップやリーガルクリニック等の積極的な実施、法律実務に関する基礎教育を担う教員を対象としたFD活動の充実など、法曹実務家を目指す者に必要な法律実務に関する基礎教育を充実させる必要がある。
- ・ 各法科大学院において、社会の様々な分野におけるニーズに対応できる特色ある教育活動を展開するため、外国留学の促進や外国からの留学生の受入れなど国際化への対応、教育力の高い教員の派遣・学生受入れなどを含む法科大学院間の連携などを進める必要がある。
- ・ 法科大学院の学生を対象とする上記取組に加え、法科大学院の教育資源を活用し、法曹有資格者を対象とするビジネスロー、外国法等ニーズの高い事項に関する研修プログラムや講座の開設・提供と、それらに係る情報の積極的発信など継続教育の充実や職域拡大への取組を進める必要がある。
- ・ これらの方策を進めるに当たっては、必要に応じ、優れた先導的な取組を行う法科大学院に対して、積極的な支援を行う必要がある。

### (3) 教育の質の確保について

- ・ 法科大学院の認証評価は、法科大学院における教育研究の質を確保し、その水準の向上を図るために重要な役割を担うものであるが、判定の厳格化やばらつきの是正など更なる改善が求められており、客観的指標も勘案した一層厳格な認証評価の実施と評価結果の活用方策を検討すべきである。
- ・ また、法科大学院教育の課題の実情や認証評価結果を精査し、必要に応じて、設置基準等の内容についても、法科大学院における教育環境の充実につながるよう見直しを検討することが必要である。
- ・ 質の高い教育の提供のためには、教員の資質が重要な条件となることから、必要に応じて基準を見直すことや、FD活動の一層の充実を図ることなど、法科大学院教育を担う教員の質・量の充実方策に取り組む必要がある。
- ・ 特に、法科大学院設立後、我が国全体の法学教育・研究を担う人材の確保が大きな課題となっており、法学分野における教員のキャリアパスの在り方などについて、早急に検討する必要がある。

## 3. 優れた資質を有する志願者の確保について

- 優れた資質を有する志願者が、法科大学院教育を通じて法曹として必要な学識や応用能力等を着実に修得することができるよう、法科大学院では、授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を行う必要がある。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発及び広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者の確保に努めるべきである。

- 優れた資質を有する志願者が、法科大学院教育を通じて法曹として必要な学識や応用能力等を着実に修得することができるよう、法科大学院では、授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、個々の学生に応じた柔軟できめ細やかな教育指導を行うことが必要である。
- 特に優れた資質を有すると認められる学部学生については、その習熟度に応じて、学部3年修了後、飛び入学制度を活用して、法学未修者コースだけでなく、2年の法学既修者コースに入学させ、法曹として必要な学識や応用能力等を効果的かつ効率的に身に付けることを可能にすることなど、法曹になるための時間的負担の軽減にも配慮した取組を促進すべきである。その際、学部教育と法科大学院教育の円滑な接続に配慮した教育課程上の連携を図ることにより、早期卒業制度の活用をも含め、高等教育における5年一貫の法曹



養成教育を確立・充実させることに向けた検討も重要と考える。

- なお、飛び入学制度の活用については、学部を卒業するために必要な単位を全て修得しているとは限らないことから、入学者の質を担保するため、各法科大学院においては、GPAの活用等により学部時代に優秀な成績を収めていることを出願要件とするなど、法学既修者の認定について適切な方法が用いられなければならない。また、法科大学院において飛び入学制度が適切に運用されているかどうかに関し、認証評価を通じて的確に判定できるような取組を進めることも必要となろう。
- また、優れた資質を有する志願者が、経済的理由により法科大学院への進学を諦めることのないよう、無利子奨学金、返還月額が修了後の所得に連動するより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、(独)日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業や、授業料の減免措置など給付型支援の充実を図ることが必要である。また、必要に応じて、他の専門職業人養成における取組も参考にしつつ、関係機関との連携による法曹養成に特化した経済的支援の充実方策についても検討すべきである。
- 加えて、働きながら法曹を目指す社会人や地方在住者の実情を踏まえ、ICTを活用した教育連携・教材開発などについても検討を進めるべきである。
- さらに、学生が、法科大学院修了後に、その希望に応じて、法曹界のみに限らず民間企業や公務部門、更には国際機関等をも含めた幅広い分野で法的素養・能力を備えた高度専門職業人として活躍できるよう、各法科大学院は、就職支援に関する体制整備を図るとともに、法科大学院を修了して法曹となった者による在学生向けのセミナーの開催や民間企業・公務等との接続も意識した授業科目を設けるなどの取組を更に充実させていく必要がある。その際、政府における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた検討状況も踏まえつつ、民間企業・公務等との連携・協力の下で取り組むことがより望ましい。
- 以上のように学生のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応する取組と併せて、国や各法科大学院は、法科大学院で学習することの意義や、そこでの教育を通じて得られる成果、修了生の活躍状況等を志願者に対して分かりやすく丁寧に伝えることにより、将来のキャリアパスの具体的なイメージが持てるよう積極的な広報活動に努める必要がある。
- なお、多様なバックグラウンドを有する優れた人材を法科大学院に受け入れて教育することにより、質・量ともに充実した法曹を世に送り出すという理念を達成するという観点から、法学未修者を幅広く受け入れることは重要であるが、制度発足当初と比べ、現在は、法学未修者の志願者が大幅に減少している実情にある。このため、質の確保に留意しつつ、法学部以外の学部出身者や社会人等の受入れの増加を図る方向で適切に取り組む必要がある。

#### IV 法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方

- 法科大学院改革を実効性あるものとするため、プロセス養成の基本理念に立ち返った改革も同時に進めることが不可欠。
- 法科大学院の教育内容と司法試験や司法修習との有機的な連携が更に図られていくことが望まれる。
- 特に予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されていないものとなり、法科大学院教育への影響が顕著であることから、制度改革を含めた抜本的な見直しを速やかに進めていくことが望まれる。

- 司法制度改革の理念に基づき、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として機能するためには、まずは何よりも、法科大学院において自らが提供する日々の教育の更なる向上に努めるとともに、組織の見直しを含めた抜本的な取組を進めることが急務である。
- また、個々の法科大学院の取組のみならず、現在検討が進められている共通到達度確認試験（仮称）の導入など、法科大学院全体として大胆な改革にもいとわずに取り組むことも不可欠である。
- 以上のことを前提とした上で、これら法科大学院改革に実効性を持たせるためにも、司法制度改革の当初の理念に立ち返り、法科大学院教育と司法試験や司法修習との更なる連携を図るとともに、特に、司法試験予備試験（以下「予備試験」という）の抜本的な制度改革にも同時に取り組むことが不可欠であることから、政府全体における検討が促進されることを強く期待する。

##### （1）司法試験及び司法修習との関係

- 法律実務家として活躍する際に法科大学院での学修成果をより一層活用できるよう、司法試験の在り方については法科大学院の教育内容を踏まえて改善を図っていくことが必要である。
- したがって、法科大学院の学生が在学期間中に司法試験受験対策に傾注することなく、その課程の修得に専念できるよう、上述のⅢ．2．（1）に記載した共通到達度確認試験（仮称）の結果に応じて司法試験の短答式試験を免除するなど、司法試験科目や試験内容の在り方を検討することが望ましいと考えられる。
- また、実務教育については、従来、法科大学院と司法修習との役割分担の下で実施されてきていることから、引き続き、プロセス養成の理念を踏まえ、両者の連携をより一層図

っていくことが望ましいと考えられる。

## (2) 司法試験予備試験との関係

- 予備試験は、昨年6月、政府の法曹養成制度検討会議取りまとめでも確認されたように、司法制度改革審議会意見書において、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる」仕組みとして設けられたものである。
- この予備試験は、平成23年から実際に試験が実施されており、現在までに、3回の予備試験合格者を出すとともに、その合格者が平成24年の司法試験から受験し、現在までのところ3回の司法試験合格者を出しているところである。
- このように実際に運用がはじまった予備試験に関しては、本特別委員会においても、本年3月にとりまとめられた基本的方向性の中で、
  - ・「法科大学院修了生と同等の学識・能力を有するかどうかを判定するものとして適切に機能しているかを注視」するとともに、
  - ・「試験という「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」により質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の基本的な理念を踏まえつつ、司法試験予備試験が法曹養成プロセスの中核的な教育機関である法科大学院における教育に与える影響や、更にはそのプロセス全体に及ぼす影響を、例えば、法科大学院在学生在が予備試験を目指すことによる法科大学院における授業欠席や、休学・退学の動向、学生の学修・履修の仕方等への影響のみならず、学部在生をはじめ法科大学院志願者への影響なども含め速やかに把握・分析し、政府全体の取組に資する」

こととされていることを踏まえ、次に掲げるとおり、法科大学院教育の観点から、予備試験の在り方について検討を深めることが必要である。

- ① プロセスとしての法曹養成における予備試験の位置付けについて
  - ・ 法科大学院は、プロセスとしての法曹養成における中核的な教育機関である一方、予備試験は、経済的事情や実務経験を有するなどの理由により法科大学院を経由しない者に限定した法曹資格取得のための途として構想されたものである。
  - ・ 予備試験制度の本来の趣旨や、法科大学院が大学院レベルの正規の教育課程として位置付けられていることを踏まえ、予備試験の受験対象者の範囲について制度的な対応を速やかに検討していくことが望ましいと考えられる。

- ・ 予備試験の合格者数の増加は、これまで実績を挙げている法科大学院を中心に影響を与えており、早急な対応が求められる状況である。現在、法科大学院教育の質の向上に向けた改革が進捗しつつあり、今後、更にこれを加速させるためにも、制度的な見直しの検討と併せて、合格者の質という観点から、当面の試験の運用による対応についても検討していくことが望ましいと考えられる。

## ② 法科大学院教育と予備試験の内容等について

- ・ 法科大学院における教育は、高度の専門的な法的知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理等を備えた法曹を養成するため、そもそも司法試験で課されている科目以外に、模擬裁判、リーガルクリニックなどの法律実務基礎科目や、政治や経済といった隣接科目、外国法、先端的な法律科目まで含めた幅広い学修を求めている。また、正規の教育課程外でも、学生間の自主的な勉強会が開催されるなど、法的問題についての多岐にわたる議論が日常的に行われている。さらに、法科大学院では、学部教育を前提に、適性試験を受けて入学した法曹を目指す者に対し、原則3年間の教育課程の中でGPA等に基づく厳格な進級判定や修了認定が行われている。一方、予備試験では、基本的な法律科目を中心とした科目に関する1回だけの試験によって判定が行われており、必ずしも十分な社会経験を有しておらず、かつ法科大学院における幅広い学修経験も有しないまま予備試験に合格する者が生じうる制度となっていることから、予備試験についても、「プロセス」としての法曹養成の理念を可能な限り踏まえたものとするため、予備試験の受験者が法科大学院教育を通じて身に付けるべき学識・能力を有しているかを十分に検証できるよう、試験科目や実施方法等について速やかに検討していくことが望ましいと考えられる。
- ・ 具体的には、予備試験の試験科目については法科大学院教育と密接に関連付けるとともに、試験になじまない科目は別途法科大学院等で学修させる仕組みの可能性も含めて検討していくことが望ましいと考えられる。
- ・ また、制度的な対応に関する検討とともに、予備試験の出題内容を工夫したり、受験者の学識及びその応用能力等を丁寧に判定できるように実施方法を工夫したりするなどの運用上の改善策も検討していくことが望ましいと考えられる。

## ③ 法科大学院教育に与える影響について

- ・ 予備試験の受験者及び合格者の中に、学部在學生や法科大学院在學生といった本来プロセス養成を経て法曹を目指すことが期待されている層が大きな割合を占めていることについて、学部教育や法科大学院教育に与える影響や、予備試験の受験資格も含めて、その在り方を速やかに検討していくことが望ましいと考えられる。

## 参考資料

### 入学者選抜の実施状況

1-1	法科大学院における平成26年度の入学者選抜の状況	17
1-2	入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）	18
1-3	課題を抱える法科大学院の入口などの状況	19
1-4	「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方	20
1-5	志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成26年度）	21
1-6	各法科大学院の入学者選抜実施状況等	25
1-7	各法科大学院の入学定員及び実入学者数の推移	27
1-8	法科大学院の設置状況（平成26年度入学定員）	28

### 修了認定状況

2-1	「修了認定の厳格化」の進捗状況	29
2-2	法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～平成25年度）	30
2-3	標準修業年限修了の状況（既修・未修別）	34
2-4	進級率の推移（未修者1年次から2年次への進級率）	35

### 司法試験の合格状況

3-1	司法試験合格率のこれまでの推移	36
3-2	各年度修了者の平成26年までの司法試験合格状況	37
3-3	司法試験の合格状況	39
3-4	司法試験の合格状況（法科大学院修了年度別）	40

### 修了者の進路状況

4	法科大学院修了者の進路の状況について（平成25年10月末時点）	41
---	---------------------------------	----

### 法科大学院の認証評価

5-1	法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて	42
5-2	法科大学院に対する認証評価の基準について	42
5-3	法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス	43
5-4	法科大学院に対する認証評価の結果	43

### 法科大学院間の連携・連合

6	「共同実施制度」と「連合大学院」について	45
---	----------------------	----

**法学未修者教育の充実**

- 7-1 法律基本科目の配当年次の見直し等のイメージ……………46  
 7-2 展開・先端科目の一部履修の軽減のイメージ……………46

**時間的負担への対応**

- 8 法科大学院における「飛び入学」「早期卒業」の状況について……………47

**経済的負担への対応**

- 9 法科大学院生への経済的支援について……………50

**法律実務基礎教育及び法科大学院の継続教育期間としての役割**

- 10-1 法律実務基礎科目の現状について……………52  
 10-2 継続教育の実施状況について……………53

**法科大学院教育と司法試験予備試験との関係**

- 11-1 司法試験受験資格の取得方法に関する俯瞰図……………54  
 11-2 適性試験受験者数と予備試験受験者数の推移……………55  
 11-3 予備試験合格者数の推移……………55  
 11-4 予備試験受験者・合格者に占める割合の推移……………56  
 11-5 法科大学院在学者に占める予備試験受験者の割合の推移……………56  
 11-6 平成26年予備試験受験者の実態……………57  
 11-7 平成25年予備試験合格者の実態……………57  
 11-8 25歳以上の予備試験受験者数の推移……………58  
 11-9 予備試験経由での司法試験合格者数の推移……………58  
 11-10 予備試験経由での司法試験合格率の推移……………59  
 11-11 司法試験合格者の推移と実態……………59  
 11-12 予備試験に関するアンケート調査回答結果……………60  
 11-13 現行の法曹養成課程の仕組みの比較……………60  
 11-14 予備試験の法令上の位置付けとそれを踏まえた試験の概要……………61  
 11-15 法科大学院の授業科目と予備試験・司法試験の試験科目……………61  
 11-16 公的機関に関する国家資格等に係る受験資格制限等の状況……………62  
 11-17 予備試験のある国家資格に係る受験資格制限等の状況……………62  
 11-18 医師と法曹の養成課程の比較……………63  
 11-19 司法試験予備試験に係るこれまでの主な検討経緯……………63  
 11-20 予備試験・司法試験合格による中退者数等一覧……………64

**政府方針とその対応**

- 12 法曹養成制度改革の推進について〈概要〉……………65

# 法科大学院における平成26年度の入学者選抜の状況

(平成26年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	志願者数	入学者数	入学定員 充足率※2	【参考】 入学定員
平成26年度	11,450人	2,272人	0.60	3,809人
前年度 (平成25年度)	13,924人 ▲2,474人(▲17.8%)	2,698人 ▲426人(▲15.8%)	0.63 ▲0.03	4,261人 ▲452人(▲10.6%)
ピーク時	72,800人 ▲61,350人(▲84.3%) (平成16年度※1)	5,784人 ▲3,152人(▲60.7%) (平成18年度)	1.03 ▲0.43 (平成16年度※1)	5,825人 ▲2,016人(▲34.6%) (平成19年度)

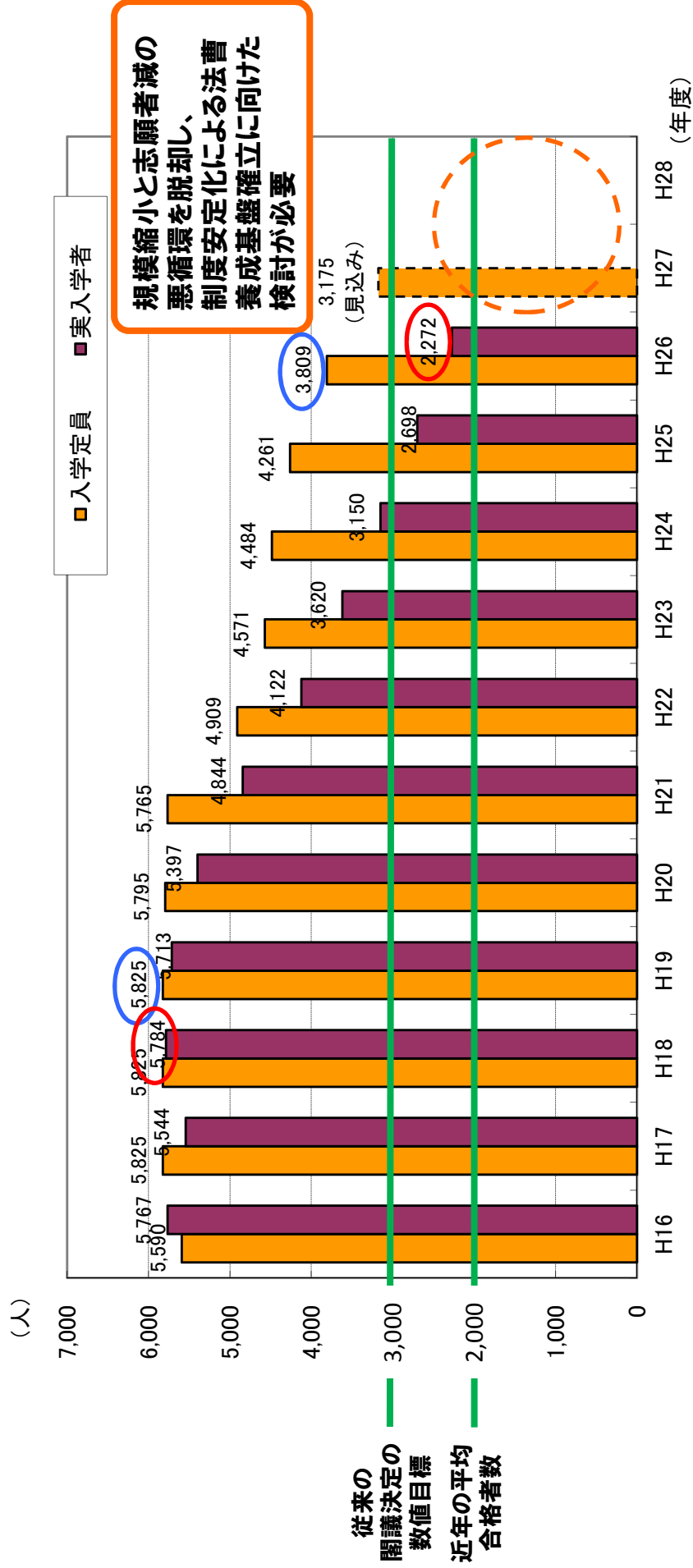
※1 平成16年度は新制度への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者数は41,756人(▲30,306人(▲72.6%))、入学定員充足率は0.95(▲0.35(▲36.8%))。

※2 入学定員割れの法科大学院は、全67校中61校(91%)。このうち、入学定員を75%以上充足している法科大学院は13校、入学定員が50%に満たない法科大学院は44校。

# 入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

## これまでの成果

- ① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）
- ② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（約60%の減）



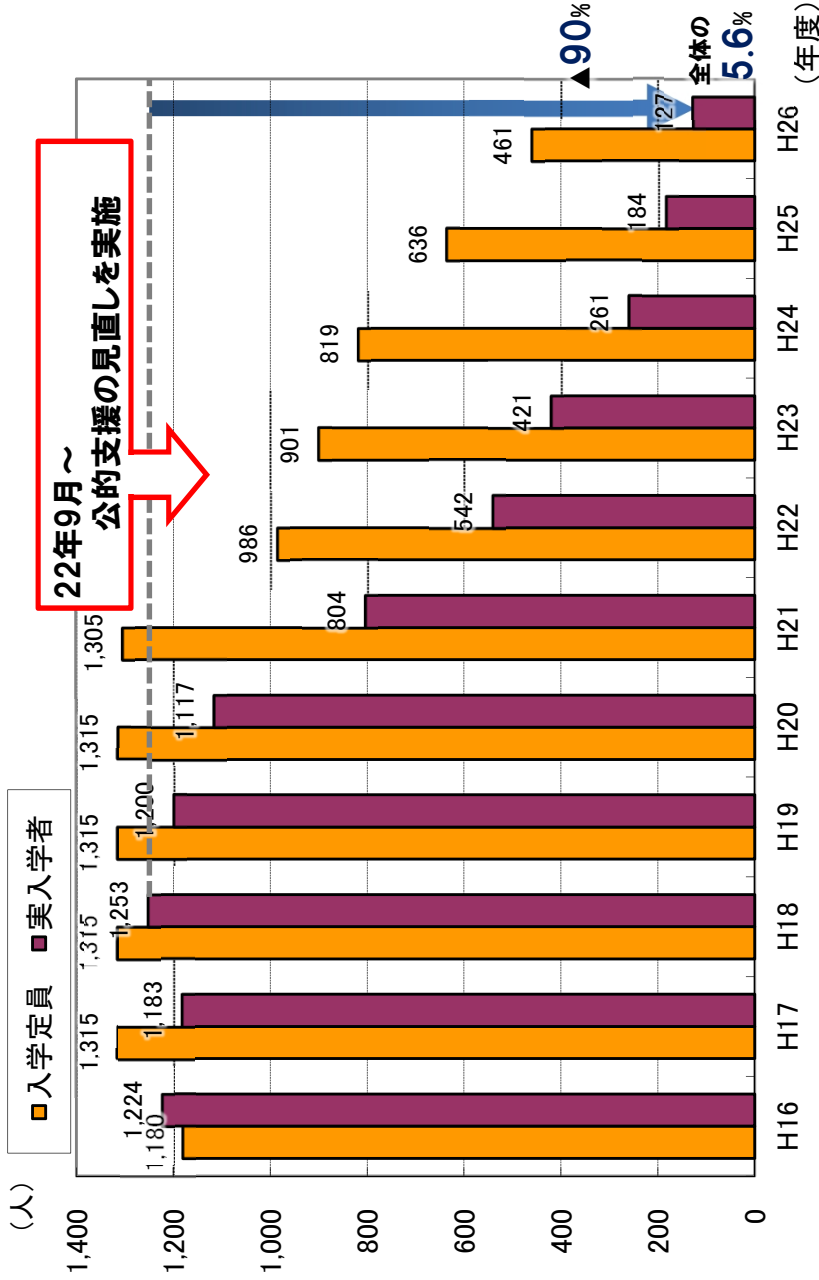
(注) グラフ中、「青い囲み」は入学定員のピーク時から現在までの減少の推移、また、「赤い囲み」は実入学者数のピーク時から現在までの減少の推移。



# 課題を抱える法科大学院の入口などの状況

- 『合格率に課題がある法科大学院』では、ピーク時に比べ、実入学者数が約90%減と大幅に減少
- 学生募集停止を公表した法科大学院は21校、ピーク時の74校から53校に減少

## 司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院25校の状況



(参考) 学生募集停止を公表した法科大学院 計21校

- 22年表明  
姫路獨協大学 (23年4月停止、25年3月廃止)
  - 23年表明  
大宮法科大学院大学 (25年4月停止)  
※桐蔭横浜大学と統合
  - 24年表明  
明治学院大学 (25年4月停止)  
駿河台大学 (25年4月停止)  
神戸学院大学 (25年4月停止)
  - 25年表明  
東北学院大学 (26年4月停止予定)  
大阪学院大学 (26年4月停止予定)  
島根大学 (27年4月停止予定)  
大東文化大学 (27年4月停止予定)
  - 26年表明  
信州大学 (27年4月停止予定)  
東海学院大学 (27年4月停止予定)  
関東学院大学 (27年4月停止予定)  
新潟大学 (27年4月停止予定)  
龍谷大学 (27年4月停止予定)  
久留米大学 (27年4月停止予定)  
鹿角大学 (27年4月停止予定)  
香川大学 (27年4月停止予定)  
広島修道大学 (27年4月停止予定)  
獨協大学 (27年4月停止予定)  
白鷺大学 (27年4月停止予定)  
東洋大学 (28年4月停止予定)
- 昨年11月の公的支援の見直しの影響により、公表後に表明強化策(13校)

なお、上記課題を抱える25校の中には、

- 既に学生募集停止を公表した法科大学院18校のほか、
- 地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている

# 「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方

■ 法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要があることから、平成25年11月に「公的支援の見直しの更なる強化策」を決定。

- ◎ 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3類型に分類
- ◎ 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- ◎ その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

## 加算の可能性がある取組例

- 飛び入学等を活用した優秀者養成コースの設定や、法学未修者教育充実のための教育課程の抜本的な見直しなど、教育システム構築
- LL.M等資格取得を目的とした海外LS留学促進や、幅広くかつ質の高いエクステンシブ先の開拓など実務基礎教育充実を通じた職域拡大など、教育プログラム開発
- 企業・自治体等と組織的に連携した教育カリキュラムの提供や、卒業後まで視野に入れたきめ細やかな就職支援体制の整備など、就職支援
- 協定等に基づく学生・教員の派遣／受入れや、ICTを活用した質の高い授業の配信など、他類型該当校支援プログラム
- LL.M等資格取得を目的とした海外LS留学促進や、幅広くかつ質の高いエクステンシブ先の開拓など実務基礎教育充実を通じた職域拡大など、教育プログラム開発
- 企業・自治体等と組織的に連携した教育カリキュラムの提供や、卒業後まで視野に入れたきめ細やかな就職支援体制の整備など、就職支援
- 協定等に基づく学生・教員の派遣／受入れや、ICTを活用した質の高い授業の配信など、連合連合

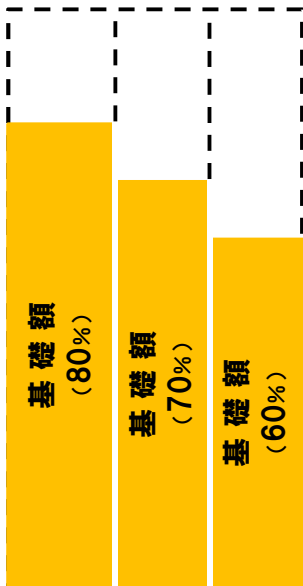
- 連合大学院の設置や統廃合など、連合  
(28年度以降は地方校・夜間校のみが対象)

27年度

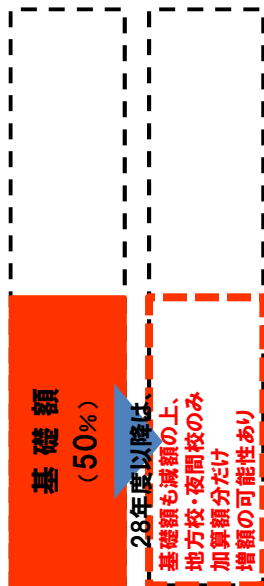
第1



第2



第3



※加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

平成26年4月1日現在

## 志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成26年度）

## 1. 志願者数及び志願倍率について

（単位：人）

区 分		国 立	公 立	私 立	計
志願者数	H16	16,691 (22.9%)	2,425 (3.3%)	53,684 (73.7%)	72,800
	H17	9,884 (23.7%)	1,047 (2.5%)	30,825 (73.8%)	41,756
	H18	11,052 (27.4%)	1,493 (3.7%)	27,796 (68.9%)	40,341
	H19	12,453 (27.5%)	2,035 (4.5%)	30,719 (68.0%)	45,207
	H20	10,734 (27.1%)	1,897 (4.8%)	26,924 (68.1%)	39,555
	H21	8,113 (27.3%)	1,453 (4.9%)	20,148 (67.8%)	29,714
	H22	6,913 (28.8%)	1,206 (5.0%)	15,895 (66.2%)	24,014
	H23	7,005 (30.5%)	1,139 (5.0%)	14,783 (64.5%)	22,927
	H24	6,046 (32.8%)	815 (4.4%)	11,585 (62.8%)	18,446
	H25	4,615 (33.2%)	588 (4.2%)	8,721 (62.6%)	13,924
	H26	3,671 (32.1%)	414 (3.6%)	7,365 (64.3%)	11,450
志願倍率	H16	10.1	17.3	14.1	13.0
	H17	5.6	7.5	7.9	7.2
	H18	6.3	10.7	7.1	6.9
	H19	7.1	14.5	7.8	7.8
	H20	6.1	13.6	6.9	6.8
	H21	4.6	10.4	5.2	5.2
	H22	5.1	9.6	4.7	4.9
	H23	5.1	10.2	4.9	5.1
	H24	4.4	7.3	3.8	4.1
	H25	3.5	5.3	3.1	3.3
	H26	2.8	3.7	3.1	3.0

## 2. 入学者数について

## ① 法学既修・未修の別

(単位：人)

区分	国立			公立			私立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	737 (43.3%)	964 (56.7%)	1,701	76 (57.1%)	57 (42.9%)	133	1,537 (39.1%)	2,396 (60.9%)	3,933	2,350 (40.7%)	3,417 (59.3%)	5,767
H17	718 (40.5%)	1,055 (59.5%)	1,773	84 (64.6%)	46 (35.4%)	130	1,261 (34.6%)	2,380 (65.4%)	3,641	2,063 (37.2%)	3,481 (62.8%)	5,544
H18	740 (40.6%)	1,082 (59.4%)	1,822	83 (61.0%)	53 (39.0%)	136	1,356 (35.4%)	2,470 (64.6%)	3,826	2,179 (37.7%)	3,605 (62.3%)	5,784
H19	797 (44.5%)	994 (55.5%)	1,791	84 (59.2%)	58 (40.8%)	142	1,288 (34.1%)	2,492 (65.9%)	3,780	2,169 (38.0%)	3,544 (62.0%)	5,713
H20	761 (44.1%)	963 (55.9%)	1,724	82 (60.3%)	54 (39.7%)	136	1,223 (34.6%)	2,314 (65.4%)	3,537	2,066 (38.3%)	3,331 (61.7%)	5,397
H21	758 (47.3%)	845 (52.7%)	1,603	80 (58.4%)	57 (41.6%)	137	1,183 (38.1%)	1,921 (61.9%)	3,104	2,021 (41.7%)	2,823 (58.3%)	4,844
H22	703 (54.2%)	594 (45.8%)	1,297	73 (62.4%)	44 (37.6%)	117	1,147 (42.4%)	1,561 (57.6%)	2,708	1,923 (46.7%)	2,199 (53.3%)	4,122
H23	709 (55.0%)	580 (45.0%)	1,289	66 (62.9%)	39 (37.1%)	105	1,141 (51.3%)	1,085 (48.7%)	2,226	1,916 (52.9%)	1,704 (47.1%)	3,620
H24	698 (58.0%)	506 (42.0%)	1,204	70 (65.4%)	37 (34.6%)	107	1,057 (57.5%)	782 (42.5%)	1,839	1,825 (57.9%)	1,325 (42.1%)	3,150
H25	653 (59.4%)	447 (40.6%)	1,100	71 (74.7%)	24 (25.3%)	95	893 (59.4%)	610 (40.6%)	1,503	1,617 (59.9%)	1,081 (40.1%)	2,698
H26	624 (62.5%)	374 (37.5%)	998	57 (80.3%)	14 (19.7%)	71	780 (64.8%)	423 (35.2%)	1,203	1,461 (64.3%)	811 (35.7%)	2,272

## ② 社会人の入学状況

(単位：人)

区分	国立			公立			私立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	161 (21.8%)	422 (43.8%)	583 (34.3%)	51 (67.1%)	29 (50.9%)	80 (60.2%)	826 (53.7%)	1,303 (54.4%)	2,129 (54.1%)	1,038 (44.2%)	1,754 (51.3%)	2,792 (48.4%)
H17	104 (14.5%)	390 (37.0%)	494 (27.9%)	25 (29.8%)	22 (47.8%)	47 (36.2%)	558 (44.3%)	992 (41.7%)	1,550 (42.6%)	687 (33.3%)	1,404 (40.3%)	2,091 (37.7%)
H18	124 (16.8%)	354 (32.7%)	478 (26.2%)	39 (47.0%)	21 (39.6%)	60 (44.1%)	555 (40.9%)	832 (33.7%)	1,387 (36.3%)	718 (33.0%)	1,207 (33.5%)	1,925 (33.3%)
H19	107 (13.4%)	316 (31.8%)	423 (23.6%)	42 (50.0%)	26 (44.8%)	68 (47.9%)	568 (44.1%)	775 (31.1%)	1,343 (35.5%)	717 (33.1%)	1,117 (31.5%)	1,834 (32.1%)
H20	130 (17.1%)	308 (32.0%)	438 (25.4%)	30 (36.6%)	9 (16.7%)	39 (28.7%)	437 (35.7%)	695 (30.0%)	1,132 (32.0%)	597 (28.9%)	1,012 (30.4%)	1,609 (29.8%)
H21	84 (11.1%)	269 (31.8%)	353 (22.0%)	27 (33.8%)	17 (29.8%)	44 (32.1%)	353 (29.8%)	548 (28.5%)	901 (29.0%)	464 (23.0%)	834 (29.5%)	1,298 (26.8%)
H22	70 (10.0%)	198 (33.3%)	268 (20.7%)	24 (32.9%)	11 (25.0%)	35 (29.9%)	254 (22.1%)	436 (27.9%)	690 (25.5%)	348 (18.1%)	645 (29.3%)	993 (24.1%)
H23	61 (8.6%)	179 (30.8%)	240 (18.6%)	11 (16.7%)	4 (10.3%)	15 (14.3%)	222 (19.5%)	286 (26.4%)	508 (22.8%)	294 (15.3%)	469 (27.5%)	763 (21.1%)
H24	69 (9.9%)	168 (33.2%)	237 (19.7%)	18 (25.7%)	8 (21.6%)	26 (24.3%)	213 (20.2%)	213 (27.2%)	426 (23.2%)	300 (16.4%)	389 (29.4%)	689 (21.9%)
H25	56 (8.6%)	154 (34.5%)	210 (19.1%)	10 (14.1%)	5 (20.8%)	15 (15.8%)	141 (15.8%)	148 (24.3%)	289 (19.2%)	207 (12.8%)	307 (28.4%)	514 (19.1%)
H26	48 (7.7%)	134 (35.8%)	182 (18.2%)	9 (15.8%)	3 (21.4%)	12 (16.9%)	123 (15.8%)	105 (24.8%)	228 (19.0%)	180 (12.3%)	242 (29.8%)	422 (18.6%)

③ 学部系統別の入学状況

(単位：人)

区 分		法 学	文系 (法学以外)	理 系	そ の 他	計
国 立	H16	1,180 (69.4%)	291 (17.1%)	157 (9.2%)	73 (4.3%)	1,701
	H17	1,309 (73.8%)	273 (15.4%)	141 (8.0%)	50 (2.8%)	1,773
	H18	1,384 (76.0%)	284 (15.6%)	100 (5.5%)	54 (3.0%)	1,822
	H19	1,365 (76.2%)	277 (15.5%)	102 (5.7%)	47 (2.6%)	1,791
	H20	1,290 (74.8%)	276 (16.0%)	109 (6.3%)	49 (2.8%)	1,724
	H21	1,242 (77.5%)	199 (12.4%)	102 (6.4%)	60 (3.7%)	1,603
	H22	1,041 (80.3%)	155 (12.0%)	60 (4.6%)	41 (3.1%)	1,297
	H23	1,043 (80.9%)	163 (12.7%)	53 (4.1%)	30 (2.3%)	1,289
	H24	1,009 (83.8%)	123 (10.2%)	41 (3.4%)	31 (2.6%)	1,204
	H25	882 (80.2%)	146 (13.3%)	41 (3.7%)	31 (2.8%)	1,100
	H26	835 (83.7%)	118 (11.8%)	34 (3.4%)	11 (1.1%)	998
公 立	H16	86 (64.7%)	35 (26.3%)	8 (6.0%)	4 (3.0%)	133
	H17	94 (72.3%)	18 (13.8%)	14 (10.8%)	4 (3.1%)	130
	H18	106 (77.9%)	22 (16.2%)	2 (1.5%)	6 (4.4%)	136
	H19	114 (80.3%)	17 (12.0%)	5 (3.5%)	6 (4.2%)	142
	H20	114 (83.8%)	12 (8.8%)	9 (6.6%)	1 (0.7%)	136
	H21	103 (75.2%)	28 (20.4%)	1 (0.7%)	5 (3.6%)	137
	H22	90 (76.9%)	13 (11.1%)	3 (2.6%)	11 (9.4%)	117
	H23	81 (77.1%)	19 (18.1%)	4 (3.8%)	1 (1.0%)	105
	H24	92 (86.0%)	11 (10.3%)	2 (1.9%)	2 (1.9%)	107
	H25	87 (91.6%)	5 (5.3%)	1 (1.0%)	2 (2.1%)	95
	H26	61 (85.9%)	9 (12.7%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	71
私 立	H16	2,513 (63.9%)	943 (24.0%)	321 (8.2%)	156 (4.0%)	3,933
	H17	2,481 (68.1%)	759 (20.9%)	277 (7.6%)	124 (3.4%)	3,641
	H18	2,660 (69.5%)	832 (21.8%)	224 (5.9%)	110 (2.9%)	3,826
	H19	2,744 (72.6%)	767 (20.3%)	166 (4.4%)	103 (2.7%)	3,780
	H20	2,583 (73.0%)	684 (19.3%)	164 (4.6%)	106 (3.0%)	3,537
	H21	2,275 (73.3%)	574 (18.5%)	144 (4.6%)	111 (3.6%)	3,104
	H22	2,123 (78.4%)	404 (14.9%)	68 (2.5%)	113 (4.2%)	2,708
	H23	1,748 (78.5%)	335 (15.0%)	76 (3.5%)	67 (3.0%)	2,226
	H24	1,458 (79.3%)	272 (14.8%)	51 (2.8%)	58 (3.2%)	1,839
	H25	1,227 (81.6%)	197 (13.1%)	42 (2.8%)	37 (2.5%)	1,503
	H26	1,030 (85.6%)	125 (10.4%)	24 (2.0%)	24 (2.0%)	1,203

(単位：人)

区 分		法 学	文系 (法学以外)	理 系	そ の 他	計
計	H16	3,779 (65.5%)	1,269 (22.0%)	486 (8.4%)	233 (4.0%)	5,767
	H17	3,884 (70.1%)	1,050 (18.9%)	432 (7.8%)	178 (3.2%)	5,544
	H18	4,150 (71.7%)	1,138 (19.7%)	326 (5.6%)	170 (2.9%)	5,784
	H19	4,223 (73.9%)	1,061 (18.6%)	273 (4.8%)	156 (2.7%)	5,713
	H20	3,987 (73.9%)	972 (18.0%)	282 (5.2%)	156 (2.9%)	5,397
	H21	3,620 (74.7%)	801 (16.5%)	247 (5.1%)	176 (3.6%)	4,844
	H22	3,254 (78.9%)	572 (13.9%)	131 (3.2%)	165 (4.0%)	4,122
	H23	2,872 (79.3%)	517 (14.3%)	134 (3.7%)	97 (2.7%)	3,620
	H24	2,559 (81.2%)	406 (12.9%)	94 (3.0%)	91 (2.9%)	3,150
	H25	2,196 (81.4%)	348 (12.9%)	84 (3.1%)	70 (2.6%)	2,698
	H26	1,926 (84.8%)	252 (11.1%)	58 (2.6%)	36 (1.6%)	2,272

(注) 「文系」は人文科学・社会科学系学部、「理系」は理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は家政・教育・芸術系学部その他。

各法科大学院の入学選抜実施状況等

平成26年4月1日現在

法科大学院 別	入学選抜実施状況											競争倍率											入学定員充足率					司法試験合格率																																			
	受験者数					合格者数					入学者数					競争倍率					入学定員充足率					司法試験合格率																																					
	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H26	H25	H24	H23	H22	H21	(参考) H22年 おける 新司法 試験 合格率																										
1 北海道大学	80	80	80	80	80	80	204	342	439	554	384	464	173	286	371	474	341	413	413	78	93	110	111	101	132	43	2	8	63	9	15	72	10	9	78	10	15	76	9	13	93	24	18	222	308	337	427	338	3.13	0.54	0.79	0.90	0.98	0.95	0.93	33.3%	34.0%	30.0%	43.1%	40.4%	59.9%		
2 東北大学	50	80	80	80	80	80	134	190	214	290	274	449	104	158	197	239	215	347	132	43	11	5	35	7	4	58	12	13	77	27	14	79	23	19	102	28	24	146	200	2.16	2.44	2.29	2.63	0.86	0.44	0.73	0.96	0.99	1.02	22.5%	22.0%	31.8%	36.5%	19.5%	43.9%								
3 筑波大学	36	36	36	36	36	36	73	90	141	156	216	278	68	82	130	147	204	268	47	40	47	39	45	48	37	37	26	27	13	35	35	18	36	36	19	36	36	13	40	23	145	205	2.77	3.77	4.53	5.58	1.03	0.75	0.97	1.00	1.00	1.00	16.1%	14.3%	7.3%	25.6%	8.8%	22.5%					
4 千葉大学	40	40	40	40	40	40	179	186	286	465	419	725	161	169	248	412	360	604	70	68	82	69	73	71	44	3	4	27	11	11	44	5	8	44	7	6	41	9	9	230	249	3.02	5.97	4.93	8.51	1.10	1.18	1.10	1.03	0.82	0.82	36.9%	31.8%	39.2%	43.5%	37.5%	66.7%						
5 東京大学	240	240	240	240	240	240	638	800	919	1,215	954	914	590	739	886	1,161	900	856	237	240	240	239	238	278	223	26	32	232	19	44	229	22	40	274	24	58	249	308	3.69	4.86	3.78	3.08	0.93	0.97	0.95	0.95	1.01	0.91	0.91	55.2%	51.2%	50.5%	48.9%	55.5%	73.1%								
6 一橋大学	85	85	85	85	85	85	356	514	593	501	579	600	264	402	473	412	484	470	92	91	91	92	92	105	88	5	7	87	10	13	88	18	19	87	15	13	88	11	14	103	16	22	287	442	5.20	4.48	5.26	4.48	1.04	1.02	1.04	1.02	1.04	1.03	54.5%	57.0%	57.7%	50.0%	62.9%	82.6%			
7 横浜国立大学	40	40	40	40	40	40	73	119	136	189	248	377	69	105	128	157	210	37	52	60	54	53	59	19	9	4	29	13	14	42	20	6	43	17	13	42	16	12	50	34	18	186	202	2.13	2.91	3.96	5.25	0.48	0.73	1.05	1.08	1.05	1.00	15.1%	14.5%	13.5%	19.1%	25.3%	22.9%				
8 新潟大学	20	20	35	35	35	35	14	28	30	83	71	130	12	24	25	73	66	121	6	12	14	36	36	66	1	0	0	5	2	1	5	0	26	2	6	22	2	5	29	8	7	200	200	1.79	2.03	1.83	1.83	0.05	0.25	0.14	0.74	0.63	0.48	18.9%	19.0%	10.4%	11.0%	17.3%	40.0%				
9 金沢大学	25	25	25	25	25	25	29	67	109	119	87	121	23	58	88	95	76	84	11	26	40	52	38	50	8	2	2	20	8	7	23	6	4	18	4	5	16	4	8	209	223	2.20	1.83	2.00	1.68	0.32	0.80	0.92	0.72	0.64	0.48	17.9%	14.6%	23.4%	31.5%	22.4%	35.5%						
10 信州大学	●	18	18	18	18	18	30	29	48	64	44	75	30	28	42	54	41	73	15	14	21	34	34	39	9	3	3	10	3	3	18	5	6	19	6	7	17	6	9	17	7	10	200	200	2.00	1.59	1.21	1.87	0.50	0.56	1.00	1.06	0.94	0.43	10.0%	7.4%	7.7%	12.2%	15.4%	13.5%			
11 静岡大学	●	20	20	20	20	20	16	40	38	69	48	75	15	27	33	54	44	63	8	13	14	22	26	36	3	0	1	8	3	3	8	5	3	10	1	4	13	4	3	23	6	8	188	208	2.36	2.45	1.69	1.75	0.15	0.40	0.40	0.50	0.65	0.77	3.4%	14.9%	14.9%	16.2%	11.1%	52.9%			
12 名古屋大学	●	70	70	70	70	70	216	214	366	415	526	357	179	163	314	379	467	283	77	80	83	99	96	96	61	14	9	63	12	11	68	12	7	84	20	11	65	18	13	91	12	14	232	204	3.78	3.83	5.25	2.95	0.87	0.90	0.97	1.20	0.93	1.14	33.3%	32.6%	31.6%	35.3%	33.3%	47.4%			
13 京都大学	●	160	160	160	160	160	428	520	680	560	682	796	383	455	616	501	623	717	168	172	172	170	172	213	161	29	30	162	29	31	170	21	26	159	26	26	166	26	26	166	26	29	206	41	40	228	265	3.58	2.95	3.62	3.37	1.01	1.01	1.06	0.99	1.04	1.03	52.4%	54.3%	54.6%	48.7%	50.3%	79.7%
14 大阪大学	●	80	80	80	80	80	419	411	602	720	690	776	392	378	574	688	663	727	195	179	206	185	180	231	80	8	11	91	15	15	84	4	7	86	9	17	82	5	19	99	6	16	201	211	2.79	3.72	3.68	3.15	1.00	1.14	1.05	1.08	1.03	0.99	36.4%	41.8%	28.7%	38.9%	33.5%	63.4%			
15 神戸大学	●	80	80	80	80	80	462	568	758	854	888	948	400	502	723	809	839	905	198	197	201	205	194	218	77	12	6	84	12	9	84	15	11	85	7	11	83	12	14	97	13	16	202	255	3.60	3.95	4.32	4.15	0.96	1.05	1.05	1.04	0.97	0.97	36.6%	45.8%	46.6%	34.0%	49.0%	81.3%			
16 鳥根大学	●	20	20	20	20	20	12	11	16	31	19	49	12	9	15	31	16	47	5	4	8	15	12	27	3	2	2	2	0	1	3	0	0	10	3	2	11	6	3	18	10	6	240	225	1.88	2.07	1.33	1.74	0.15	0.10	0.15	0.50	0.55	0.60	16.7%	5.9%	8.7%	10.3%	4.3%	11.1%			
17 岡山大学	●	45	45	45	45	45	76	101	146	165	116	129	63	90	128	146	106	114	33	44	53	56	52	81	17	1	1	25	3	2	36	11	9	32	8	5	37	11	8	51	11	5	191	205	2.42	2.61	2.04	1.41	0.38	0.56	0.80	0.71	0.82	0.85	24.3%	15.4%	31.5%	15.1%	25.0%	48.7%			
18 広島大学	●	48	48	48	48	48	100	99	131	181	179	176	92	87	107	139	142	153	45	43	52	84	75	92	21	6	3	27	9	6	29	9	6	44	6	10	44	11	7	58	13	16	204	202	2.06	1.65	1.89	1.66	0.44	0.56	0.60	0.92	0.92	0.97	18.8%	20.9%	12.5%	20.8%	25.0%	25.0%			
19 香川大学	●	20	20	20	20	20	12	22	34	47	47	73	12	22	34	45	39	67	6	11	17	22	36	44	3	1	0	6	2	4	6	3	2	10	4	3	18	9	3	15	5	5	200	200	2.00	2.05	1.08	1.52	0.15	0.30	0.30	0.50	0.90	0.50	18.5%	5.1%	4.5%	19.2%	7.1%	8.7%			
20 九州大学	●	70	70	70	70	70	127	167	247	216	280	354	119	153	227	190	251	354	59	76	107	100	97	116	34	4	2	50	9	5	71	8	5	79	11	6	83	17	7	99	20	13	202	201	2.12	1.90	2.59	3.05	0.49	0.71	0.89	1.04	0.99	1.04	24.1%	26.2%	21.0%	26.3%	26.4%	48.4%			
21 熊本大学	●	16	22	22	22	22	25	36	39	47	82	98	21	34	37	35	76	91	10	17	18	18	37	54	8	2	1	9	4	2	11	4	2	16	6	7	19	3	5	35	6	11	210	200	2.06	1.94	2.05	1.69	0.50	0.41	0.50	0.73	0.86	1.17	14.3%	12.2%	10.3%	20.6%	15.6%	25.0%			
22 鹿児島大学	●	15	15	15	15	15	8	10	16	28	33	51	8	8	16	25	32	42	4	4	8	12	16	27	3	3	3	4	1	0	5	0	0	7	2	1	9	4	4	14	7	5	200	200	2.00	2.08	2.00	1.56	0.20	0.27	0.33	0.47	0.60	0.47	2.9%	10.8%	6.3%	0.0%	5.7%	11.1%			
23 琉球大学	●	22	22	22	22	22	40	51	58	36	47	98	34	49	56	31	38	84	15	20	22	18	28	38	12	2	3	14	2	4	15	7	4	11	2	1	21	6	3	29	9	9	227	245	2.55	1.72	1.36	2.21	0.55	0.64	0.68	0.90	0.95	0.97	18.8%	16.7%	16.7%	13.2%	10.0%	33.3%			
24 首都大学東京	●	52	52	52	52	52	275	377	451	697	715	888	230	310	379	627	565	724	89	85	68	69	76	87	56	11	8	50	8	5	52	14	8	47	8	15	63	20	18	258	365	5.57	9.09	7.43	8.32	1.08	0.96	1.00	0.90	0.97	0.97	40.6%	39.6%	31.7%	29.7%	39.1%	62.7%						
25 大阪市立大学	●	60	60	60	60	60	139	211	364	442	491	565	120	184	311	386	410	429	59	91	127	129	130	120	15	1	2	45	7	3	55	12	7	58	7	9	54	15	9	203	202	2.45	2.99	3.15	3.58	0.25	0.75	0.92	0.97	0.90	0.99	33.0%	17.6%	25.0%	26.1%	25.0%	41.9%						
26 北海学園大学	●	25	25	25	25	25	16	26	40	65	58	64	14	25	39</																																																





## 各法科大学院の入学定員及び実入学者数の推移

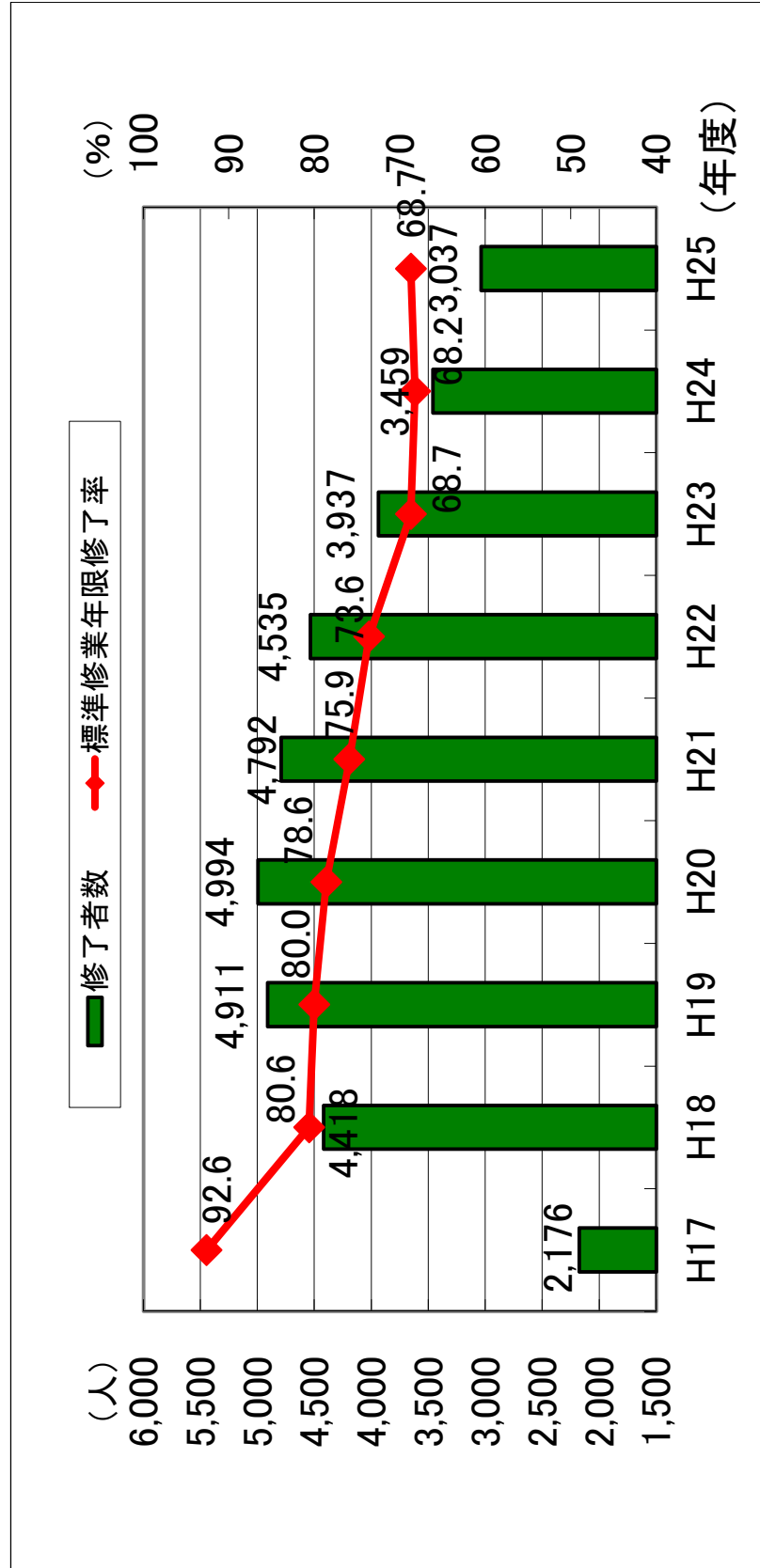
(平成26年6月末現在)

累積合格率	大学名	入学定員									実入学者数								備考			
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26				
										予定												
80.1%	一橋大学	100	100	100	85	85	85	85	85	85	0	▲15	104	100	103	88	87	88	87	88		
76.9%	東京大学	300	300	300	240	240	240	240	240	240	0	▲60	296	296	274	229	228	229	232	223		
76.3%	慶應義塾大学	260	260	260	260	230	230	230	230	230	0	▲30	259	235	248	235	229	230	216	199		
76.3%	京都大学	200	200	200	160	160	160	160	160	160	0	▲40	203	208	206	166	159	170	162	161		
70.1%	神戸大学	100	100	100	80	80	80	80	80	80	0	▲20	99	95	97	83	85	84	84	77		
68.4%	中央大学	300	300	300	300	270	270	270	270	270	0	▲30	276	321	291	271	271	247	202	238		
67.2%	千葉大学	50	50	50	40	40	40	40	40	40	0	▲10	50	47	41	41	44	44	47	44		
62.5%	首都大学東京	65	65	65	65	52	52	52	52	52	0	▲13	66	65	63	63	47	52	50	56		
61.7%	北海道大学	100	100	100	80	80	80	80	80	80	50	▲30	106	94	93	76	78	72	63	43		
61.2%	愛知大学	40	40	40	40	30	30	30	30	30	20	▲10	43	20	28	35	19	8	11	11		
61.1%	大阪大学	100	100	100	80	80	80	80	80	80	0	▲20	124	95	99	82	86	84	91	80		
58.3%	名古屋大学	80	80	80	70	70	70	70	70	70	0	▲10	83	83	91	65	84	68	63	61		
57.4%	早稲田大学	300	300	300	300	270	270	270	270	270	230	▲40	276	284	275	257	261	263	244	179		
53.8%	東北大学	100	100	100	80	80	80	80	80	80	50	0	112	103	102	79	77	58	35	43		
51.4%	大阪市立大学	75	75	75	60	60	60	60	60	60	0	▲15	76	71	74	54	58	55	45	15		
48.1%	九州大学	100	100	100	80	80	80	80	80	80	45	▲25	101	103	99	83	79	71	50	34		
47.7%	明治大学	200	200	200	170	170	170	170	170	170	0	▲30	240	178	175	296	100	131	137	50		
46.4%	上智大学	100	100	100	100	90	90	90	90	90	60	▲30	102	117	109	95	93	80	74	49		
45.8%	同志社大学	150	150	150	120	120	120	120	120	120	70	▲50	133	151	136	114	93	54	40	47		
42.7%	学習院大学	65	65	65	50	50	50	50	50	50	30	▲20	53	56	49	51	49	45	25	24		
42.3%	南山大学	50	50	50	50	40	40	40	40	40	30	0	47	64	36	27	26	32	14	6		
42.0%	岡山大学	60	60	60	45	45	45	45	45	45	30	▲15	54	58	51	37	32	36	25	17		
42.0%	山梨学院大学	40	40	40	35	35	35	30	20	15	▲5	25	43	41	21	19	19	12	8	11		
41.5%	広島大学	60	60	60	48	48	48	48	48	48	36	▲12	62	54	58	44	44	29	27	21		
41.1%	創価大学	50	50	50	35	35	35	35	30	30	0	▲20	53	50	41	32	35	28	23	25		
40.7%	立命館大学	150	150	150	150	130	130	130	130	100	100	0	148	146	139	133	107	87	57	42		
40.3%	関西学院大学	125	125	125	125	100	100	100	70	70	0	▲55	146	85	135	81	90	46	34	29		
40.1%	横浜国立大学	50	50	50	40	40	40	40	40	25	▲15	▲25	59	50	50	42	43	42	29	19		
39.5%	金沢大学	40	40	40	25	25	25	25	25	15	▲10	▲25	39	38	19	16	18	23	20	8		
38.1%	福岡大学	50	50	30	30	30	30	30	20	20	0	▲30	49	35	31	22	17	11	7	8		
36.4%	中京大学	30	30	30	30	25	25	25	25	20	▲5	▲10	34	23	23	10	4	13	9	8		
36.3%	立教大学	70	70	70	70	65	65	65	50	50	0	▲20	67	65	75	67	69	50	33	30		
35.9%	成蹊大学	50	50	50	50	45	45	45	45	30	▲15	▲20	56	53	52	41	49	30	31	15		
35.8%	法政大学	100	100	100	100	80	80	80	60	60	0	▲40	97	80	87	74	60	63	33	18		
33.7%	関西大学	130	130	130	130	100	100	100	40	40	0	▲90	142	136	128	101	54	40	28	27		
33.4%	専修大学	60	60	60	60	55	55	55	55	55	0	▲5	61	61	47	61	50	41	29	19		
32.6%	北海学園大学	30	30	30	30	25	25	25	25	18	▲7	▲12	33	27	20	19	22	15	8	3		
32.5%	琉球大学	30	30	30	22	22	22	22	22	16	▲6	▲14	29	32	29	21	11	15	14	12		
32.1%	新潟大学	60	60	60	35	35	35	20	20	20	募集停止	▲20	▲60	53	45	29	22	26	5	5	1	H27年度より学生募集停止予定
31.1%	名城大学	50	50	50	40	40	40	40	40	25	▲15	▲25	54	62	50	37	35	16	9	8		
30.4%	広島修道大学	50	50	50	30	30	30	30	30	30	募集停止	▲30	▲50	43	37	27	23	8	15	9	5	H27年度より学生募集停止予定
29.8%	甲南大学	60	60	60	50	50	50	50	26	26	0	▲34	71	68	49	36	21	24	13	15		
28.7%	熊本大学	30	30	30	22	22	22	22	16	16	0	▲14	28	25	35	19	16	11	9	8		
28.7%	近畿大学	60	60	60	40	40	40	40	30	30	0	▲30	48	42	23	22	19	6	16	6		
26.6%	筑波大学	40	40	40	36	36	36	36	36	36	0	▲4	43	40	40	36	36	35	27	37		
26.6%	青山学院大学	60	60	60	50	50	50	50	35	35	0	▲25	44	40	33	29	24	11	19	12		
26.0%	神奈川大学	50	50	50	35	35	35	25	25	16	▲9	▲34	49	43	20	17	13	8	6	2		
25.9%	関東学院大学	60	30	30	30	30	25	25	23	募集停止	▲23	▲60	33	24	16	16	14	4	6	8	H27年度より学生募集停止予定	
25.6%	西南学院大学	50	50	50	35	35	35	35	35	20	▲15	▲30	64	40	36	33	19	17	16	11		
25.3%	東洋大学	50	50	50	40	40	40	40	20	20	0	▲30	48	55	30	9	9	8	10	8	H28年度より学生募集停止予定	
24.5%	静岡大学	30	30	30	20	20	20	20	20	20	0	▲10	26	34	23	13	10	8	8	3		
24.3%	白鷲大学	30	30	30	25	25	20	20	16	募集停止	▲16	▲30	32	23	16	10	8	5	6	4	H27年度より学生募集停止予定	
23.4%	駒澤大学	50	50	50	50	45	36	36	36	36	0	▲14	52	47	33	28	15	9	7	8		
23.1%	日本大学	100	100	100	100	80	80	80	60	60	0	▲40	98	92	105	95	64	34	29	27		
23.0%	明治学院大学	80	80	80	60	60	60	募集停止	-	-	-	▲80	72	66	57	48	29	5	-	-	H25年度より学生募集停止	
23.0%	香川大学	30	30	30	20	20	20	20	20	募集停止	▲20	▲30	30	29	15	18	10	6	6	3	H27年度より学生募集停止予定	
22.7%	島根大学	30	30	30	20	20	20	20	20	募集停止	▲20	▲30	30	30	18	11	10	3	2	3	H27年度より学生募集停止予定	
20.0%	東北学院大学	50	50	50	30	30	30	30	募集停止	-	-	▲50	35	33	18	14	8	2	4	-	H26年度より学生募集停止	
19.1%	桐蔭横浜大学	70	70	70	60	60	50	50	30	30	0	▲40	69	70	53	41	38	20	15	9		
18.9%	大宮法科大学院大学	100	100	100	70	70	50	募集停止	-	-	-	▲100	66	77	47	43	27	11	-	-	H25年度より学生募集停止	
18.9%	久留米大学	40	40	40	30	30	30	30	15	募集停止	▲15	▲40	33	25	17	15	11	6	3	2	H27年度より学生募集停止予定	
18.4%	獨協大学	50	50	50	40	40	30	30	18	募集停止	▲18	▲50	53	51	40	16	7	9	9	6	H27年度より学生募集停止予定	
17.8%	神戸学院大学	60	60	60	35	35	35	募集停止	-	-	-	▲60	36	33	30	8	9	2	-	-	H25年度より学生募集停止	
17.1%	信州大学	40	40	40	18	18	18	18	18	募集停止	▲18	▲40	30	40	17	17	19	18	10	9	H27年度より学生募集停止予定	
16.8%	國學院大学	50	50	50	40	40	40	30	25	15	▲10	▲35	49	49	31	25	16	11	13	8		
16.4%	駿河台大学	60	60	60	48	48	48	募集停止	-	-	-	▲60	60	65	61	32	24	5	-	-	H25年度より学生募集停止	
14.4%	大東文化大学	50	50	50	40	40	40	40	40	募集停止	▲40	▲50	48	51	41	27	33	24	12	12	H27年度より学生募集停止予定	
13.7%	東海大学	50	50	50	40	30	30	30	募集停止	▲30	▲50	51	39	21	5	15	11	4	1	1	H27年度より学生募集停止予定	
13.3%	龍谷大学	60	60	60	30	25	25	25	25	募集停止	▲25	▲60	58	51	31	10	31	26	15	4	H27年度より学生募集停止予定	
13.1%	愛知学院大学	35	35	35	35	25	25	25	20	20	0	▲15	33	34	16	10	4	6	8	2		
12.2%	京都産業大学	60	60	60	40	40	32	18	18	18	0	▲42	64	44	19	7	4	12	9	7		
11.7%	鹿児島大学	30	30	30	15	15	15	15	15	募集停止	▲15	▲30	30	25	14	9	7	5	4	3	H27年度より学生募集停止予定	
10.2%	大阪学院大学	50	50	50	45	30	30	募集停止	-	-	-	▲50	51	41	33	11	4	6	2	-		



# 「修了認定の厳格化」の進捗状況

- ・ 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。



## 法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～平成25年度）

## 1. 平成17～25年度修了者数比較

平成26年3月31日現在

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			未修者 (3年コース)	既修者 (2年コース)		
平成17年度	国 立	663 (90.0%)	-	663 (90.0%)	-	663
	公 立	68 (89.5%)	-	68 (89.5%)	-	68
	私 立	1,445 (94.0%)	-	1,445 (94.0%)	-	1,445
	合 計	2,176 (92.6%)	-	2,176 (92.6%)	-	2,176
平成18年度	国 立	1,356 (81.4%)	728 (75.5%)	628 (89.5%)	15	1,371
	公 立	131 (92.9%)	49 (86.0%)	82 (97.6%)	1	132
	私 立	2,896 (79.8%)	1,787 (74.6%)	1,109 (89.8%)	19	2,915
	合 計	4,383 (80.6%)	2,564 (75.1%)	1,819 (90.0%)	35	4,418
平成19年度	国 立	1,445 (80.7%)	786 (73.5%)	659 (91.4%)	107	1,552
	公 立	110 (85.9%)	35 (77.8%)	75 (90.4%)	4	114
	私 立	2,986 (79.5%)	1,748 (72.8%)	1,238 (91.6%)	259	3,245
	合 計	4,541 (80.0%)	2,569 (73.0%)	1,972 (91.5%)	370	4,911
平成20年度	国 立	1,515 (80.8%)	783 (71.2%)	732 (94.5%)	162	1,677
	公 立	116 (84.7%)	43 (81.1%)	73 (86.9%)	2	118
	私 立	2,906 (77.3%)	1,715 (69.4%)	1,191 (92.5%)	293	3,199
	合 計	4,537 (78.6%)	2,541 (70.1%)	1,996 (93.0%)	457	4,994
平成21年度	国 立	1,398 (79.3%)	686 (67.5%)	712 (95.4%)	183	1,581
	公 立	128 (91.4%)	51 (87.9%)	77 (93.9%)	8	136
	私 立	2,737 (73.7%)	1,655 (66.5%)	1,082 (88.5%)	338	3,075
	合 計	4,263 (75.9%)	2,392 (67.1%)	1,871 (91.2%)	529	4,792

※（ ）内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学既修者		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち法学未修者 (3年コース)	うち法学既修者 (2年コース)		
平成22年度	国 立	1,363 (79.4%)	668 (68.2%)	695 (94.2%)	160	1,523
	公 立	116 (86.6%)	43 (79.6%)	73 (91.3%)	5	121
	私 立	2,452 (70.2%)	1,430 (61.8%)	1,022 (86.6%)	439	2,891
	合 計	3,931 (73.6%)	2,141 (64.0%)	1,790 (89.6%)	604	4,535
平成23年度	国 立	1,142 (73.7%)	524 (60.6%)	618 (90.1%)	192	1,334
	公 立	105 (80.8%)	33 (57.9%)	72 (98.6%)	5	110
	私 立	2,016 (65.7%)	1,056 (55.0%)	960 (83.7%)	477	2,493
	合 計	3,263 (68.7%)	1,613 (56.8%)	1,650 (86.6%)	674	3,937
平成24年度	国 立	995 (75.4%)	361 (59.1%)	634 (89.4%)	173	1,168
	公 立	90 (81.8%)	29 (65.9%)	61 (92.4%)	14	104
	私 立	1,729 (64.2%)	781 (50.2%)	948 (83.2%)	458	2,187
	合 計	2,814 (68.2%)	1,171 (53.0%)	1,643 (85.8%)	645	3,459
平成25年度	国 立	901 (70.4%)	313 (53.9%)	588 (84.2%)	170	1,071
	公 立	87 (79.8%)	25 (64.1%)	62 (88.6%)	10	97
	私 立	1,437 (67.1%)	573 (53.0%)	864 (81.7%)	432	1,869
	合 計	2,425 (68.7%)	911 (53.5%)	1,514 (83.0%)	612	3,037

※ ( )内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

(参考) 平成16年度法学既修者入学者数	2,350 人 (国立: 737人 公立: 76人 私立: 1,537人)
平成16年度法学未修者入学者数	3,416 人 (国立: 964人 公立: 57人 私立: 2,395人)
平成17年度法学既修者入学者数	2,021 人 (国立: 702人 公立: 84人 私立: 1,235人)
平成17年度法学未修者入学者数	3,517 人 (国立: 1,070人 公立: 45人 私立: 2,402人)
平成18年度法学既修者入学者数	2,156 人 (国立: 721人 公立: 83人 私立: 1,352人)
平成18年度法学未修者入学者数	3,625 人 (国立: 1,100人 公立: 53人 私立: 2,472人)
平成19年度法学既修者入学者数	2,147 人 (国立: 775人 公立: 84人 私立: 1,288人)
平成19年度法学未修者入学者数	3,563 人 (国立: 1,016人 公立: 58人 私立: 2,489人)
平成20年度法学既修者入学者数	2,051 人 (国立: 746人 公立: 82人 私立: 1,223人)
平成20年度法学未修者入学者数	3,346 人 (国立: 979人 公立: 54人 私立: 2,313人)
平成21年度法学既修者入学者数	1,998 人 (国立: 738人 公立: 80人 私立: 1,180人)
平成21年度法学未修者入学者数	2,842 人 (国立: 864人 公立: 57人 私立: 1,921人)
平成22年度法学既修者入学者数	1,906 人 (国立: 686人 公立: 73人 私立: 1,147人)
平成22年度法学未修者入学者数	2,211 人 (国立: 611人 公立: 44人 私立: 1,556人)
平成23年度法学既修者入学者数	1,914 人 (国立: 709人 公立: 66人 私立: 1,139人)
平成23年度法学未修者入学者数	1,703 人 (国立: 581人 公立: 39人 私立: 1,083人)
平成24年度法学既修者入学者数	1,825 人 (国立: 698人 公立: 70人 私立: 1,057人)

※ 入学者数は、各年度の修了認定状況調査の結果による

## 2. 修了しなかった者の事由

平成26年3月31日現在

区 分		退 学	うち司法試験 合格者		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち左記以外			
平成17年度	国 立	47 (63.5%)	42 (56.8%)	5 (6.8%)	27 (36.5%)	74 (100%)
	公 立	6 (75.0%)	5 (62.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	8 (100%)
	私 立	64 (69.6%)	43 (46.7%)	21 (22.8%)	28 (30.4%)	92 (100%)
	合 計	117 (67.2%)	90 (51.7%)	27 (15.5%)	57 (32.8%)	174 (100%)
平成18年度	国 立	113 (36.5%)	36 (11.6%)	77 (24.8%)	197 (63.5%)	310 (100%)
	公 立	4 (40.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	6 (60.0%)	10 (100%)
	私 立	317 (43.2%)	35 (4.8%)	282 (38.4%)	417 (56.8%)	734 (100%)
	合 計	434 (41.2%)	72 (6.8%)	362 (34.3%)	620 (58.8%)	1,054 (100%)
平成19年度	国 立	123 (35.5%)	25 (7.2%)	98 (28.3%)	223 (64.5%)	346 (100%)
	公 立	13 (72.2%)	5 (27.8%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	18 (100%)
	私 立	313 (40.8%)	31 (4.0%)	282 (36.7%)	455 (59.2%)	768 (100%)
	合 計	449 (39.7%)	61 (5.4%)	388 (34.3%)	683 (60.3%)	1,132 (100%)
平成20年度	国 立	111 (30.8%)	10 (2.8%)	101 (28.1%)	249 (69.2%)	360 (100%)
	公 立	13 (61.9%)	7 (33.3%)	6 (28.6%)	8 (38.1%)	21 (100%)
	私 立	377 (44.1%)	21 (2.5%)	356 (41.7%)	477 (55.9%)	854 (100%)
	合 計	501 (40.6%)	38 (3.1%)	463 (37.5%)	734 (59.4%)	1,235 (100%)
平成21年度	国 立	117 (32.1%)	9 (2.5%)	108 (29.7%)	247 (67.9%)	364 (100%)
	公 立	5 (41.7%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	7 (58.3%)	12 (100%)
	私 立	424 (43.5%)	11 (1.1%)	413 (42.4%)	551 (56.5%)	975 (100%)
	合 計	546 (40.4%)	22 (1.6%)	524 (38.8%)	805 (59.6%)	1,351 (100%)

※ ( )内は、各設置者別の合計に対する割合

※ 「うち司法試験合格者」は、平成24年度までは旧司法試験合格者、平成25年度は(新)司法試験合格者について集計

区 分		退 学			その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち司法試験 合格者	うち左記以外		
平成22年度	国 立	102 (28.8%)	6 (1.7%)	96 (27.1%)	252 (71.2%)	354 (100%)
	公 立	10 (55.6%)	3 (16.7%)	7 (38.9%)	8 (44.4%)	18 (100%)
	私 立	431 (41.4%)	4 (0.4%)	427 (41.0%)	610 (58.6%)	1,041 (100%)
	合 計	543 (38.4%)	13 (0.9%)	530 (37.5%)	870 (61.6%)	1,413 (100%)
平成23年度	国 立	169 (41.4%)	12 (2.9%)	157 (38.5%)	239 (58.6%)	408 (100%)
	公 立	10 (40.0%)	0 (0.0%)	10 (40.0%)	15 (60.0%)	25 (100%)
	私 立	487 (46.3%)	3 (0.3%)	484 (46.0%)	565 (53.7%)	1,052 (100%)
	合 計	666 (44.8%)	15 (1.0%)	651 (43.8%)	819 (55.2%)	1,485 (100%)
平成24年度	国 立	104 (32.0%)	4 (1.2%)	100 (30.8%)	221 (68.0%)	325 (100%)
	公 立	8 (40.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	20 (100%)
	私 立	459 (47.3%)	1 (0.1%)	458 (47.2%)	512 (52.7%)	971 (100%)
	合 計	571 (43.4%)	5 (0.4%)	566 (43.0%)	745 (56.6%)	1,316 (100%)
平成25年度	国 立	151 (39.9%)	23 (6.1%)	128 (33.9%)	227 (60.1%)	378 (100%)
	公 立	14 (63.6%)	0 (0.0%)	14 (63.6%)	8 (36.4%)	22 (100%)
	私 立	316 (45.0%)	0 (0.0%)	316 (45.0%)	387 (55.0%)	703 (100%)
	合 計	481 (43.6%)	23 (2.1%)	458 (41.5%)	622 (56.4%)	1,103 (100%)

※ ( )内は、各設置者別の合計に対する割合

※ 「うち司法試験合格者」は、平成24年度までは旧司法試験合格者、平成25年度は(新)司法試験合格者について集計

## 標準修業年限修了の状況(既修・未修別)

入学年度	A：既修者				B：未修者						
	入学者数 合計 (A+B)	うち法学部出身者		うち非法学部出身者		うち法学部出身者		うち非法学部出身者			
			うち社会人	うち社会人	うち社会人	うち社会人	うち社会人	うち社会人			
平成16年度	5,711	2,349	1,993	709	356	213	3,362	1,734	678	1,628	1,056
	4,740	2,176	1,841	656	335	198	2,564	1,336	519	1,228	776
	83.0%	92.6%	92.4%	92.5%	94.1%	93.0%	76.3%	77.0%	76.5%	75.4%	73.5%
平成17年度	5,477	2,020	1,800	469	220	118	3,457	2,050	588	1,407	795
	4,388	1,819	1,629	418	190	99	2,569	1,612	442	957	530
	80.1%	90.0%	90.5%	89.1%	86.4%	83.9%	74.3%	78.6%	75.2%	68.0%	66.7%
平成18年度	5,728	2,155	1,834	478	321	162	3,573	2,274	526	1,299	646
	4,513	1,972	1,688	431	284	137	2,541	1,681	386	860	425
	78.8%	91.5%	92.0%	90.2%	88.5%	84.6%	71.1%	73.9%	73.4%	66.2%	65.8%
平成19年度	5,654	2,145	1,827	441	318	153	3,509	2,374	489	1,135	565
	4,388	1,996	1,705	404	291	137	2,392	1,684	338	708	359
	77.6%	93.1%	93.3%	91.6%	91.5%	89.5%	68.2%	70.9%	69.1%	62.4%	63.5%
平成20年度	5,350	2,050	1,786	420	264	123	3,300	2,174	443	1,126	559
	4,012	1,871	1,641	364	230	107	2,141	1,472	285	669	324
	75.0%	91.3%	91.9%	86.7%	87.1%	87.0%	64.9%	67.7%	64.3%	59.4%	58.0%
平成21年度	4,830	1,998	1,706	307	292	133	2,832	1,887	411	945	456
	3,403	1,790	1,550	259	240	99	1,613	1,139	221	474	215
	70.5%	89.6%	90.9%	84.4%	82.2%	74.4%	57.0%	60.4%	53.8%	50.2%	47.1%
平成22年度	4,118	1,903	1,681	237	222	105	2,215	1,505	304	710	354
	2,821	1,650	1,471	189	179	84	1,171	840	146	331	147
	68.5%	86.7%	87.5%	79.7%	80.6%	80.0%	52.9%	55.8%	48.0%	46.6%	41.5%
平成23年度	3,606	1,914	1,701	211	213	83	1,692	1,154	190	537	245
	2,554	1,643	1,472	172	171	65	911	646	94	264	109
	70.8%	85.8%	86.5%	81.5%	80.3%	78.3%	53.8%	56.0%	49.5%	49.2%	44.5%
平成24年度		1,825	1,614	204	211	98					
		1,514	1,350	154	164	72					
		83.0%	83.6%	75.5%	77.7%	73.5%					

上段：人数(人)

中段：標準修業年限修了者数(人)

下段：標準修業年限修了率(%)

※長期履修者を除く



## 進級率の推移(未修者1年次から2年次への進級率)

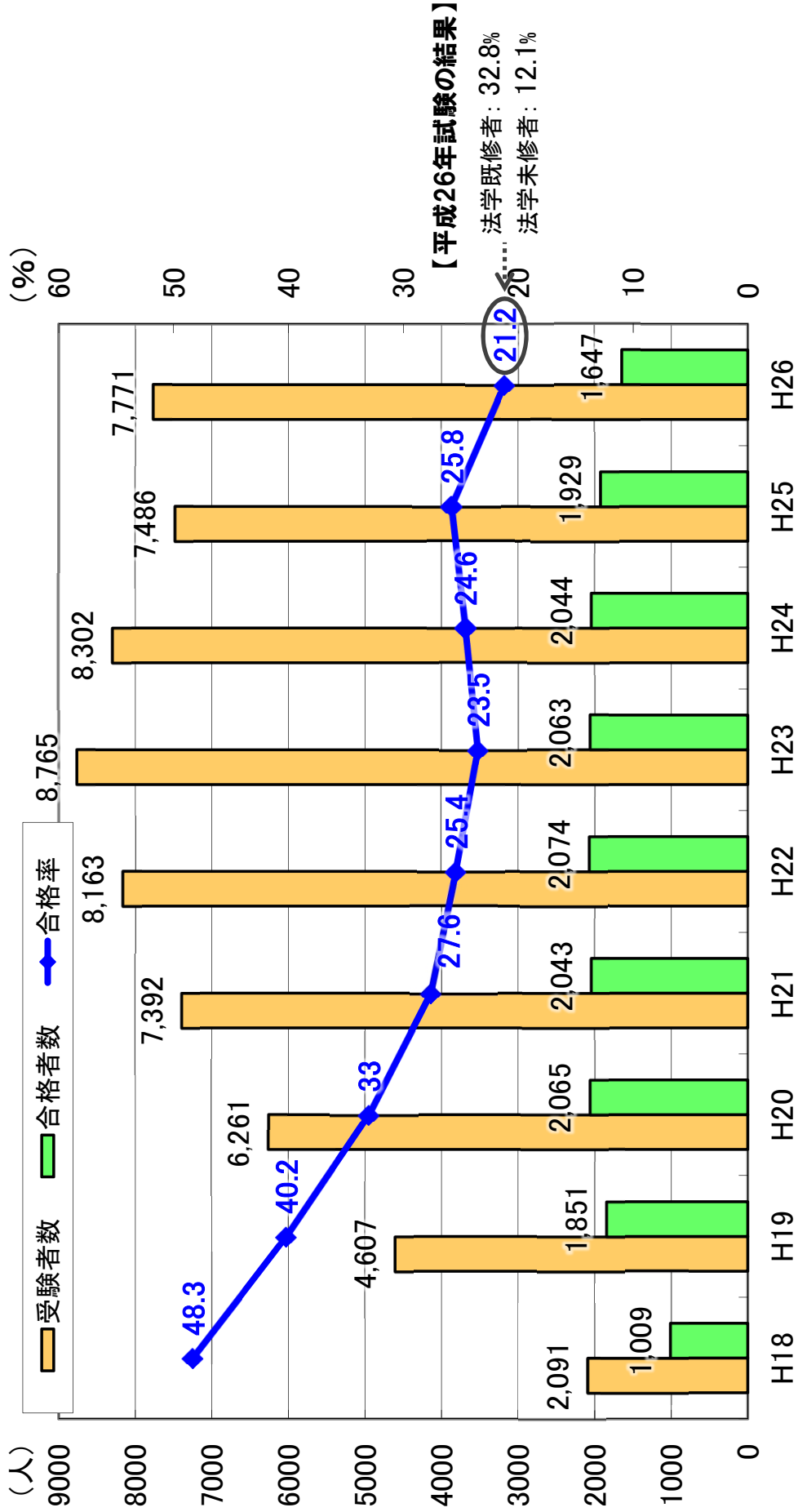
進級判定 対象年度	うち法学部出身者		うち非法学部出身者	
	うち法学部出身者	うち社会人	うち非法学部出身者	うち社会人
平成16年度	2,419	1,257	485	1,162
	94.7%	95.0%	94.3%	94.5%
平成17年度	2,617	1,557	444	1,060
	92.9%	94.3%	94.8%	90.5%
平成18年度	2,687	1,695	386	992
	89.5%	90.9%	92.0%	87.1%
平成19年度	2,466	1,669	341	797
	87.5%	88.7%	89.0%	88.4%
平成20年度	2,775	1,807	347	968
	84.8%	85.7%	87.0%	84.5%
平成21年度	2,522	1,684	330	838
	79.0%	79.9%	78.2%	75.3%
平成22年度	2,224	1,508	309	716
	75.8%	77.4%	76.1%	72.1%
平成23年度	1,373	955	174	418
	76.3%	78.2%	84.1%	69.4%
平成24年度	1,089	757	145	332
	74.3%	75.1%	71.1%	72.0%
平成25年度	919	624	112	295
	70.8%	73.4%	68.7%	60.9%

上段:1年次から2年次への進級判定対象者数(人)  
 中段:進級者数(人)  
 下段:進級率(%)

※長期履修者を除く

# 司法試験合格率のこれまでの推移

- ・ 平成22年頃に合格者数を年間3,000人とするとの政府目標は実現せず。
- ・ 受験者数の累増が一巡してから、合格率は上昇傾向にあったが、平成26年は低下。



※平成24～26年の結果については、予備試験合格者の受験者数及び合格者数を除いて算出。

各年度修了者の平成26年までの司法試験合格状況

大学名	入学定員 (H26)		17年度修了者(18~22年受験可)			18年度修了者(19~23年受験可)			19年度修了者(20~24年受験可)			20年度修了者(21~25年受験可)			大学名		
	修了者数 [A]	18~22年合格者数 [B]	B/A (%)	A-B	修了者数 [A]	19~23年合格者数 [B]	B/A (%)	A-B	修了者数 [A]	20~24年合格者数 [B]	B/A (%)	A-B	修了者数 [A]	21~25年合格者数 [B]		B/A (%)	A-B
1 北海道	80	32	78.0	9	95	55	57.9	40	89	46	51.7	43	107	72	67.3	35	北海道
2 東北	50	29	64.4	16	79	58	73.4	21	93	56	60.2	37	108	58	53.7	50	東北
3 千葉	40	24	85.7	4	55	39	70.9	16	51	36	70.6	15	39	29	74.4	10	千葉
4 筑波	36	-	-	-	-	-	-	-	31	8	25.8	31	36	6	16.7	30	筑波
5 東京	240	152	85.4	26	282	217	77.0	65	276	204	73.9	72	281	221	78.6	60	東京
6 一橋	85	52	86.7	8	90	73	81.1	17	50	76	76.8	23	101	83	82.2	18	一橋
7 横浜国立	40	10	100.0	0	39	17	43.6	22	50	26	52.0	24	46	24	52.2	22	横浜国立
8 新潟	20	5	50.0	5	36	11	30.6	25	34	12	35.3	22	61	13	21.3	48	新潟
9 信州	18	-	-	-	-	-	-	-	29	8	3.4	29	28	8	28.6	20	信州
10 静岡	20	-	-	-	-	-	-	-	27	8	29.6	19	29	3	10.3	26	静岡
11 金沢	25	2	100.0	0	31	12	38.7	19	37	9	24.3	28	26	13	50.0	13	金沢
12 名古屋	70	29	79.3	6	65	41	63.1	24	79	50	63.3	29	81	47	58.0	34	名古屋
13 京都	160	134	85.1	20	189	135	71.4	54	191	126	66.0	65	187	150	80.2	37	京都
14 大阪	80	21	81.0	4	77	45	58.4	32	95	55	57.9	40	119	67	56.3	52	大阪
15 神戸	80	62	80.6	12	80	64	80.0	16	91	68	74.7	23	105	75	71.4	30	神戸
16 島根	20	1	100.0	0	28	7	25.0	21	18	3	16.7	15	15	1	6.7	14	島根
17 岡山	45	12	50.0	6	24	12	50.0	12	34	16	47.1	18	33	8	24.2	25	岡山
18 広島	48	12	75.0	3	29	16	55.2	13	41	24	58.5	17	52	18	34.6	34	広島
19 香川	20	-	-	-	20	7	35.0	13	25	5	20.0	20	32	4	12.5	28	香川
20 九州	70	14	85.7	2	79	33	41.8	46	89	45	50.6	44	121	64	52.9	57	九州
21 熊本	16	4	50.0	2	25	4	16.0	21	28	10	35.7	18	23	9	39.1	14	熊本
22 鹿児島	15	-	-	-	29	3	10.3	26	17	2	11.8	17	22	3	13.6	19	鹿児島
23 琉球	22	-	-	-	19	10	52.6	9	28	4	14.3	24	25	10	40.0	15	琉球
24 首都大	52	41	58.5	17	61	39	63.9	22	55	32	58.2	53	65	40	75.5	13	首都大
25 大阪市立	60	27	88.9	3	71	41	57.7	30	59	26	44.1	33	65	37	56.9	28	大阪市立
26 北海学園	25	-	-	-	-	-	-	-	19	5	26.3	14	19	9	47.4	10	北海学園
27 東北学院	16	7	71.4	2	34	10	29.4	24	22	5	22.7	17	19	3	15.8	16	東北学院
28 白鷲	-	-	-	-	20	3	15.0	17	11	3	27.3	8	16	3	18.8	13	白鷲
29 大宮	-	-	-	-	64	16	25.0	48	96	24	25.0	72	72	10	13.9	62	大宮
30 獨協	18	-	-	-	37	10	27.0	27	39	11	28.2	28	48	7	14.6	41	獨協
31 駿河台	-	22	36.4	14	54	9	16.7	45	61	12	19.7	61	49	3	6.4	44	駿河台
32 青山学院	35	14	57.1	6	45	11	24.4	34	50	12	24.0	38	56	9	16.1	47	青山学院
33 学習院	50	29	58.0	21	42	15	35.7	27	54	22	40.7	32	47	27	57.4	20	学習院
34 慶應義塾	230	173	78.0	38	234	173	73.9	61	239	179	74.9	60	232	174	75.0	58	慶應義塾
35 國學院	25	2	100.0	0	37	9	24.3	28	33	3	9.1	30	47	7	14.9	40	國學院
36 駒澤	36	19	36.8	12	34	10	29.4	24	39	10	25.6	29	25	6	24.0	19	駒澤
37 上智	90	52	63.5	19	78	46	59.0	32	102	48	47.1	54	93	37	39.8	56	上智
38 成蹊	45	25	64.0	9	47	22	46.8	25	54	13	34.2	25	54	21	38.9	33	成蹊
39 専修	55	54	51.9	26	42	20	47.6	22	53	20	37.7	33	52	16	30.8	36	専修
40 創価	30	14	85.7	2	40	19	47.5	21	48	21	43.8	27	50	10	20.0	40	創価
41 大東文化	40	20	25.0	15	30	5	16.7	25	35	6	17.1	29	36	3	8.3	33	大東文化
42 中央	270	245	76.7	57	218	143	65.6	75	259	192	74.1	67	275	192	69.8	83	中央
43 東海	30	3	0.0	3	23	4	17.4	19	46	6	13.0	40	36	7	19.4	29	東海
44 東洋	20	24	54.2	11	42	6	14.3	36	44	6	13.6	38	40	10	25.0	30	東洋
45 日本	60	58	37.9	36	96	24	25.0	70	82	24	29.3	58	86	23	26.7	63	日本
46 法政	60	66	53.0	31	106	36	34.0	70	90	35	38.9	55	72	30	41.7	42	法政
47 明治	170	97	74.2	25	174	99	56.9	75	183	95	51.9	88	198	107	54.0	91	明治
48 明治学院	-	18	66.7	6	49	16	32.7	33	40	16	40.0	24	54	8	14.8	46	明治学院
49 立教	50	20	60.0	8	57	24	42.1	33	64	25	33.8	74	64	26	40.6	38	立教
50 早稲田	270	20	85.0	3	246	150	61.0	96	271	147	54.2	124	256	140	54.7	116	早稲田
51 神奈川	25	15	66.7	5	34	5	14.7	29	34	9	26.5	34	30	5	16.7	25	神奈川
52 関東学院	23	17	52.9	8	27	6	22.2	21	40	5	12.5	35	26	5	19.2	21	関東学院
53 桐蔭横浜	30	-	-	-	47	17	36.2	30	54	8	14.8	46	58	10	17.2	48	桐蔭横浜
54 山梨学院	20	12	75.0	3	35	12	34.3	23	23	9	39.1	14	33	14	42.4	19	山梨学院
55 愛知	30	19	84.2	3	26	11	42.3	15	24	18	75.0	24	27	20	74.1	7	愛知
56 愛知学院	20	-	-	-	-	-	-	-	24	1	4.2	23	32	6	18.8	26	愛知学院
57 中京	25	-	-	-	21	9	42.9	12	31	6	19.4	25	19	8	42.1	11	中京
58 南山	30	10	60.0	4	27	16	59.3	11	43	19	44.2	24	47	15	31.9	32	南山
59 名城	40	5	80.0	1	21	7	33.3	14	31	10	32.3	21	38	7	18.4	31	名城
60 京都産業	18	2	0.0	2	47	13	27.7	34	31	1	3.2	4	48	4	8.3	44	京都産業
61 同志社	120	91	65.9	31	132	67	50.8	65	145	62	42.8	83	140	58	41.4	82	同志社
62 立命館	100	105	59.0	43	132	53	40.2	79	141	65	46.1	76	135	71	52.6	64	立命館
63 龍谷	25	-	-	-	-	-	-	-	39	7	17.9	32	44	11	25.0	33	龍谷
64 大阪学院	40	-	-	-	36	2	5.6	34	43	5	11.6	38	41	2	4.9	39	大阪学院
65 関西西	65	51	60.8	20	130	42	32.3	88	124	44	35.5	124	110	41	37.3	69	関西西
66 近畿	30	6	66.7	2	22	3	13.6	19	26	9	34.6	17	33	12	36.4	21	近畿
67 関西学院	70	66	59.1	27	113	54	47.8	59	115	48	41.7	67	117	50	42.7	67	関西学院
68 甲南	26	19	52.6	9	39	12	30.8	27	62	16	25.8	46	70	20	28.6	50	甲南
69 神戸学院	-	3	33.3	2	18	4	22.2	14	26	8	30.8	16	22	4	18.2	18	神戸学院
70 姫路獨協	-	8	12.5	7	28	1	3.6	27	26	1	3.8	25	15	0	0.0	15	姫路獨協
71 広島修進	30	-	-	-	29	10	34.5	19	36	8	22.2	28	32	11	34.4	21	広島修進
72 久留米	15	4	50.0	2	37	3	8.1	34	36	7	19.4	29	28	11	39.3	17	久留米
73 西南学院	35	4	75.0	1	44	11	25.0	33	34	5	14.7	29	42	10	23.8	32	西南学院
74 福岡	20	5	80.0	1	21	11	52.4	10	29	14	48.3	15	18	9	50.0	9	福岡
計	3,809	2,176	69.8	658	4,418	2,188	49.5	2,230	4,911	2,273	46.3	2,638	4,994	2,355	47.2	2,639	計

※「修了者数」は文部科学省から提供された資料(平成26年9月19日現在)による。

各年度修了者の平成26年までの司法試験合格状況

大学名	21年度修了者(22~26年受験可)			22年度修了者(23~27年受験可)			23年度修了者(24~28年受験可)			24年度修了者(25~29年受験可)			25年度修了者(26~30年受験可)			26年受験者数(対受験者)		合格率(対受験者)	大学名	
	修了者数[A]	22~26年合格者数[B]	B/A(%)	A-B	修了者数[A]	23~27年合格者数[B]	B/A(%)	A-B	修了者数[A]	24~28年合格者数[B]	B/A(%)	A-B	修了者数[A]	25~29年合格者数[B]	B/A(%)	A-B	26年受験者数			合格者数
1 北海道	99	67	67.7	32	56	62.2	34	78	45	57.7	33	36	70	34	48.6	18	25.7	64	28.1	北海道
2 東北	86	56	65.1	30	48	49.0	50	89	38	42.7	51	45	71	26	36.6	18	36.0	49	36.7	東北
3 千葉	41	29	70.7	12	34	70.8	14	42	15	46.9	17	17	41	25	59.5	12	27.3	41	29.3	千葉
4 筑波	32	9	28.1	23	10	25.0	30	29	6	20.7	23	16	24	8	33.3	5	23.8	17	29.4	筑波
5 東京	297	220	74.1	77	268	74.3	69	242	169	69.8	73	52	224	172	76.8	120	63.8	174	69.0	東京
6 一橋	104	86	82.7	18	77	83.7	15	90	69	76.7	21	23	86	63	73.3	46	56.1	88	57.5	一橋
7 横滨国立	55	16	29.1	39	13	27.1	35	31	12	38.7	19	4	31	11	35.5	20	13.6	38	15.8	横滨国立
8 新潟	45	14	31.1	31	12	40.0	18	24	7	29.2	17	14	16	2	12.5	4	21.1	18	22.2	新潟
9 信州	26	5	19.2	21	3	13.5	32	18	3	16.7	15	10	15	5	33.3	0	0.0	10	0.0	信州
10 静岡	24	6	25.0	18	9	52.9	8	14	2	14.3	12	6	7	1	14.3	1	14.3	6	16.7	静岡
11 金沢	29	17	58.6	12	31	35.5	20	20	5	25.0	15	13	18	5	27.8	14	14.3	14	14.3	金沢
12 名古屋	83	48	57.8	35	37	47.4	41	84	45	53.6	39	35	67	32	47.8	13	22.0	55	23.6	名古屋
13 京都	192	149	77.6	43	202	81.2	38	164	132	80.5	32	41	160	119	74.4	96	62.7	146	65.8	京都
14 大阪	104	64	61.5	40	93	65.6	32	95	64	67.4	31	25	63	38	60.3	31	40.8	70	44.3	大阪
15 神戸	92	56	60.9	36	80	81.3	15	86	52	60.5	34	28	68	40	58.8	27	41.5	65	41.5	神戸
16 島根	15	6	40.0	9	18	11.1	16	10	0	0.0	10	4	6	2	33.3	0	0.0	2	0.0	島根
17 岡山	37	17	45.9	20	19	48.7	20	43	16	37.2	27	28	39	11	28.2	6	17.1	29	20.7	岡山
18 広島	46	22	47.8	24	11	25.0	33	36	13	36.1	23	39	27	12	23.5	4	14.8	25	16.0	広島
19 香川	21	6	28.6	15	2	8.7	21	13	2	15.4	11	7	10	3	30.0	2	22.2	5	40.0	香川
20 九州	106	51	48.1	55	46	48.4	49	94	41	43.6	53	34	65	25	42.4	20	30.8	60	33.3	九州
21 熊本	16	3	18.8	13	5	31.3	11	16	4	25.0	12	16	9	5	23.8	0	0.0	9	0.0	熊本
22 鹿児島	15	2	13.3	13	3	16.7	15	13	3	23.1	10	8	8	0	0.0	7	12.5	8	12.5	鹿児島
23 琉球	16	4	25.0	12	6	33.3	12	18	3	16.7	10	7	10	5	41.7	0	0.0	9	0.0	琉球
24 首都大	65	36	55.4	29	59	64.4	38	59	37	62.7	22	18	55	32	64.0	46	16.4	51	17.6	首都大
25 大阪市立	71	32	45.1	39	27	43.5	35	51	27	52.9	24	35	42	19	35.2	6	14.3	39	15.4	大阪市立
26 北海学園	27	7	25.9	20	6	33.3	12	15	1	6.7	14	11	17	1	8.3	2	11.8	13	15.4	北海学園
27 東北学院	18	2	11.1	16	1	6.7	14	16	4	25.0	12	13	6	2	13.3	0	0.0	4	0.0	東北学院
28 白鷗	25	8	32.0	17	4	16.0	21	13	2	15.4	11	8	6	0	0.0	0	0.0	5	0.0	白鷗
29 大宮	53	10	18.9	43	3	4.2	69	41	2	4.9	39	23	15	2	4.2	0	0.0	8	0.0	大宮
30 獨協	43	7	16.3	36	5	11.1	40	29	2	6.9	27	10	11	2	16.7	1	9.1	8	12.5	獨協
31 駿河台	51	10	19.6	41	6	10.2	53	36	3	8.3	33	20	20	2	4.8	0	0.0	14	0.0	駿河台
32 青山学院	34	8	23.5	26	2	20.7	23	22	7	31.8	15	11	13	4	26.7	2	15.4	12	16.7	青山学院
33 学習院	43	21	48.8	22	37	48.6	19	37	8	21.6	29	27	44	5	15.6	2	4.5	41	4.9	学習院
34 慶應義塾	240	187	77.9	53	224	77.2	51	219	168	76.7	51	75	232	157	67.7	123	56.9	207	59.4	慶應義塾
35 國學院	37	9	24.3	28	3	11.4	31	21	0	0.0	21	16	13	2	11.1	1	7.7	12	8.3	國學院
36 駒澤	30	6	20.0	24	5	17.2	24	20	1	5.0	19	15	16	1	6.3	0	0.0	14	0.0	駒澤
37 上智	99	48	48.5	51	102	43.1	58	91	29	31.9	62	58	71	36	38.3	13	18.3	57	22.8	上智
38 成蹊	59	13	22.0	46	47	29.8	33	50	10	20.0	40	30	35	7	18.9	6	17.1	27	22.2	成蹊
39 専修	60	22	36.7	38	46	28.3	33	45	6	13.3	39	44	39	3	6.4	1	2.6	34	2.9	専修
40 創価	40	16	40.0	24	17	42.5	23	36	16	44.4	20	21	30	11	34.4	13	43.3	17	44.8	創価
41 大東文化	30	3	10.0	27	5	13.2	33	27	1	3.7	26	17	28	1	5.6	2	7.1	18	11.1	大東文化
42 中央	278	199	71.6	79	279	71.0	81	283	188	66.4	95	101	252	149	59.6	101	40.1	238	42.4	中央
43 東海	39	3	7.7	36	24	16.7	20	19	1	5.3	18	15	6	0	0.0	0	0.0	6	0.0	東海
44 東洋	34	13	38.2	21	37	24.3	28	21	2	9.5	19	13	8	0	0.0	1	12.5	7	20.0	東洋
45 日本	96	20	20.8	76	83	24.1	63	93	13	14.0	80	54	43	4	6.9	3	7.0	40	8.6	日本
46 法政	85	32	37.6	53	27	31.4	59	60	14	23.3	46	49	59	10	16.9	8	13.1	56	14.3	法政
47 明治	198	93	47.0	105	84	45.4	101	197	71	36.0	126	116	123	47	28.8	20	16.3	103	19.4	明治
48 明治学院	67	14	20.9	53	5	10.0	45	46	6	13.0	40	28	23	1	3.4	0	0.0	13	0.0	明治学院
49 立教	56	29	51.8	27	58	39.7	35	56	12	21.4	44	56	45	6	16.4	3	6.7	38	7.9	立教
50 早稲田	229	128	55.9	101	240	62.1	91	266	157	59.0	109	113	248	171	60.2	101	40.7	236	42.8	早稲田
51 神奈川	32	9	28.1	23	7	30.4	16	16	0	0.0	16	7	6	0	0.0	0	0.0	5	0.0	神奈川
52 関東学院	15	5	33.3	10	7	29.2	17	7	4	14.3	6	2	8	2	50.0	0	0.0	6	0.0	関東学院
53 桐蔭横浜	51	2	3.9	49	8	16.3	41	31	4	12.9	27	29	33	3	9.4	2	6.1	19	10.5	桐蔭横浜
54 山梨学院	26	12	46.2	14	23	39.1	14	24	5	20.8	19	8	15	9	52.9	8	6.7	14	7.1	山梨学院
55 愛知	24	11	45.8	13	20	50.0	10	19	12	63.2	7	5	13	9	64.3	4	30.8	12	33.3	愛知
56 愛知学院	22	3	13.6	19	2	10.5	17	11	0	0.0	11	8	6	0	0.0	0	0.0	3	0.0	愛知学院
57 中京	24	11	45.8	13	7	58.3	5	19	5	26.3	14	11	6	0	0.0	0	0.0	5	0.0	中京
58 南山	45	13	28.9	32	22	52.4	20	28	15	53.6	13	16	19	5	23.8	3	15.8	19	15.8	南山
59 名城	37	9	24.3	28	10	31.3	22	33	7	21.2	26	23	27	3	11.5	1	3.7	17	5.9	名城
60 京都産業	40	2	5.0	38	3	7.5	37	15	1	6.7	14	7	7	2	22.2	1	14.3	6	16.7	京都産業
61 同志社	123	67	54.5	56	52	35.6	94	92	31	33.7	61	55	58	23	29.5	8	13.8	52	15.4	同志社
62 立命館	138	50	36.2	88	48	38.1	78	115	33	28.7	82	83	72	21	20.2	8	11.1	65	12.3	立命館
63 龍谷	54	7	13.0	47	45	11.1	40	27	0	0.0	27	20	26	4	16.7	1	3.8	22	4.5	龍谷
64 大阪学院	31	6	19.4	25	2	7.4	25	19	1	5.3	18	17	9	0	0.0	2	22.2	6	33.3	大阪学院
65 関西西	117	39	33.3	78	22	28.2	56	76	19	25.0	57	50	52	8	13.8	4	7.7	47	8.5	関西西
66 近畿	33	8	24.2	25	8	34.8	15	16	2	12.5	14	16	12	2	11.1	2	16.7	12	16.7	近畿
67 関西学院	89	34	38.2	55	100	29.7	71	80	23	28.8	57	58	45	12	17.1	4	8.9	37	10.8	関西学院
68 甲南	64	20	31.3	44	13	27.7	34	28	3	10.7	25	20	24	5	20.0	4	16.7	18	22.2	甲南
69 神戸学院	22	1	4.5	21	1	4.8	20	13	0	0.0	13	8	5	0	0.0	0	0.0	1	0.0	神戸学院
70 姫路獨協	6	0	0.0	6	0	0.0	4	8	0	0.0	8	-	-	0	-	-	-	-	0.0	姫路獨協
71 広島修進	27	8	29.6	19	31	29.0	22	11	1	9.1	10	16	12	3	15.8	0	0.0	7	0.0	広島修進
72 久留米	30	2	6.7	28	13	23.1	10	9	1	11.1	8	14	6	0	0.0	0	0.0	2	0.0	久留米
73 西南学院	43	8	18.6	35	32	28.1	23	17	4	23.5	13	13	8	3	18.8	0	0.0	8	0.0	西南学院
74 福岡	11</																			

## 司法試験の合格状況（既修者6～7割、未修者3～4割）

- ・ 年度別修了者の累積合格率について、**既修者は約6～7割と当初目指していた合格率にほぼ達する状況。**
- ・ **一方、未修者は約3～4割と低迷しており、このことが全体の合格率を引き下げる要因となっている。**

修了年度	修了者数		累積合格者数		累積合格率	
	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者
平成17年度修了者 (平成18～22年受験可)	2,176	—	1,518	—	69.8%	—
平成18年度修了者 (平成19～23年受験可)	4,418	2,564	2,188	1,012	49.5%	39.5%
平成19年度修了者 (平成20～24年受験可)	4,911	2,862	2,273	932	46.3%	32.6%
平成20年度修了者 (平成21～25年受験可)	4,994	2,927	2,355	935	47.2%	31.9%
平成21年度修了者 (平成22～26年受験可)	4,792	2,845	2,261	949	47.2%	33.4%
平成22年度修了者 (平成23～26年受験可)	4,535	2,645	2,091	889	46.1%	33.6%
平成23年度修了者 (平成24～26年受験可)	3,937	2,165	1,703	649	43.3%	30.0%
平成24年度修了者 (平成25～26年受験可)	3,459	1,677	1,441	425	41.7%	25.3%
平成25年度修了者 (平成26年受験可)	3,037	1,360	895	188	29.5%	13.8%

5年3回終了

概ね3回終了

3回来了

## 司法試験の合格状況(法科大学院修了年度別)

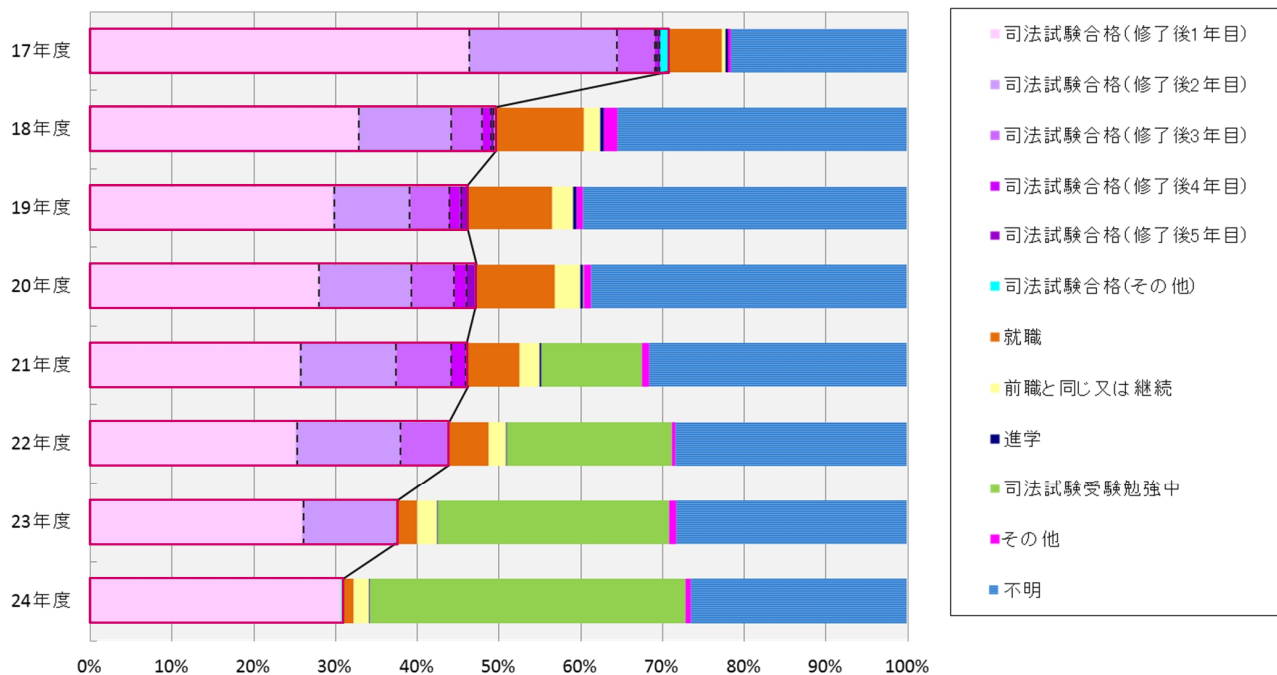
平成26年9月9日現在

	修了年度		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		合計							
	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	合計					
	2,176	—	2,176	—	1,854	2,564	4,418	2,049	2,862	4,911	2,067	2,927	4,994	1,947	2,845	4,792	1,890	2,645	4,535	1,772	2,165	3,937	1,782	1,677	3,459	1,360	3,037	36,259
	2,091	—	2,091	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,091
H18司法試験	1,009	—	1,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,009
	48.3%	—	48.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48.3%
H19司法試験	903	—	903	—	1,738	1,966	3,704	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,607
	396	—	396	—	819	636	1,455	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,851
	43.9%	—	43.9%	—	47.1%	32.3%	39.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40.2%
H20司法試験	324	—	324	—	780	1,180	1,960	1,898	2,079	3,977	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,261
	99	—	99	—	258	242	500	974	492	1,466	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,065
	30.6%	—	30.6%	—	33.1%	20.5%	25.5%	51.3%	23.7%	36.9%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33.0%
H21司法試験	130	—	130	—	373	716	1,089	824	1,337	2,161	1,947	2,065	4,012	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,392
	8	—	8	—	78	90	168	232	229	461	948	458	1,406	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,043
	6.2%	—	6.2%	—	20.9%	12.6%	15.4%	28.2%	17.1%	21.3%	48.7%	22.2%	35.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27.6%
H22司法試験	149	—	149	—	155	538	693	412	940	1,352	870	1,367	2,237	1,769	1,963	3,732	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,163
	6	—	6	—	12	32	44	96	138	234	308	249	557	820	413	1,233	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,074
	4.0%	—	4.0%	—	7.7%	5.9%	6.3%	23.3%	14.7%	17.3%	35.4%	18.2%	24.9%	46.4%	21.0%	33.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25.4%
H23司法試験	—	—	—	—	164	494	658	181	670	851	400	1,032	1,432	873	1,422	2,295	1,719	1,810	3,529	—	—	—	—	—	—	—	—	8,765
	—	—	—	—	9	12	21	25	40	65	126	139	265	304	261	565	718	429	1,147	—	—	—	—	—	—	—	—	2,063
	—	—	—	—	5.5%	2.4%	3.2%	13.9%	6.0%	7.6%	31.5%	13.5%	18.5%	34.8%	18.4%	24.6%	41.8%	23.7%	32.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	23.5%
H24司法試験	—	—	—	—	—	—	—	180	629	809	164	746	910	425	958	1,383	855	1,223	2,078	1,607	1,515	3,122	—	—	—	—	—	8,302
	—	—	—	—	—	—	—	14	33	47	24	48	72	136	187	323	302	273	575	695	332	1,027	—	—	—	—	—	2,044
	—	—	—	—	—	—	—	7.8%	5.2%	5.8%	14.6%	6.4%	7.9%	32.0%	19.5%	23.4%	35.3%	22.3%	27.7%	43.2%	21.9%	32.9%	—	—	—	—	—	24.6%
H25司法試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	146	622	768	187	681	868	439	856	1,295	782	1,005	1,787	1,598	1,170	2,768	—	—	7,486
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	41	55	32	55	87	131	138	269	245	206	451	787	280	1,067	—	—	1,929
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.6%	6.6%	7.2%	17.1%	8.1%	10.0%	29.8%	16.1%	20.8%	31.3%	20.5%	25.2%	49.2%	23.9%	38.5%	—	—	25.8%
H26司法試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,771
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,709
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	895
合格者数計	1,518	—	1,518	—	1,176	1,012	2,188	1,341	932	2,273	1,420	935	2,355	1,312	949	2,261	1,202	889	2,091	1,054	649	1,703	1,016	425	1,441	188	895	16,725
合格者数計/修了者数	69.8%	—	69.8%	—	63.4%	39.5%	49.5%	65.4%	32.6%	46.3%	68.7%	31.9%	47.2%	67.4%	33.4%	47.2%	63.6%	33.6%	46.1%	59.5%	30.0%	43.3%	57.0%	25.3%	41.7%	13.8%	29.5%	46.1%
未合格者数	658	—	658	—	678	1,552	2,230	708	1,930	2,638	647	1,992	2,639	635	1,896	2,444	688	1,756	2,444	718	1,516	2,234	766	1,252	2,018	970	1,172	19,534

## 法科大学院修了者の進路の状況について(平成25年10月末時点)

## ○ 各年度の推移(司法試験合格時期別)

(修了年度)



## 法科大学院修了者の進路の状況について(平成25年10月末時点)

	修了者数	司法試験合格		就職		前職と同じ又は継続		進学		司法試験受験勉強中		その他		不明	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成17年度修了者 (修了後8年目)	2,176	1,544	71.0%	139	6.4%	10	0.5%	7	0.3%	0	0.0%	6	0.3%	470	21.6%
平成18年度修了者 (修了後7年目)	4,418	2,195	49.7%	479	10.8%	88	2.0%	19	0.4%	0	0.0%	75	1.7%	1,562	35.4%
平成19年度修了者 (修了後6年目)	4,911	2,274	46.3%	508	10.3%	126	2.6%	18	0.4%	0	0.0%	41	0.8%	1,944	39.6%
平成20年度修了者 (修了後5年目)	4,994	2,360	47.3%	485	9.7%	152	3.0%	16	0.3%	8	0.2%	47	0.9%	1,926	38.6%
平成21年度修了者 (修了後4年目)	4,792	2,210	46.1%	310	6.5%	119	2.5%	12	0.3%	589	12.3%	40	0.8%	1,512	31.6%
平成22年度修了者 (修了後3年目)	4,535	1,991	43.9%	223	4.9%	99	2.2%	5	0.1%	914	20.2%	19	0.4%	1,284	28.3%
平成23年度修了者 (修了後2年目)	3,937	1,479	37.6%	99	2.5%	99	2.5%	2	0.1%	1,112	28.2%	36	0.9%	1,110	28.2%
平成24年度修了者 (修了後1年目)	3,459	1,069	30.9%	49	1.4%	68	2.0%	2	0.1%	1,335	38.6%	23	0.7%	913	26.4%
合計	33,222	15,122	45.5%	2,292	6.9%	761	2.3%	81	0.2%	3,958	11.9%	287	0.9%	10,721	32.3%

※文部科学省調べ

# 法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて

## 認証評価

機関別認証評価 **【大学全般】  
(法科大学院を含む)**

分野別認証評価

法科以外の専門職大学院

【専門職大学院】

法科大学院

法科大学院は、機関別、分野別両方の評価を受けることとなる。またその評価事項は一般の専門職大学院に比して詳細かつ多岐にわたっている。さらにその結果、適格認定が行われ、適合の是非が示されることとなる。

### (省令で規定されている評価事項)

- ① 専門職大学院設置基準に適合していること
- ② 評価の対象となる大学における特色ある研究の進展に関する視点からする評価に係る項目が定められていること
- ③ 教員組織に関すること
- ④ 教育課程に関すること
- ⑤ 施設及び設備に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること

上記の評価事項に加え、以下の内容についても評価事項となっている。

(「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第4条第1項)

- ① 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること
- ② 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること
- ③ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること
- ④ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること
- ⑤ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること
- ⑥ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること
- ⑦ 授業の方法に関すること
- ⑧ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること
- ⑨ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること
- ⑩ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること
- ⑪ 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること
- ⑫ 教育上必要な施設及び設備(③に掲げるものを除く。)に関すること
- ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること
- ⑭ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関すること

赤字：平成22年3月の省令改正において改訂された部分

これらの事項について定める際には文部科学大臣はあらかじめその旨を法務大臣に通知するものとする。  
この場合において、法務大臣は必要な意見を述べることができる。

# 法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、**評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定**
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、**各機関毎に評価基準を制定**

学校教育法

文部科学省令

「授業の方法」の記載を例示

評価事項の『大枠』の提示

(公財)日弁連法務研究財団の  
評価基準

開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

- 「授業の計画・準備が適切になされ」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。
- 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるよう、的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

(独)大学評価・学位授与機構の  
評価基準

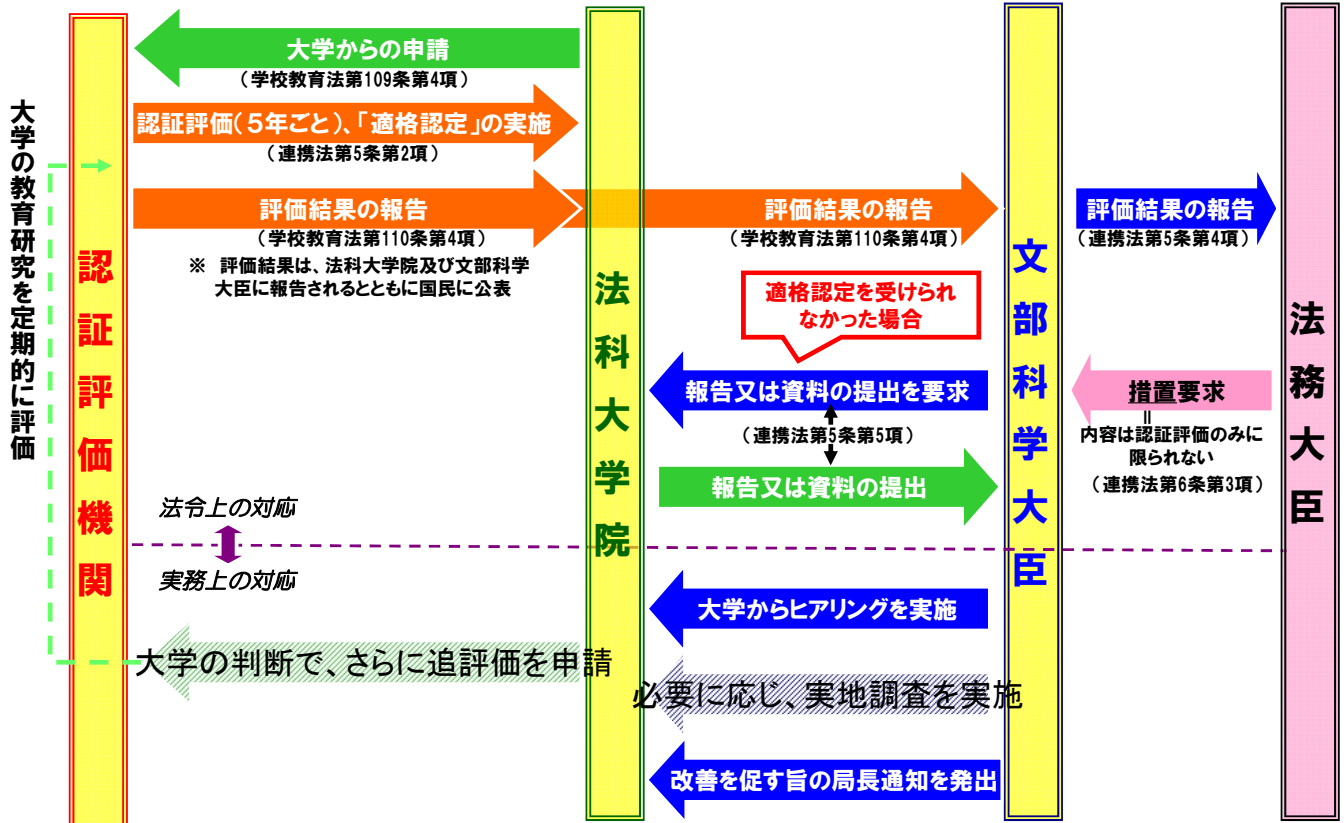
- 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(財)大学基準協会の  
評価基準

- 授業科目に相応して、双方向又はまたは多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。
- 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。



# 法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づき改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

## 法科大学院に対する認証評価の結果

1 巡目の評価結果	(公財) 日弁連法務研究財団					(独) 大学評価・学位授与機構					(公財) 大学基準協会				
	大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果			
		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度
島根大学	○	H20			北海道大学	×	H19	○	H20	東北学院大学	×	H20	-		
岡山大学	○	H20			東北大学	○	H20			白鷺大学	×	H20	○	H22	
鹿児島大学	×	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20			
琉球大学	○	H20			千葉大学	×	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19			
北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	×	H20	×	H23	
大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	×	H19	○	H20	法政大学	○	H19			
獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	×	H20	○	H22	
青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	×	H20	○	H22	
國學院大学	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20			
駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	×	H21	○	H23	
成蹊大学	×	H20	制度なし		静岡大学	×	H21	○	H22	中京大学	○	H20			
創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20			
大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	×	H20	○	H22	
中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21			
東海大学	×	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	×	H20	-		
東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	×	H20	-		
明治学院大学	○	H19			香川大学	×	H19	○	H21	甲南大学	×	H20	-		
立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20			
早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19								
山梨学院大学	×	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20								
愛知大学	×	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20								
京都産業大学	×	H20			学習院大学	○	H20								
立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19								
立命館大学	○	H19			専修大学	○	H19								
関西学院大学	○	H20			明治大学	○	H20								
姫路獨協大学	×	H20	制度なし		同志社大学	×	H20	○	H21						
久留米大学	○	H19			近畿大学	○	H20								
西南学院大学	○	H19			神戸学院大学	×	H20	○	H21						
福岡大学	○	H19													

※ 追評価とは  
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

※ 網掛は、H25年4月・H26年4月の学生募集停止を表明した法科大学院、又は廃止した法科大学院。

2巡目の評価結果	(公財)日弁連法務研究財団			(独)大学評価・学位授与機構			(公財)大学基準協会		
	大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果	
		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度
	島根大学	○	H25	北海道大学	○	H24	白鷺大学	×	H25
	岡山大学	○	H25	東北大学	○	H25	慶應義塾大学	○	H24
	鹿児島大学	○	H25	筑波大学		H26	日本大学	○	H25
	琉球大学	○	H25	千葉大学	○	H23	法政大学	○	H24
	北海学園大学	○	H26	東京大学	○	H25	明治大学	○	H25
	獨協大学	○	H24	一橋大学	○	H24	神奈川大学	○	H25
	青山学院大学	○	H25	横浜国立大学	○	H25	関東学院大学	×	H25
	國學院大學	○	H24	新潟大学	○	H24	桐蔭横浜大学	×	H25
	駒澤大学	○	H23	金沢大学	○	H24	中京大学	×	H25
	成蹊大学	○	H25	信州大学		H26	南山大学	○	H25
	創価大学	○	H24	静岡大学		H26	名城大学	×	H25
	大東文化大学	○	H24	名古屋大学	○	H25	龍谷大学		H26
	中央大学	○	H25	京都大学	○	H25	関西大学	○	H25
	東海大学	×	H25	大阪大学	○	H25	甲南大学	×	H25
	東洋大学	○	H25	神戸大学	○	H25	広島修道大学	○	H25
	立教大学	○	H24	広島大学	○	H25			
	早稲田大学	○	H23	香川大学	○	H24			
	山梨学院大学	○	H25	九州大学	○	H25			
	立命館大学	○	H24	熊本大学	○	H24			
	関西学院大学	○	H25	首都大学東京	○	H25			
	久留米大学	×	H24	大阪市立大学	○	H25			
	西南学院大学	○	H24	学習院大学	○	H25			
	福岡大学	○	H24	上智大学	○	H24			
				専修大学	○	H24			
				愛知大学	○	H24			
				同志社大学	○	H25			
				近畿大学	○	H25			

※ 網掛は、H26年10月までに学生募集停止を表明した法科大学院。

# 「共同実施制度」と「連合大学院」について

	「共同実施制度」	「連合大学院」
概念図	<p>構成大学 (A大学) と 構成大学 (B大学) が「共同専攻」を共同で実施する。A大教員とB大教員が学生に研究指導を行う。学位記はA大学とB大学の両方に記載される。</p>	<p>基幹大学 (A大学) に「連合大学院」を設置し、参加大学 (B大学) と協力を得る。A大教員とB大教員が学生に研究指導を行う。学位記はA大学にのみ記載される。</p>
組織	<p>複数の「構成大学院」がそれぞれ専攻等を設置。複数の専攻を「共同専攻」という。  <small>※「構成大学院」は対等で、中心となる「基幹大学」等の概念はない。</small></p>	<p>中心となる一大学を「基幹大学」に、連合研究科を設置。「基幹大学」以外の大学は、連合研究科の教育研究に協力。</p>
学生	全ての「構成大学院」に在籍。	「基幹大学」の研究科に在籍。
教員	それぞれの「構成大学院」に所属。	「基幹大学」に所属。 <small>※参加大学の教員は併任。</small>
教育課程	全「構成大学」が共同で一つの教育課程を編成・実施。	「基幹大学」が、「参加大学」の協力を得て、教育課程を編成・実施。
学位	全「構成大学」の連名で授与。	「基幹大学」名で授与。

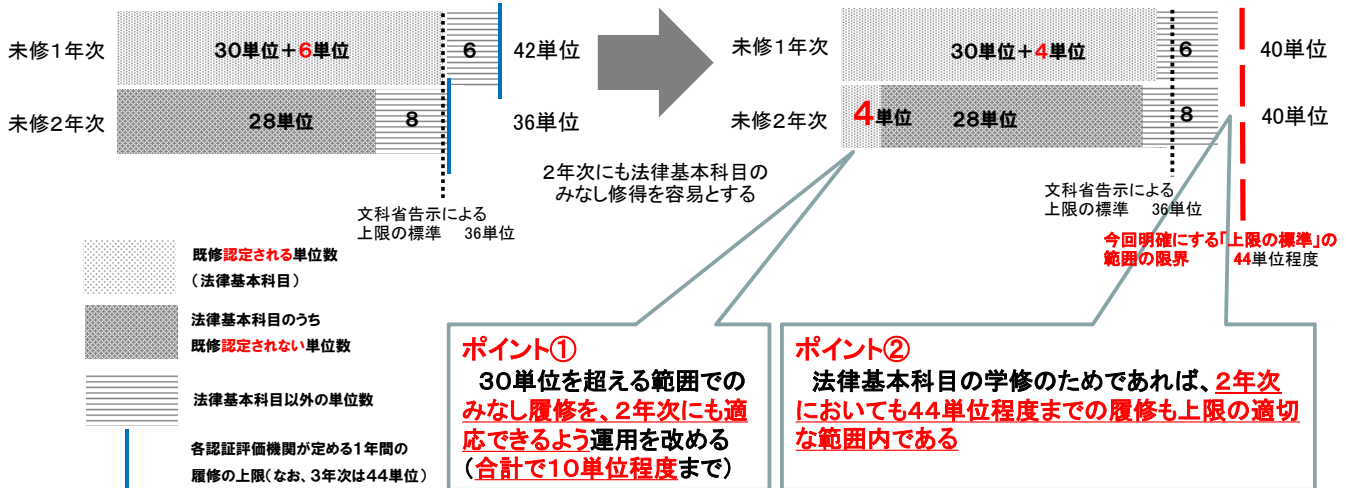
## 法律基本科目の配当年次の見直し等のイメージ

法学未修者教育の充実に向けて、各年次における修得単位数の平準化や、必要に応じて法律基本科目数の増加を容易とするために、

- ① 法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、「1年次に限り6単位まで」との従来の運用を「1年次と2年次で10単位程度」へと改める。
- ② 1年間の履修単位の上限について、（特に2年次においても）上限の標準である36単位から2割程度増加させた44単位程度も適切な範囲内であることを明確にする。

従来の運用における履修単位のモデルケース  
(既修者認定:36単位)

変更後の履修単位のモデルケース  
(既修者認定:38単位)



### 【留意点】

- 総単位数を増加させる場合は、学生の自学自習時間の確保も含め、学生の過度の負担とならぬよう配慮すること。
- 各認証評価機関は、法学未修者の法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに否定的に評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価すること。

## 展開・先端科目の一部履修の軽減のイメージ

十分な実務経験等を有すると大学が認める者については、相当する展開・先端科目(※)に代えて法律基本科目の履修を認めることも法学未修者の法律基本科目の学修の充実としては妥当であると考えられる。

(例) 税務署での十分な実務経験があり、租税法等に代えて法律基本科目の履修を認める場合の選択科目の履修例

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群	
民法応用演習 民事手続法応用演習 商法応用演習 刑法応用演習 刑事手続法応用演習 憲法応用演習 行政法応用演習 商法総則・商行為法 手形・小切手法 中級民法 発展民事訴訟法 発展刑事訴訟法	法律相談 民事弁護実務 家事弁護実務 刑事弁護実務 労働訴訟実務の基礎 企業法務の実務基礎 メディアエーション演習 エクスクーレンシブ 模擬裁判 臨床法学教育	法学の基礎 紛争と法 司法制度の基礎理論 法史学 法社会学 法医学 生命科学と法 法整備支援活動 法と経済学 法律家のための会計学 立法学 法と心理学 国際関係公法基礎 法と公共政策	企業統治と企業金融 消費者法 金融担保法 民事執行・保全法 倒産法 倒産法演習 経済刑法 資本市場法 保険契約法 金融法特論 独占禁止法 経済法応用演習 経済法実務演習 外国独占禁止法 租税法基礎 租税政策	
必修60単位 +選択必修4単位	必修6単位 +選択必修4単位	選択必修4単位	必修60単位 +選択必修8単位	
<b>4単位増</b>			<b>4単位減</b>	
<b>必修60単位 +選択必修8単位</b>			<b>必修60単位 +選択必修18単位</b>	

### 現行の修了要件単位数

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・外国法科目群	展開・先端科目群
必修60単位	必修6単位	選択必修4単位	選択必修2.2単位
計100単位以上			

展開・先端科目に代えて法律基本科目を多く卒業要件単位数に認める

### 展開・先端科目を軽減した場合の修了要件単位数

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・外国法科目群	展開・先端科目群
必修60単位	必修6単位	選択必修4単位	選択必修1.8単位
計100単位以上			

(※) 上記例の他に、信託銀行での勤務経験のある者は信託法について、企業の知的財産部での勤務経験のある者は特許法の履修について適応するなど、各法科大学院にて適切に判断することを想定。

# 法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について(概要)

資料4-5

## 入学状況について

	入学者数[人] (全体に占める割合)		うち飛び入学・早期卒業による入学者数[人] (全体に占める割合)		飛び入学・早期卒業による入学者の実績がある大学[校]	
	平成16～26年度		平成16～26年度		平成16～26年度	
		うち平成26年度		うち平成26年度		うち平成26年度
未修者	27,321 (55.9%)	811 (35.7%)	483 (1.0%)	15 (0.7%)	34	9
既修者	21,590 (44.1%)	1,461 (64.3%)	80 (0.2%)	15 (0.7%)	15	7
計	48,911 (100%)	2,272 (100%)	563 (1.2%)	30 (1.3%)	36	12

(文部科学省調べ)

## 司法試験合格状況について

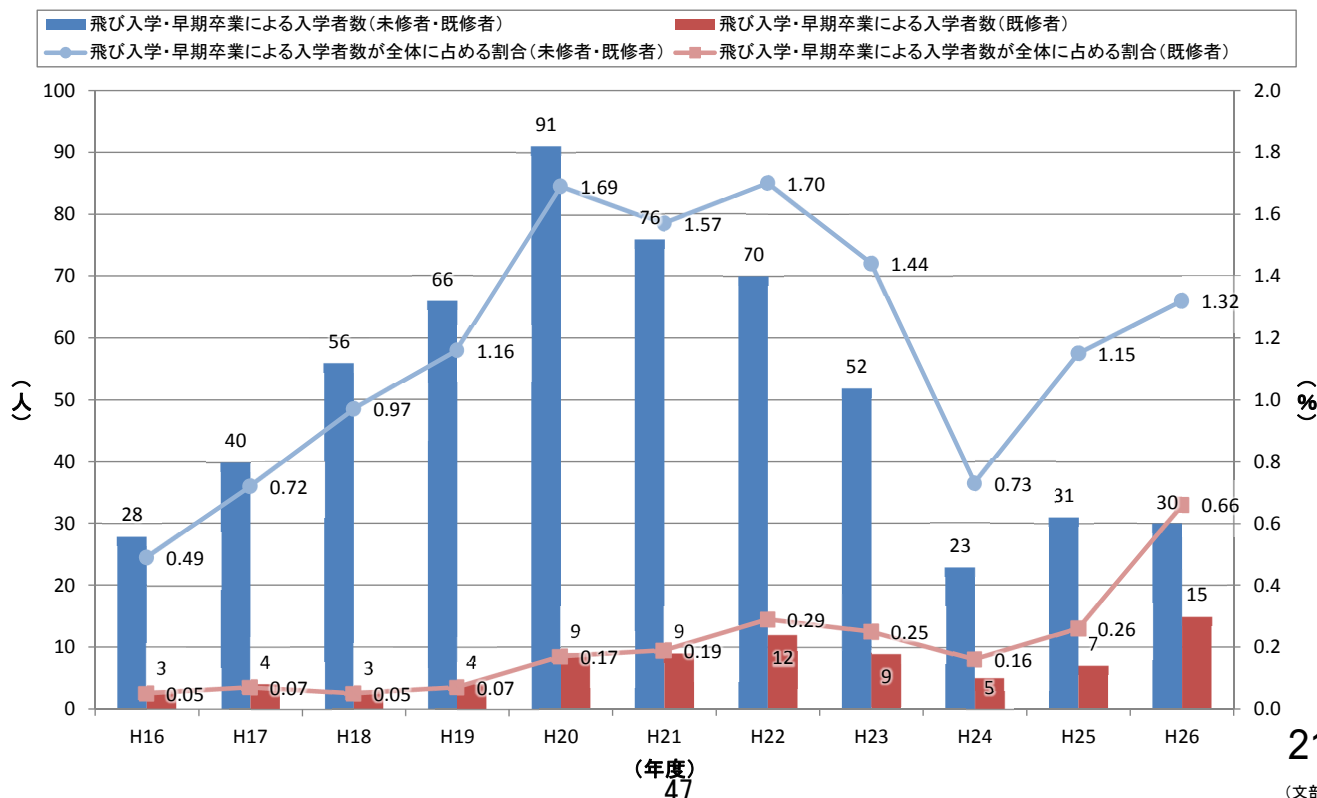
	司法試験受験期間の終了した平成17～21年度修了者の司法試験合格状況			うち飛び入学・早期卒業による入学した者の司法試験合格状況		
	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率
未修者	11,198 (52.3%)	3,828 (36.1%)	34.2%	160 (0.8%)	107 (1.0%)	66.9%
既修者	10,093 (47.4%)	6,767 (63.9%)	67.0%	22 (0.1%)	15 (0.1%)	68.2%
計	21,291 (100%)	10,595 (100%)	49.8%	182 (0.9%)	122 (1.2%)	67.0%

(文部科学省調べ)

※平成26年司法試験合格者のうち、学部在学中(出願時)の者は47人。

## 「飛び入学」・「早期卒業」による法科大学院への入学状況の推移

	飛び入学・早期卒業による入学者数[人] (当該年度の入学者数全体に占める割合)										
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
未修者・既修者	28 (0.49%)	40 (0.72%)	56 (0.97%)	66 (1.16%)	91 (1.69%)	76 (1.57%)	70 (1.70%)	52 (1.44%)	23 (0.73%)	31 (1.15%)	30 (1.32%)
うち既修者	3 (0.05%)	4 (0.07%)	3 (0.05%)	4 (0.07%)	9 (0.17%)	9 (0.19%)	12 (0.29%)	9 (0.25%)	5 (0.16%)	7 (0.26%)	15 (0.66%)



## 法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について①

## 入学状況について

- 「飛び入学」による入学の仕組みを持つ大学は52校、うち既修者まで対象とする大学は43校(平成26年度入学者選抜時点)入学者の実績がある大学は29校、うち既修者の実績がある大学は8校  
「飛び入学」による入学者数は計313人(既修者:39人、未修者:274人)(平成16~26年度)
- 「早期卒業」による入学者の実績がある大学は21校、うち既修者の実績がある大学は10校  
「早期卒業」による入学者数は計250人(既修者:41人、未修者:209人)(平成16~26年度)

入学年度	入学者数 (A)	うち「飛び入学」による入学者数						うち「早期卒業」による入学者数					
		計 (B)	(%) (B/A)	既修者 (C)	(%) (C/A)	未修者 (D)	(%) (D/A)	計 (E)	(%) (E/A)	既修者 (F)	(%) (F/A)	未修者 (G)	(%) (G/A)
平成16年度	5,767	25	0.43%	3	0.05%	22	0.38%	3	0.05%	0	0.00%	3	0.05%
平成17年度	5,544	33	0.60%	4	0.07%	29	0.52%	7	0.13%	0	0.00%	7	0.13%
平成18年度	5,784	47	0.81%	2	0.03%	45	0.78%	9	0.16%	1	0.02%	8	0.14%
平成19年度	5,713	37	0.65%	3	0.05%	34	0.60%	29	0.51%	1	0.02%	28	0.49%
平成20年度	5,397	42	0.78%	5	0.09%	37	0.69%	49	0.91%	4	0.07%	45	0.83%
平成21年度	4,844	37	0.76%	4	0.08%	33	0.68%	39	0.81%	5	0.10%	34	0.70%
平成22年度	4,122	32	0.78%	7	0.17%	25	0.61%	38	0.92%	5	0.12%	33	0.80%
平成23年度	3,620	20	0.55%	2	0.06%	18	0.50%	32	0.88%	7	0.19%	25	0.69%
平成24年度	3,150	10	0.32%	2	0.06%	8	0.25%	13	0.41%	3	0.10%	10	0.32%
平成25年度	2,698	19	0.70%	4	0.15%	15	0.56%	12	0.44%	3	0.11%	9	0.33%
平成26年度	2,272	11	0.48%	3	0.13%	8	0.35%	19	0.84%	12	0.53%	7	0.31%
合計	48,911	313	0.64%	39	0.08%	274	0.56%	250	0.51%	41	0.08%	209	0.43%

(文部科学省調べ)

## 法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について②

## 修了状況について

- 「飛び入学」により入学した者の標準修業年限修了率は87.3%(既修者:90.6%、未修者:86.8%)(平成16~24年度)
- 「早期卒業」により入学した者の標準修業年限修了率は84.7%(既修者:92.3%、未修者:83.6%)(平成16~24年度)

【参考】平成25年度に修了した者の標準修業年限修了率は68.7%(既修者:83.0%、未修者53.5%)

入学年度	「飛び入学」により入学した者の修了状況									「早期卒業」により入学した者の修了状況								
	入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率						入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率					
	計 (A)	既修者 (B)	未修者 (C)	計 (D)	(%) (D/A)	既修者 (E)	(%) (E/B)	未修者 (F)	(%) (F/C)	計 (G)	既修者 (H)	未修者 (I)	計 (J)	(%) (J/G)	既修者 (K)	(%) (K/H)	未修者 (L)	(%) (L/I)
平成16年度	25	3	22	21	84.0%	2	66.7%	19	86.4%	3	0	3	3	100.0%	0	-	3	100.0%
平成17年度	33	4	29	30	90.9%	4	100.0%	26	89.7%	7	0	7	6	85.7%	0	-	6	85.7%
平成18年度	47	2	45	40	85.1%	2	100.0%	38	84.4%	9	1	8	8	88.9%	1	100.0%	7	87.5%
平成19年度	37	3	34	32	86.5%	2	66.7%	30	88.2%	29	1	28	26	89.7%	1	100.0%	25	89.3%
平成20年度	42	5	37	39	92.9%	5	100.0%	34	91.9%	49	4	45	46	93.9%	4	100.0%	42	93.3%
平成21年度	37	4	33	31	83.8%	4	100.0%	27	81.8%	39	5	34	34	87.2%	5	100.0%	29	85.3%
平成22年度	32	7	25	28	87.5%	6	85.7%	22	88.0%	38	5	33	28	73.7%	5	100.0%	23	69.7%
平成23年度	20	2	18	17	85.0%	2	100.0%	15	83.3%	32	7	25	23	71.9%	5	71.4%	18	72.0%
平成24年度	2	2		2	100.0%	2	100.0%			3	3		3	100.0%	3	100.0%		
合計	275	32	243	240	87.3%	29	90.6%	211	86.8%	209	26	183	177	84.7%	24	92.3%	153	83.6%

## 法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について③

## 司法試験合格状況について

○ 「飛び入学」により入学した者の司法試験累積合格率は64.7% (既修者:66.7%、未修者:64.4%) (平成17~25年度)

○ 「早期卒業」により入学した者の司法試験累積合格率は61.4% (既修者:66.7%、未修者:60.6%) (平成17~25年度)

【参考】平成25年度までに修了した者の司法試験累積合格率は46.1% (既修者:63.6%、未修者30.9%)

5年3回終了

概ね3回終了  
3回未了

修了年度	「飛び入学」により入学した者の司法試験合格状況									「早期卒業」により入学した者の司法試験合格状況								
	修了者数			司法試験合格者数・司法試験合格率						修了者数			司法試験合格者数・司法試験合格率					
	計 (A)	既修者 (B)	未修者 (C)	計 (D)	(%) (D/A)	既修者 (E)	(%) (E/B)	未修者 (F)	(%) (F/C)	計 (G)	既修者 (H)	未修者 (I)	計 (J)	(%) (J/G)	既修者 (K)	(%) (K/H)	未修者 (L)	(%) (L/I)
平成17年度	2	2	0	2	100.0%	2	100.0%	0	-	0	0	0	0	-	0	-	0	-
平成18年度	23	4	19	16	69.6%	3	75.0%	13	68.4%	3	0	3	1	33.3%	0	-	1	33.3%
平成19年度	28	2	26	20	71.4%	2	100.0%	18	69.2%	7	1	6	7	100.0%	1	100.0%	6	100.0%
平成20年度	42	2	40	28	66.7%	0	0.0%	28	70.0%	9	1	8	6	66.7%	0	0.0%	6	75.0%
平成21年度	38	6	32	25	65.8%	4	66.7%	21	65.6%	30	4	26	17	56.7%	3	75.0%	14	53.8%
平成22年度	39	4	35	26	66.7%	4	100.0%	22	62.9%	47	5	42	34	72.3%	4	80.0%	30	71.4%
平成23年度	33	6	27	22	66.7%	2	33.3%	20	74.1%	36	5	31	25	69.4%	2	40.0%	23	74.2%
平成24年度	29	2	27	15	51.7%	2	100.0%	13	48.1%	30	5	25	15	50.0%	3	60.0%	12	48.0%
平成25年度	18	2	16	9	50.0%	1	50.0%	8	50.0%	27	3	24	11	40.7%	3	100.0%	8	33.3%
合計	252	30	222	163	64.7%	20	66.7%	143	64.4%	189	24	165	116	61.4%	16	66.7%	100	60.6%

(文部科学省調べ)

## 法科大学院生への経済的支援について

## 1. (独) 日本学生支援機構による奨学金

## (1) 無利子奨学金

- ① 学力基準：大学及び大学院の成績が特に優れた学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が389万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間100万円【月5・8・8万円から学生が選択】
- ④ 返還期間：最長20年間
  - ・ 成績優秀者には返還免除制度（貸与終了のうち、100分の30が対象。そのうち上位1/3は全額免除。以外の2/3は半額免除）……平成25年度実績：477人（法科大学院生）
  - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
- ⑤ 平成25年度貸与人員：2,729人（法科大学院生（7,037人）の約39%）

## (2) 有利子奨学金

- （在学中は無利子、返還中は低利子（平成26年3月貸与終了者：年0.82%（固定金利）、年0.20%（変動金利）。上限年3%））
- ① 学力基準：学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生（大学の推薦による）
  - ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が536万円以下（目安）
  - ③ 平均貸与額：年間160万円【月額5・8・10・13・15・19・22万円から学生が選択】  
（注）19万円又は22万円を選択できるのは法科大学院生のみ。
  - ④ 返還期間：最長20年間
    - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
  - ⑤ 平成25年度貸与人員：1,095人（法科大学院生の約16%）
  - ⑥ 入学時特別増額貸与奨学金：入学直後の貸与月額に増額可能  
【10・20・30・40・50万円から学生が選択】

※(1)及び(2)については、貸与基準を満たす希望者全員に貸与している。

## 2. 授業料減免

- 平成26年度支援規模
  - ・ 国立大学は学部・修士・博士で5.4万人分（前年度比約0.2万人増）を予算措置
  - ・ 私立大学は学部・院を合わせて3.9万人分（前年度比約0.2万人増）を予算措置

## ○ 予算額の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立大学	225億円	254億円	281億円	294億円
私立大学	49億円	58億円	70億円	81億円

## ○ 対象人数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立大学	4.2万人	4.8万人	5.2万人	5.4万人
私立大学	3.3万人	3.5万人	3.7万人	3.9万人

## 3. 各法科大学院における独自の奨学金制度等

- (A) 法科大学院生のみを対象とした独自の経済的支援制度を設けている法科大学院：60校（約82%）
  - － うち給付型制度を設けている法科大学院：46校（約63%）
  - － うち減免型制度を設けている法科大学院：21校（約29%）
  - － うち貸与型（無利息）制度を設けている法科大学院：10校（約14%）
  - － うち貸与型（有利息）制度を設けている法科大学院：3校（約4%）
- (B) 上記以外に、法科大学院生も利用可能な経済的支援制度を設けている法科大学院：54校（約74%）

※上記は平成25年度実績（全73校）。

なお、少なくとも(A)又は(B)の一方に該当する法科大学院は72校（約99%）。



## 各法科大学院における独自の奨学金制度等の例 (平成25年度)

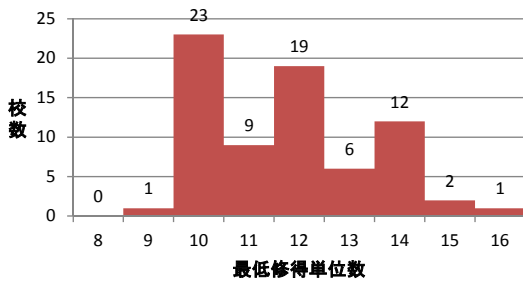
対象者	選考条件	貸与等月額
<b>国立A大学</b> 入学定員 240名	①25年度4月入学者(10名) ②24年度からの継続者(次員募集含む)(15名)	給付 月80,000円
<b>私立B大学</b> 入学定員 230名	①入学試験優秀者(20名) ②原級留置者を除く全ての在学生 ③4名	①減免 標準授業料全額 ②給付 400,000円 ③給付 500,000円
<b>私立C大学</b> 入学定員 35名	①各学期の成績優秀者 ②人物、入試成績、経済 ③入学試験の成績優秀者 ④人物、入試成績 ⑤希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内) ⑥希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内)	①給付 半期30万円 ②給付 年額30万円 ③減免 年額100万円 ④給付 年間30万円 ⑤貸与(無利息) 月額5万円 ⑥貸与(有利息) 上記、貸与奨学金で足りない場合のみ、月額6,7,8,9,10万円から選択。なお、5万円までは無利子
<b>私立D大学</b> 入学定員 270名	①本研究所選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(20名上限) ②本研究所選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(150名上限) ③本研究所に前年度在籍し、第一種および第二種特別給付奨学金の非対象者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者として将来活躍が期待される本研究所に在籍する学生(20名程度)	①給付 入学金を除く学費相当額(年間170万円) ②給付 入学金を除く学費相当額の半額(年間85万円) ③給付 学費相当額の半額(年間85万円) ④給付 私立大学等経常費補助金における各年度の交付基準に基づき、学校法人が別に定める金額(年間34万円 ※H24年度実績) ⑤給付 30万円
<b>私立E大学</b> 入学定員 30名	①入学試験の成績及び面接により選考し、奨学金を貸与。また、弁護士資格を取得し、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、弁護士過疎地域に3年間就任した場合は、決定により、貸与金の返還を免除。	①貸与(無利息) 学費相当額を限度として最短期間(無利息) 学費相当額の貸与金

## 法律実務基礎科目の現状について①

調査基準日：平成25年4月1日

### 1. 法律実務基礎科目に関する最低修得単位数について

- 各法科大学院において、法律実務基礎科目として**平均約12単位**の修得を課している。(必修又は選択必修科目の計)



(10~14単位数に設定している大学が大半を占めている(計69校))

※全73大学中の約95%

### 2. 担当教員について

- 法律実務基礎科目として、H25年度に全73大学において810科目が開講されている。

(必修:333科目、選択必修科目:296科目、選択科目その他:181科目)

- 上記の**必修科目全333科目のうち、311科目(約93.4%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない22科目の内訳は、「法情報調査」、「法情報処理」、「法情報検索演習」等)

- 上記の**選択必修科目全296科目のうち、270科目(約91.2%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない26科目の内訳は、「法情報論」、「リサーチペーパー」、「ベンチャー社会と法」、「エクスターンシップ」等)

- 上記の**選択科目等全181科目のうち、156科目(約86.2%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

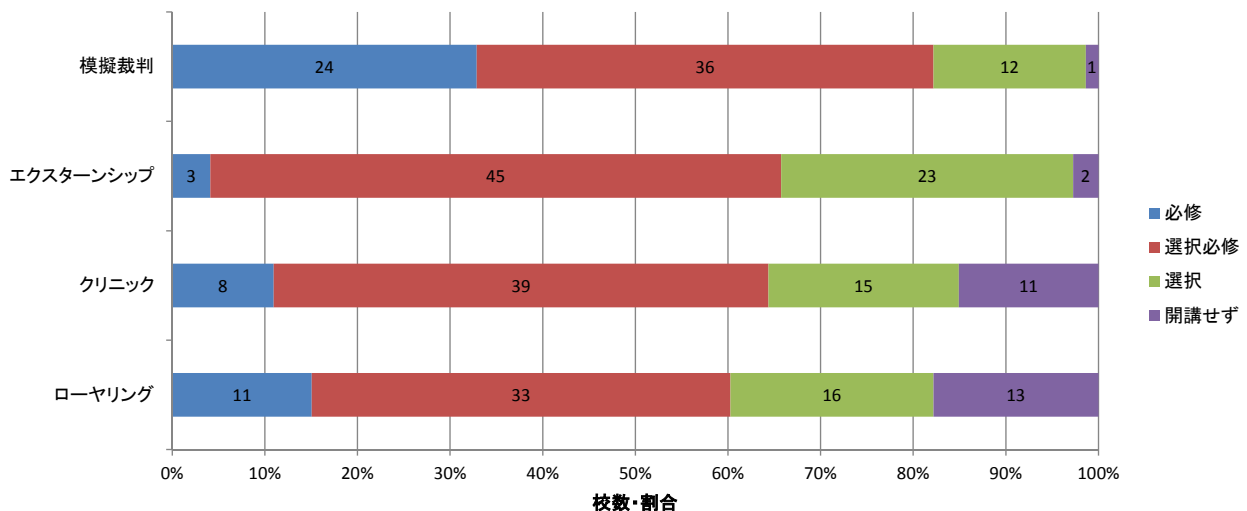
(法曹三者が担当していない25科目の内訳は、「法情報調査」、「法律英語」、「企業法務論」、「エクスターンシップ」等)

## 法律実務基礎科目の現状について②

調査基準日：平成25年4月1日

### 3. 体験的な法律実務基礎科目の取扱いについて

- 体験的な法律実務基礎科目については、各大学によって開講形態のばらつきはあるものの、全ての法科大学院において体験的な法律実務基礎科目が開講されている。



	模擬裁判	エクスターンシップ	クリニック	ローヤリング
必修	32.9%	4.1%	11.0%	15.1%
選択必修	49.3%	61.6%	53.4%	45.2%
選択	16.4%	31.5%	20.5%	21.9%
開講せず	1.4%	2.7%	15.1%	17.8%

## 継続教育の実施状況について①

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる、または、今後取り組んでいく可能性がある大学は、**51大学**  
(うち、調査時点において継続教育に取り組んでいるのは21大学)
- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

### ①法曹有資格者に対し、応用的・先端的な授業科目を履修できる場を提供している例

- ・正規の科目としてではなく、BUSINESS LAW SEMINARを開講し、継続教育としても法曹資格を修得した者に広く門戸を開いている。今後も、継続教育については、充実を図っていきたいと考えている。
- ・日本弁護士連合会に対し10科目程度の科目を開講し、弁護士会員の受講希望者を募集している。
- ・実務家を対象とした聴講制度を設け、展開・先端科目や基礎法・隣接科目のほか、本法科大学院の特色である外国法科目を受講可能としている。
- ・法曹のリカレント教育を目指し、現在法曹界で活躍するものに対し科目等履修生の制度を設け、履修の場を提供している。

### ②新人弁護士に対する研修の展開や、法律相談・ADRの補助業務の場を提供している例

- ・法科大学院弁護士研修センター(OATC)を設置、隣接する形で法律事務所を招致し、法科大学院出身の新人弁護士を所属させて司法修習終了直後の継続教育にあたっている。特に、組織内弁護士を育成することを目指している。
- ・法務研究科の下部組織「法曹実務研究所」が週2回法律相談を行っている。この法律相談の担当者を法務研究科OBの弁護士から募り、経験5年以上の弁護士1名を指導に付けて、相談に当たらせている。
- ・法曹実務研究所と観光研究所が連携して運営する大学直属の組織「観光ADRセンター」で行う調停業務の補助業務を行う「事件管理者」を法務研究科OB弁護士から募り、十数名が担当している。

## 継続教育の実施状況について②

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

### ③法科大学院とは別途設置された「法務研究所」、「司法研究所」等の機関において、実務家同士の情報交換や研鑽を目的とした場を提供している例

- ・法科大学院の附属機関である、専門法曹養成研究教育センター(現在は、医事法センター、環境法センター、ジェンダー法センター、知的財産法センターの4センター)が企画・実施する研究会が挙げられる。法曹資格を取得した修了生に対し、この研究会への参加を呼びかけ、また、研究会の講師陣には本法科大学院修了生(現在は弁護士)を招聘し、専門法曹の継続教育の体制が徐々に構築されつつある。この体制を法科大学院全体としての取組としてさらに発展させていくことを目標としている。
- ・法務研究所を併設し、法科大学院の教員も参加した場で、修了生が研究発表を行うことのできる機会を定例的に設けている。これは、弁護士同士の幅広い情報交換を可能にすると共に、実務家として研鑽できるリカレント・スクールの役割を狙ったものである。

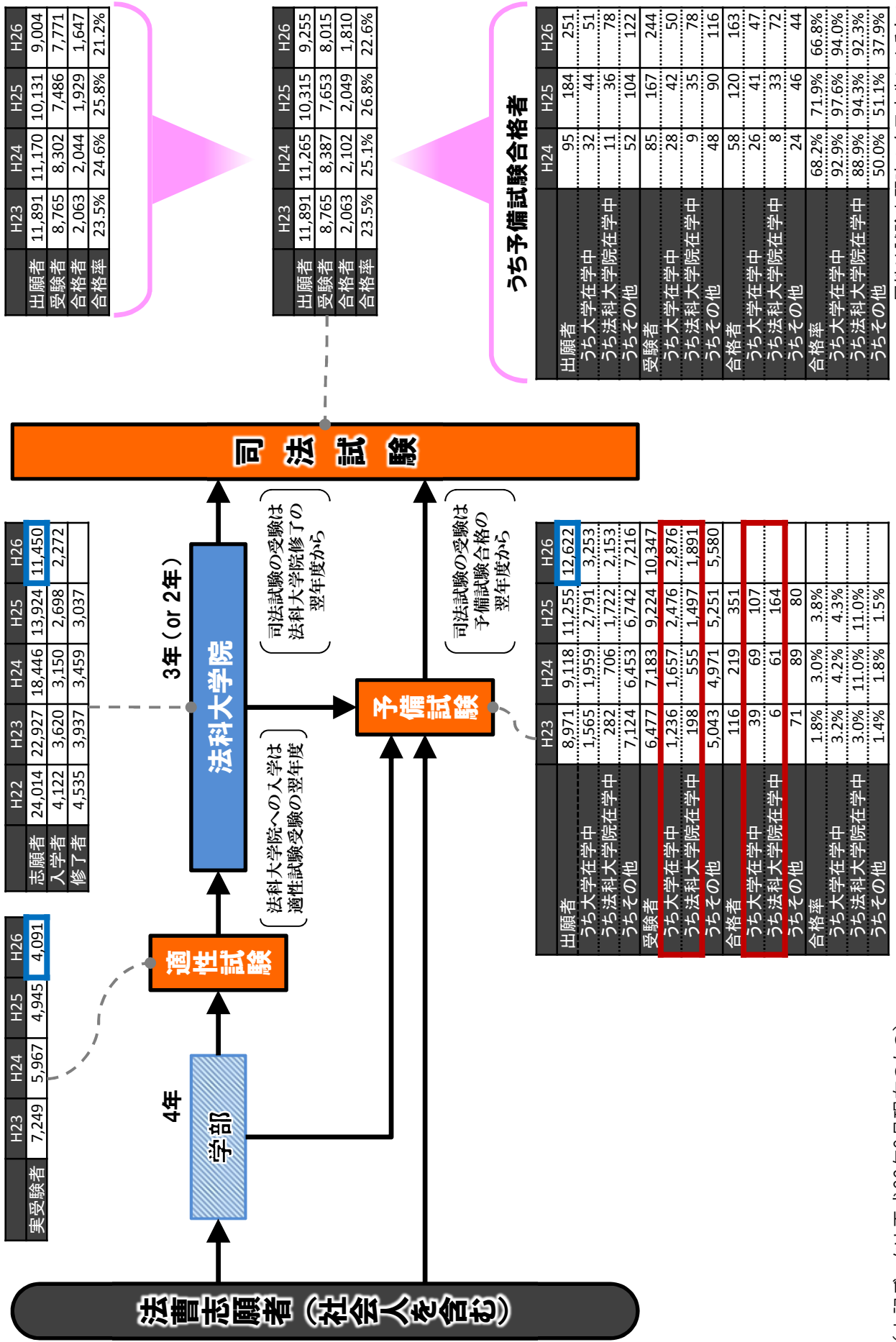
### ④法科大学院教員を講師とする研究会を開催している例

- ・同窓会と協力して、法科大学院教員を講師とする研究会を実施している。

- 他方、継続教育に取り組むことを予定していない大学の挙げた理由は以下のとおり。(自由記述)

- ・継続教育は、研究大学院(博士後期課程)など、別組織が担っている。
- ・地元弁護士会において既に研修制度が確立されており、需要が見込めない。
- ・現時点では、在学生を対象とする教育の充実に専念している。
- ・継続教育に取り組む教員数の余裕がない。

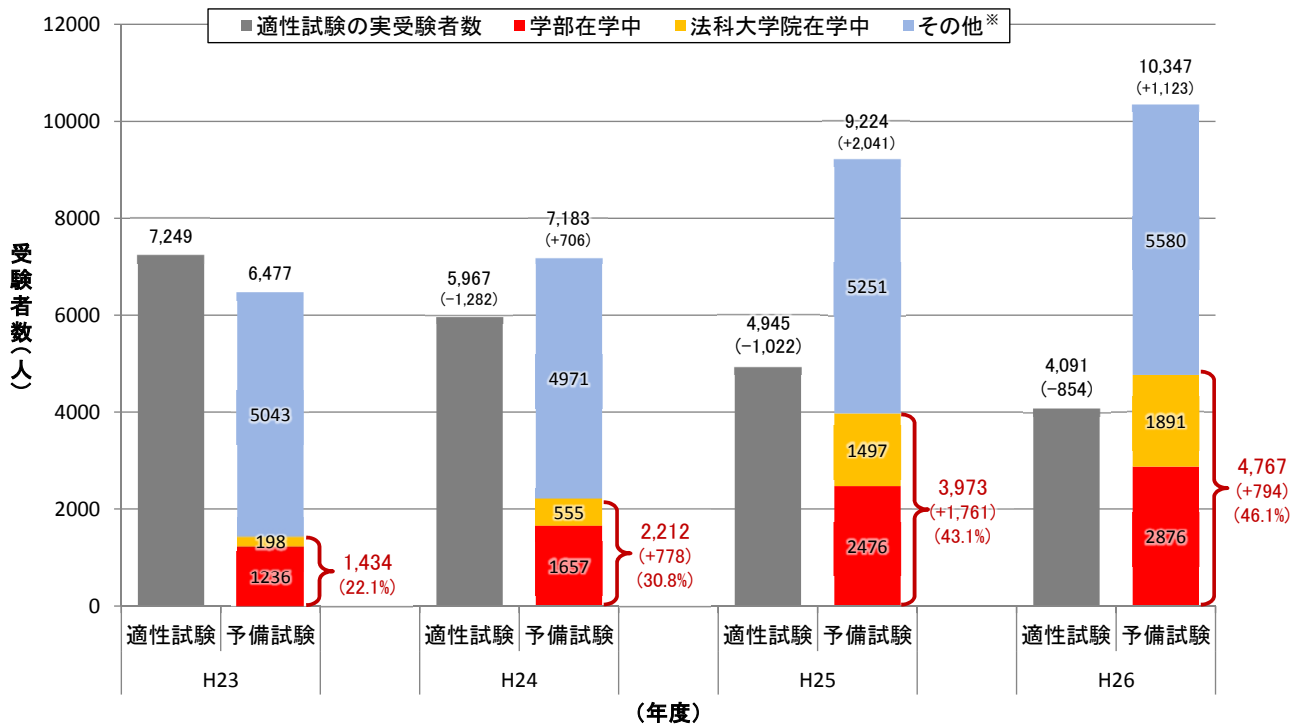
# 司法試験受験資格の取得方法に関する俯瞰図



（上記データは平成26年9月現在のもの）

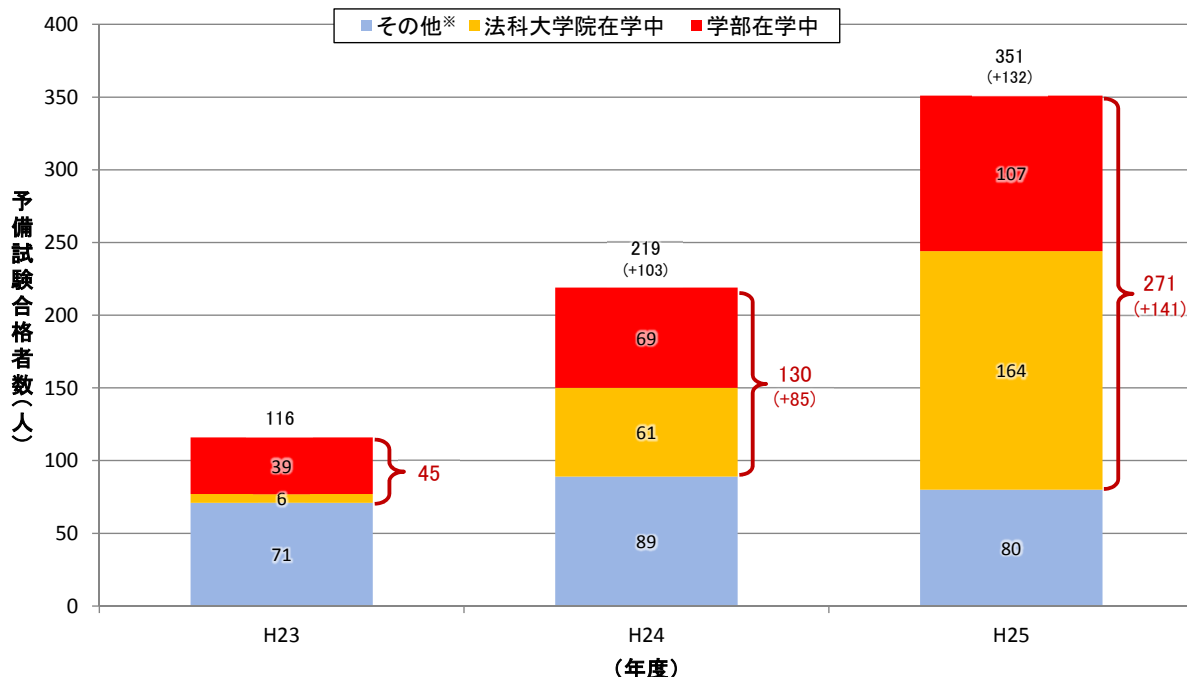
## 適性試験受験者数と予備試験受験者数の推移

- ・ 適性試験の実受験者数は減少傾向にある一方、予備試験の受験者数は増加傾向にある。
- ・ 予備試験の受験者の増は、学部在学中及び法科大学院在学中の受験者の増によるものである。



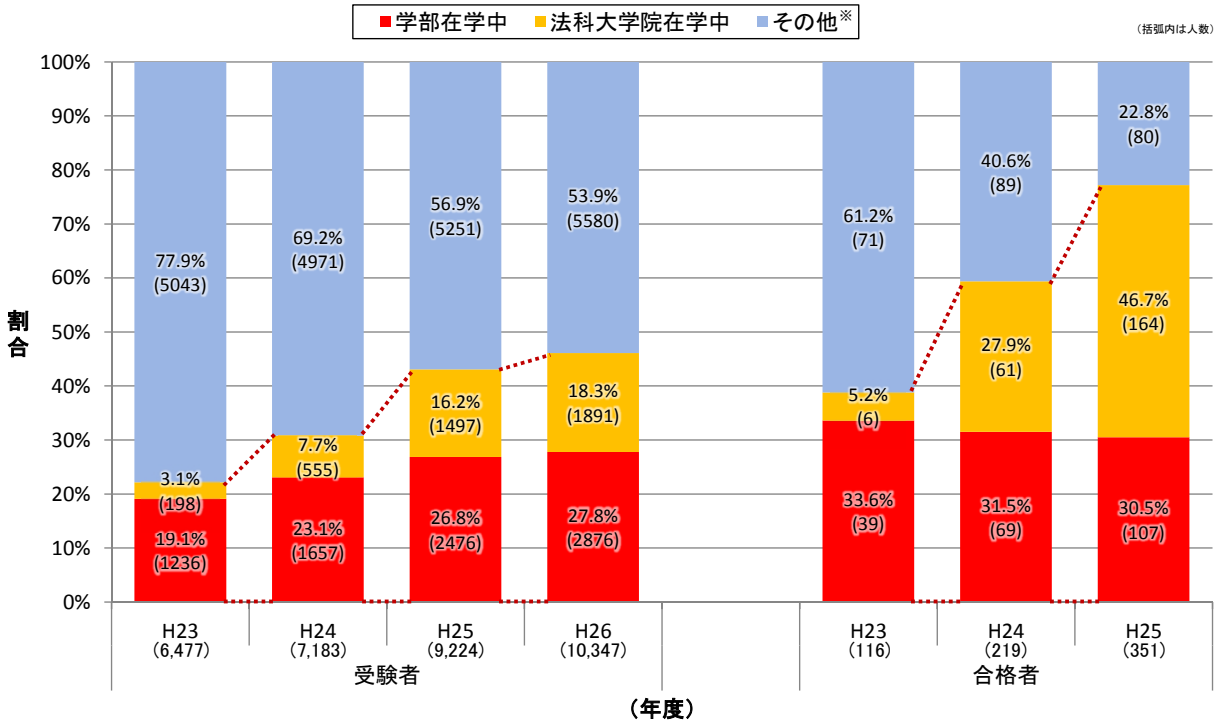
## 予備試験合格者数の推移

- ・ 予備試験の合格者数は増加傾向にある。
- ・ 予備試験の合格者の増は、学部在学中及び法科大学院在学中の受験者の増によるものである。



## 予備試験受験者・合格者に占める割合の推移

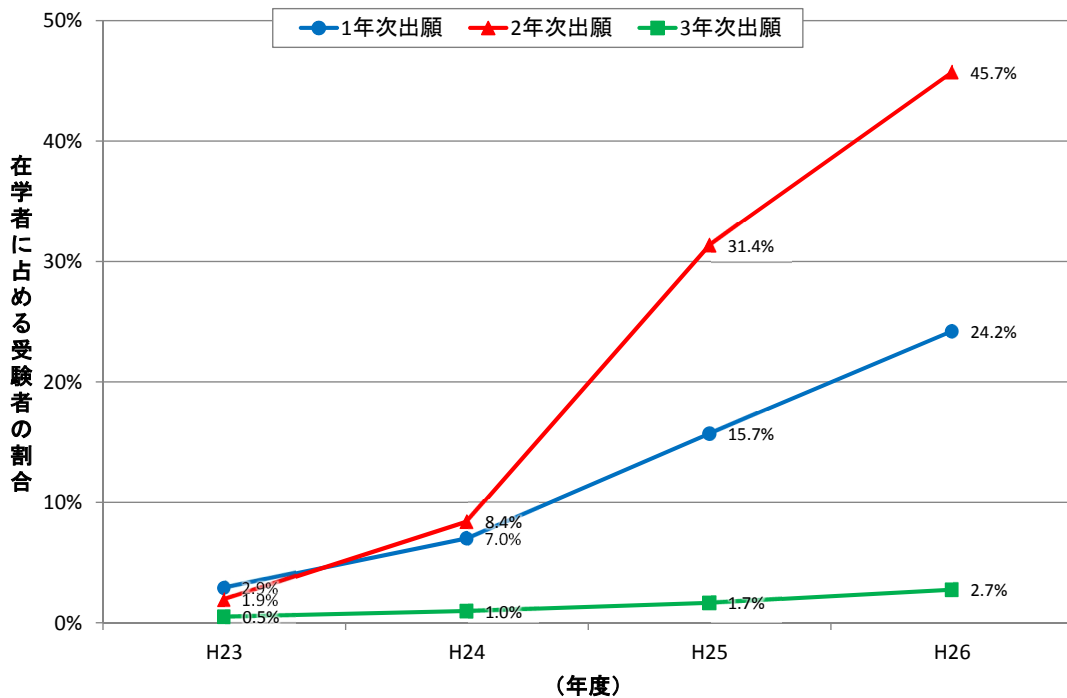
- ・ 受験者について、学部在学中の者と法科大学院在学中の者を合わせた割合は増加傾向にある。
- ・ 合格者について、学部在学中の者と法科大学院在学中の者を合わせた割合は増加傾向にある。



※その他：大学卒業・中退、法科大学院修了・中退、法科大学院以外の大学院修了・在学中・中退、短期大学卒業・在学中・中退、高校卒業・在学中・中退等

## 法科大学院在学者に占める予備試験受験者の割合の推移

- ・ 出願時、法科大学院に在学中で予備試験を受験した者の割合は、急激な増加傾向にある。
- ・ 特に、平成26年予備試験については、2年次の学生の約5割が出願して3年次に受験した。



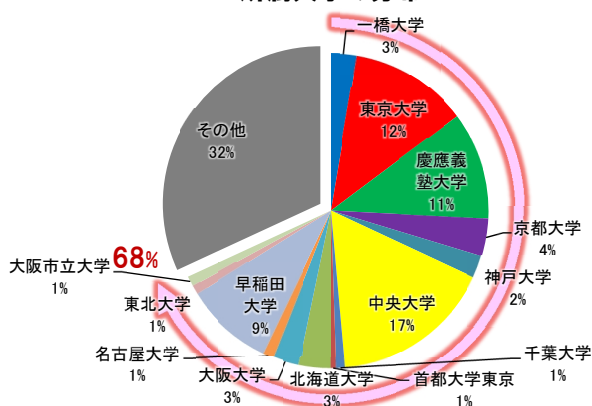
※司法試験委員会の公表データに基づき作成  
 ※在学者数は学校基本調査(各年度の5月1日現在)による

## 平成26年予備試験受験者の実態

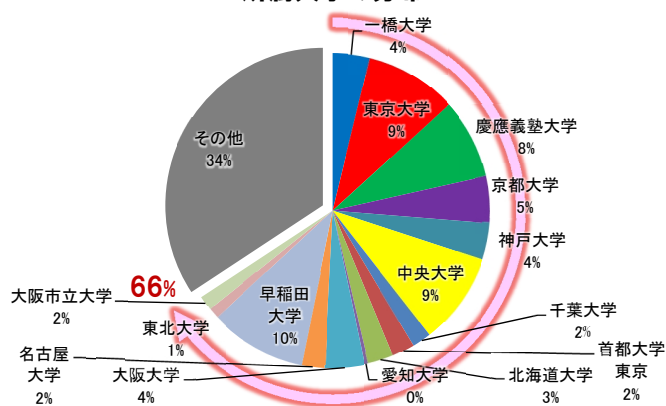
- 出願時、学部在学中で予備試験を受験した者については、司法試験合格率が上位(累積合格率が全国平均以上)の14校\*だけで約7割を占める。
- 出願時、法科大学院在学中で予備試験を受験した者については、司法試験合格率が上位の15校だけで約7割を占める。

\* 累積合格率が全国平均以上の法科大学院は15校あるが、うち1校は短答合格者がおらず受験者数が公表されていないため除く

出願時、学部在学中で予備試験を受験した者の所属大学の分布



出願時、法科大学院在学中で予備試験を受験した者の所属大学の分布



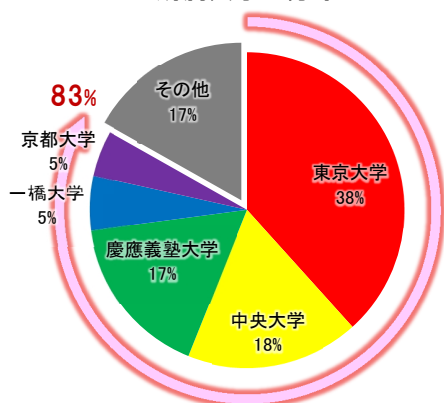
大学名	一橋	東京	慶應義塾	京都	神戸	中央	千葉	首都	北海道	愛知	大阪	名古屋	早稲田	東北	大阪市立	その他	合計
学部在学中に出願した受験者数(人)	77	348	317	112	65	478	26	15	94	不明	78	31	260	27	31	917	2876
法科大学院在学中に出願した受験者数(人)	72	178	156	91	71	178	37	44	49	7	78	45	187	21	29	648	1891

※司法試験委員会の公表データに基づき作成

## 平成25年予備試験合格者の実態

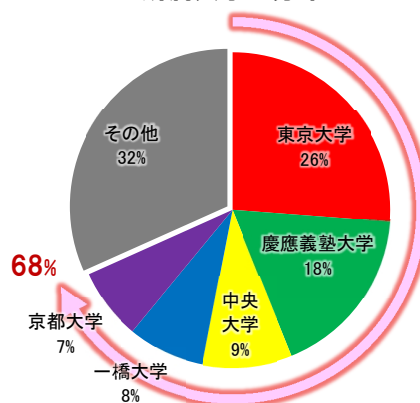
- 出願時、学部在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約8割を占める。
- 出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約7割を占める。

出願時、学部在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布



大学名	合格者数(人)
東京大学	41
中央大学	19
慶應義塾大学	18
一橋大学	6
京都大学	5
その他(12校)	18
合計	107

出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布



大学名	合格者数(人)
東京大学	43
慶應義塾大学	29
中央大学	15
一橋大学	13
京都大学	12
その他(25校)	52
合計	164

※司法試験委員会の公表データに基づき作成

## 25歳以上の予備試験受験者数の推移

- ・ 法科大学院生・大学生以外の受験者数は、これまで約5～6千人で推移し、かつ増加傾向にある。
- ・ 上記受験者については、25歳以上の者の占める割合が大きいと推測されるところ、**25歳以上の受験者数は、これまで約5～7千人で推移し、かつ増加傾向にあることから、法科大学院生・大学生以外の受験者の傾向と一致する。**

(単位:人)

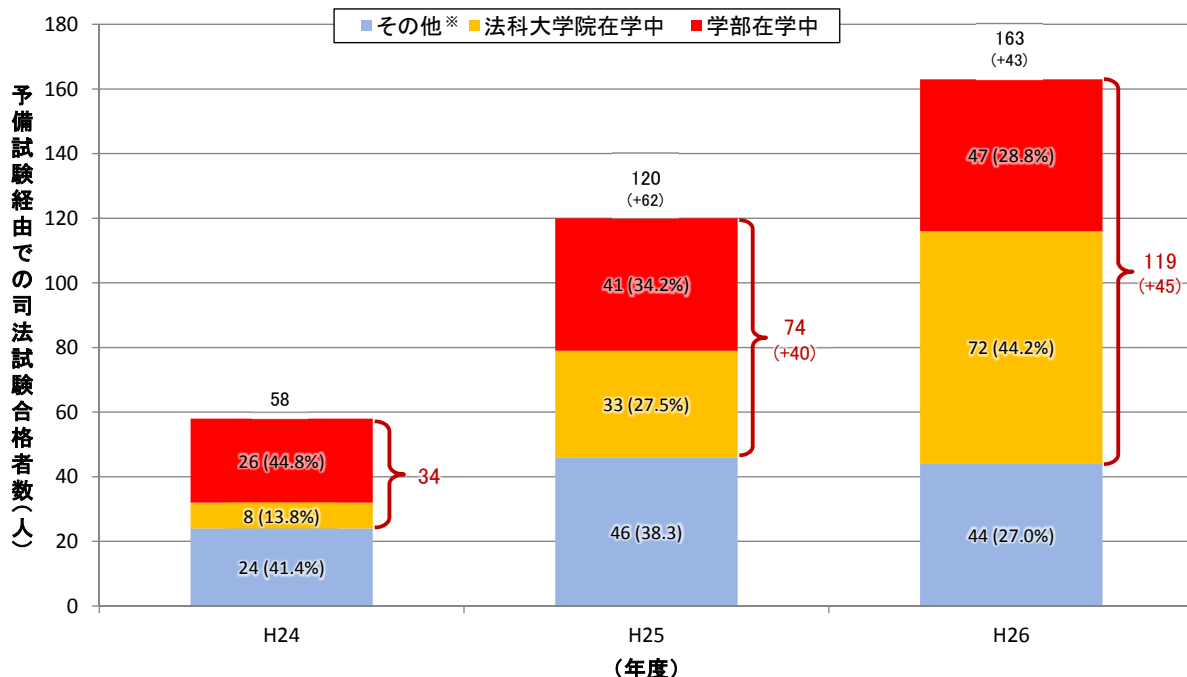
	全体	職種別											年齢別			
		法科大学院生・大学生以外										法科大学院生・大学生			24歳以下	25歳以上
		無職	会社員	公務員	自営業	法律事務所 事務員	塾講師	教職員	法科大学院生 以外大学院生	その他	合計	大学生	法科大学院生	合計		
H23 受験者	6,477	2,153	1,287	599	335	179	117	73	24	300	5,067	1,218	192	1,410	1,175	5,302
H24 受験者	7,183	2,122	1,236	618	337	174	135	71	24	304	5,021	1,636	526	2,162	1,755	5,428
H25 受験者	9,224	2,198	1,351	633	346	184	153	72	26	361	5,324	2,444	1,456	3,900	2,935	6,289
H26 受験者	10,347	2,298	1,436	700	377	211	145	67	34	395	5,663	2,838	1,846	4,684	3,490	6,857

年齢は各年12月31日時点

※内閣官房法曹養成制度改革推進室の公表資料に基づき作成

## 予備試験経由での司法試験合格者数の推移

- ・ 予備試験経由での司法試験合格者数は増加傾向にある。
- ・ 予備試験経由での司法試験合格者の増は、特に法科大学院在学中の合格者の増によるものである。

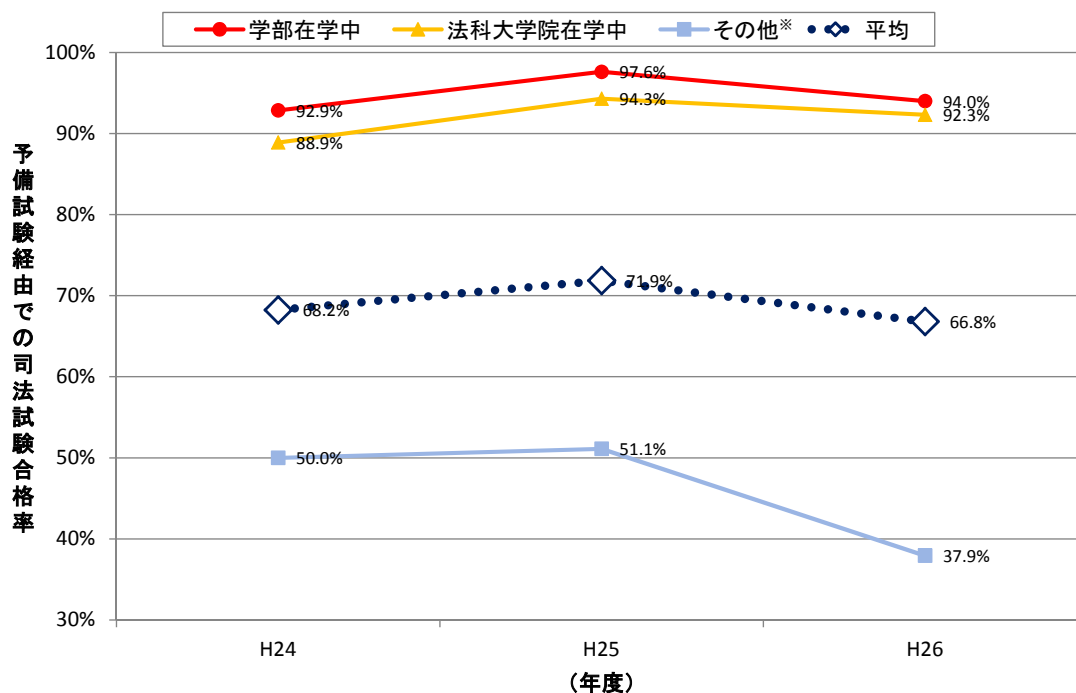


※その他: 大学卒業・中退、法科大学院修了・中退、法科大学院以外の大学院修了・在学中



## 予備試験経由での司法試験合格率の推移

- ・ 学部在学中又は法科大学院在学中の予備試験合格者の司法試験合格率は、約90%を超える。
- ・ 上記以外の予備試験合格者の司法試験合格率は、急激な低下傾向にあり、40%に満たない。

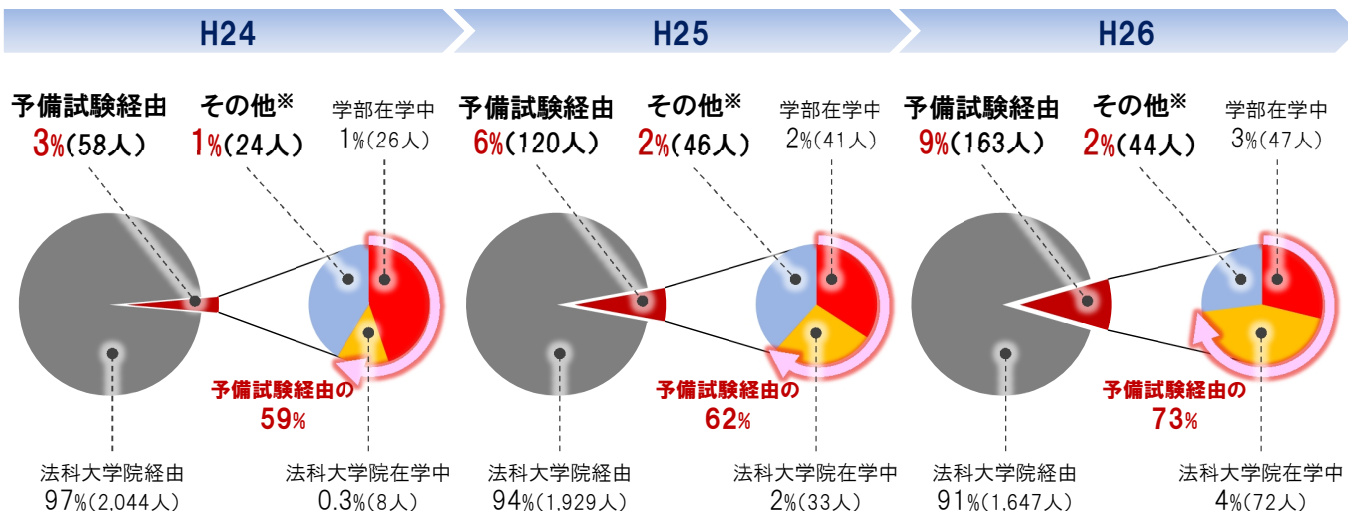


※その他：大学卒業・中退、法科大学院修了・中退、法科大学院以外の大学院修了・在学中

## 司法試験合格者の推移と実態

- ・ 予備試験経由での司法試験合格者は年々増加し、全体の約9%を占めるまでになっている。
- ・ 上記のうち、出願時、学部在学中又は法科大学院在学中の者を除くと、予備試験経由での司法試験合格者が占める割合は約2%となる。

### 司法試験合格者の内訳



※その他：大学卒業・中退、法科大学院修了・中退、法科大学院以外の大学院修了・在学中

# 予備試験に関するアンケート調査回答結果

□ 文部科学省において、全ての法科大学院を対象に、予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向等に関する状況について、自由記述により調査を実施  
 □ さらに、自由記述により得られた回答の内容について、改めて各法科大学院における該当の有無の調査を実施

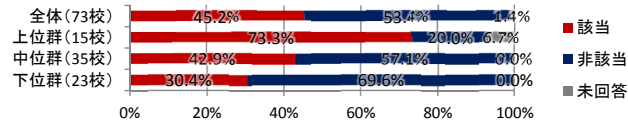
## 調査結果全体について

- ・ 予備試験に対する懸念を表明した大学: 54校/73校 (70%)
- ・ 上記のうち上位群: 12校/15校 (80%)
- ・ 上位群の在学生の予備試験受験率\*: 22% >> 下位群の在学生の予備試験受験率\*: 10%

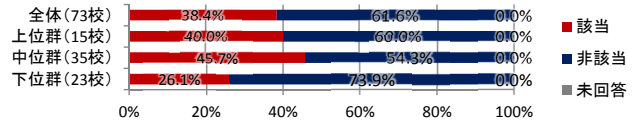
※司法試験委員会等の公表データに基づき算出

## 各法科大学院からの主な回答について

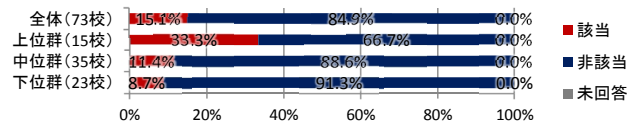
予備試験実施日程前後に法科大学院学生が欠席する、予習が疎かになり、数が大きくなれば悪影響が強く懸念される。



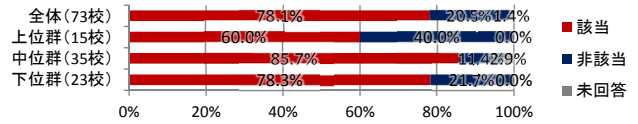
法科大学院では必ず履修すべきものとされている「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」が予備試験の科目として置かれていないため、予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭い。このことが法科大学院においても「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」を軽視する傾向が広まる要因となっている。



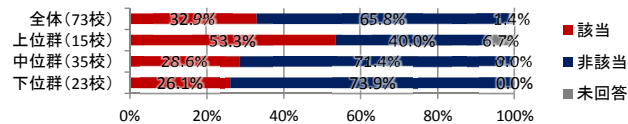
予備試験合格を機に休学して、事実上大学施設の利用を続けた上で司法試験を受験し、合格した時点で退学したい、との希望を申し出たケースがある。



最大の影響は、司法試験を目指す学生が法科大学院より予備試験の方がよいと判断して、法科大学院への進学を目指さなくなっていることである。現在では、多くの学生の意識は、まず予備試験を第一に考え、法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てない法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向が出ている。そのため、減少傾向にある法科大学院の志願者数が、輪をかけて減少することになり、法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっている。



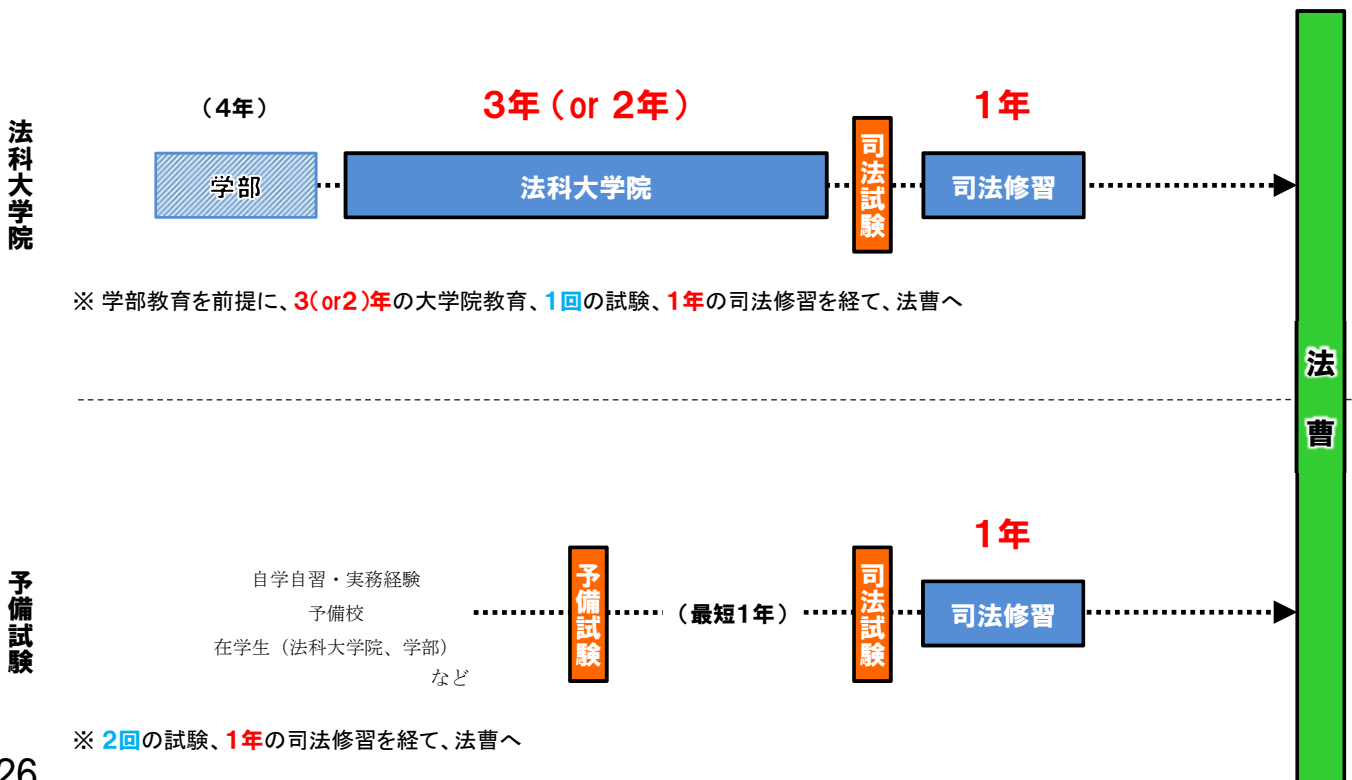
予備試験が併存している関係で、法科大学院在学生のうち、特に成績のよい学生を中心に、予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められる。こうした学生の準備活動は、法科大学院の教育課程が予定している学修以外の作業に時間を消費させる結果となっており、法科大学院教育の深化を妨げている。



上位群: 司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学群  
 中位群: 司法試験の累積合格率が全国平均未満～全国平均の半分以上の大学群  
 下位群: 司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の大学群

# 現行の法曹養成課程の仕組みの比較

- ・ 法曹養成のための中核的な教育機関である法科大学院からは、学部教育を前提に、原則3年の大学院教育、1回の試験、1年の司法修習を経て法曹になるのに対し、予備試験からは、前提となる教育を限定せず、2回の試験、1年の司法修習を経て法曹になる仕組みとなっている。



# 予備試験の法令上の位置付けとそれを踏まえた試験の概要

## ■司法試験法(昭和24年5月31日法律第140号)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者(注:法科大学院修了生)と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

- 一 前項各号に掲げる科目
- 二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む。))についての科目をいう。次項において同じ。)

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

### 【参考】司法試験の目的(司法試験法第一条)

「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする」旨規定

### 短答式試験

科目	試験時間	問題数	配点
法律基本科目	憲法、行政法:1時間 民法、商法、民事訴訟法: 1時間30分	各科目 10~15問程度	各科目 30点
	刑法、刑法刑訴法:1時間		
一般教養科目	1時間30分	人文、社会、自然、 英語の分野からの 43問のうち20問を 選択して解答	60点

### 論文式試験

科目	試験時間	問題数	配点
法律基本科目	憲法、行政法:2時間20分 民法、商法、民事訴訟法: 3時間20分	各科目 1問	各科目 50点
	刑法、刑法刑訴法: 2時間20分		
一般教養科目	1時間	1問	各科目 50点
実務基礎科目	民事及び刑事:3時間	各科目 1問	

### 口述試験

民事及び刑事の  
2分野で実施

※法務省の公表資料に基づき作成

## 法科大学院の授業科目と予備試験・司法試験の試験科目

- 法科大学院では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修がいずれかに過度に偏ることにならないよう配慮するものとされている。
- 予備試験では、短答式試験において憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目についての、論文式試験において憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目、法律実務基礎科目についての、口述試験において法律実務基礎科目についての試験が行われる。
- 司法試験では、短答式試験において公法系科目、民事系科目、刑事系科目についての、論文式試験において公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目についての試験が行われる。



※法科大学院の各授業科目の単位数は、「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」(平成14年1月22日 法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会)において掲げられた目安。

## 公的機関に関する国家資格等に係る受験資格制限等の状況

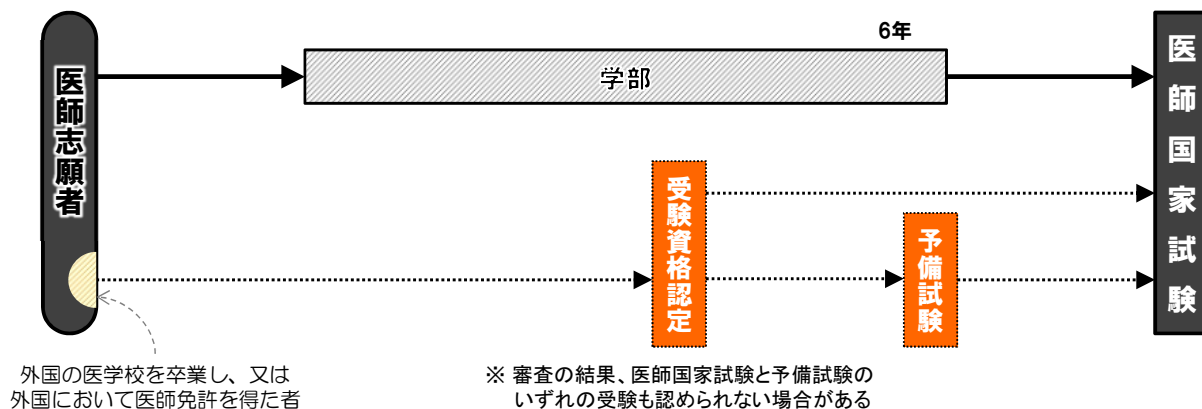
立法（国会議員、政策担当秘書）	
国会議員選挙 被選挙権	【衆議院議員】 日本国民で満25歳以上であること。 【参議院議員】 日本国民で満30歳以上であること。
政策担当秘書資格試験 受験資格	最終合格者発表現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者 a. 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び試験年度の3月までに大学卒業見込みの者 b. 国会議員政策担当秘書資格試験委員会がa.に掲げる者と同等以上の学力があると認める者
司法（法曹）	
司法試験 受験資格	①受験時において法科大学院の課程を修了し、かつ、5年間の期間において受験回数制限(3回)の範囲内である者 又は②司法試験予備試験に合格した者
司法試験予備試験 受験資格	制限なし
行政（公務員）	
国家公務員試験 受験資格	【総合職試験(院卒者試験)】 30歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学院修士課程又は専門職大学院専門職学位課程を修了した者及び試験年度の3月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者  【総合職試験(大卒程度試験)】 (1) 21歳以上30歳未満の者 (2) 21歳未満の者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
【参考】 医師	
医師国家試験 受験資格	(1) 学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者(試験年度の3月までに卒業する見込みの者を含む。) (2) 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの(試験年度の3月までに実地修練を終える見込みの者を含む。) (3) 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの
医師国家試験予備試験 受験資格	外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

## 予備試験のある国家資格に係る受験資格制限の状況

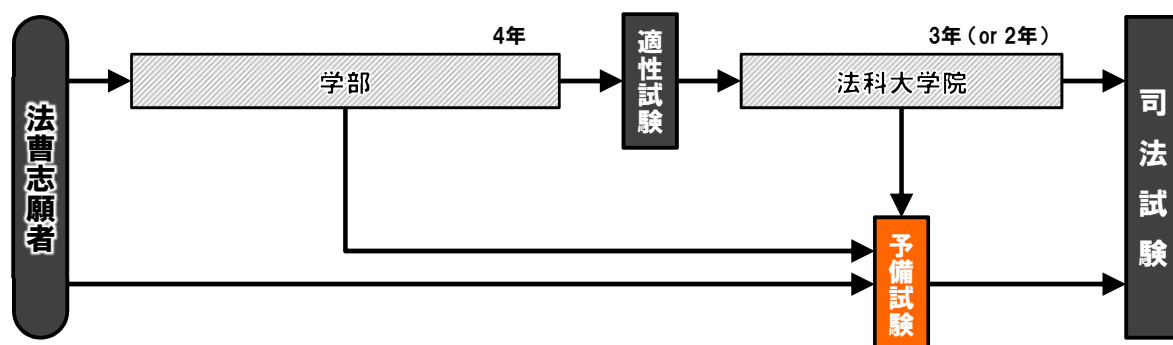
司法試験予備試験 受験資格	制限なし	司法試験を受けようとする者が法科大学院を修了した者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する。
医師国家試験予備試験 受験資格	外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの	(特定の条件を備えた者が医師国家試験の受験資格を得るための試験)
歯科医師国家試験予備試験 受験資格	外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの	(特定の条件を備えた者が歯科医師国家試験の受験資格を得るための試験)
獣医師国家試験予備試験 受験資格	外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医師審議会が適当と認定したもの	(特定の条件を備えた者が獣医師国家試験の受験資格を得るための試験)
【参考】		
高等学校卒業程度認定試験 受験資格	16歳以上になる大学入学資格のない人 ※ 18歳になる前に全ての科目に合格した場合、18歳の誕生日から合格者になる	様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができる。
弁護士資格認定制度 法務大臣の認定を受ける ための要件	下記のいずれかを満たし、日弁連が実施する研修を修了したこと ・ 司法試験合格後、簡裁判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等に在った期間が通算5年以上 ・ 司法試験合格後、法律関係事務を処理する企業法務の担当者、公務員等に従事した期間が通算7年以上 ・ 検察官特別考試合格後、検察官(副検事を除く。)の職に在った期間が通算5年以上 等	弁護士資格は、原則、司法試験に合格し、司法修習を終了した者に付与されるが、その特例として、法務大臣の認定を受けた者に弁護士資格が付与される。

# 医師と法曹の養成課程の比較

## ■医師養成の場合



## ■法曹養成の場合



## 司法試験予備試験に係るこれまでの主な検討経緯

### ■司法制度改革審議会意見書(平成13年6月)

『経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである』旨提言

### ■法曹養成検討会／新司法試験の在り方について(意見の整理)(平成14年3月)

『予備試験については、例えば、「納税証明書」や「経歴書」を提出させて受験資格を認定すべきであるなどの意見が出されたものの、具体的な受験資格の範囲の確定や実際の認定業務が困難であることから、予備試験の受験資格を制限する方法ではなく、予備試験の内容、方法等を工夫し、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ」制度設計を行うものとする』旨整理。

### ■与党三党合意事項(平成14年7月)

「予備試験には受験資格を設けない」、「予備試験は、プロセス養成としての法曹養成制度を損なうものであってはならず、・・・(中略)・・・法科大学院修了者と同等の能力等を有することを確認できる内容とする」、「本試験においては、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する」、「予備試験のあり方について更に検討する」旨合意。

### ■衆参両院法務委員会附帯決議(平成14年11月)

(衆・法務委)

「四 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用に努めるとともに、法科大学院における幅広く多様な教育との有機的な連携の確保に配慮すること」旨決議。

(参・法務委)

「三 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事情等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること」旨決議。

### ■法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年12月)

「(法曹養成の基本理念) 第二条 一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと」旨規定。

### ■規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月閣議決定)

「また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」旨決定。

### ■参議院法務委員会附帯決議(平成26年5月)

「三 予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況とがかけ離れている点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずること」旨決議。

## 予備試験・司法試験合格による中退者数等一覧

## ○予備試験合格を理由とした中退

【平成23年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	0人	0人	1人	2人	3人	0校	0校	1校	2校	3校
1年次	0人	0人	0人	1人	1人	0校	0校	0校	1校	1校
2年次	0人	0人	0人	1人	1人	0校	0校	0校	1校	1校
3年次	0人	0人	1人	0人	1人	0校	0校	1校	0校	1校

【平成24年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	7人	1人	0人	1人	9人	3校	1校	0校	1校	5校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	7人	1人	0人	1人	9人	3校	1校	0校	1校	5校
3年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校

【平成25年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	2人	1人	1人	0人	4人	1校	1校	1校	0校	3校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	1人	0人	1人	0人	2人	1校	0校	1校	0校	2校
3年次	1人	1人	0人	0人	2人	1校	1校	0校	0校	2校

## ○司法試験合格(予備試験合格の資格)を理由とした中退

【平成24年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	13人	1人	0人	0人	14人	2校	1校	0校	0校	3校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	9人	0人	0人	0人	9人	2校	0校	0校	0校	2校
3年次	4人	1人	0人	0人	5人	1校	1校	0校	0校	2校

【平成25年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全体	25人	1人	0人	3人	29人	4校	1校	0校	3校	8校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	12人	0人	0人	2人	14人	3校	0校	0校	2校	5校
3年次	13人	1人	0人	1人	15人	2校	1校	0校	1校	4校

注) 上位5校:平成25年司法試験の合格率の上位5校  
 上位校:平成25年司法試験の合格率が平均以上の法科大学院(上位5校は除く)(9校)  
 中位校:上位校及び下位校以外の法科大学院(27校)  
 下位校:平成25年司法試験の合格率が平均の半分未満の法科大学院(32校)

注) 1年次:未修者コースの1年生  
 2年次:既修者コースの1年生及び未修者コースの2年生  
 3年次:既修者コースの2年生及び未修者コースの3年生

注) 平成25年度は年度途中であるため、未確定。

## 法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

平成25年7月16日

項目	担当	事項	期限	
法曹有資格者の活動領域の在り方	第2 法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。		
今後の法曹人口の在り方	第3 閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内	
法曹養成課程における経済的支援	第4 1 (最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに	
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論  実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	
	第4 2 (1)	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論 	[結論] 1年以内	
	法務省/ (最高裁)	実施/ (実施を期待)	[実施] 2年以内	
	閣僚会議	文科省等による施策の進展状況等を見つ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論	2年以内	
	法科大学院	(2) 文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論  実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入について、基本設計・実施を検討	2年以内	
	(3) 閣僚会議	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	2年以内	
			文科省:その後実施準備→ (5年以内に試行開始目標)	
		(4) 文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備	1年以内
司法試験	第4 3 (1) 法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出	1年以内	
	(2) 閣僚会議	論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。	2年以内	
	(3) 閣僚会議	予備試験の在り方を検討し、結論を得る。	2年以内	
	(4) (法務省司法試験委員会)	司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待	2年以内	
司法修習	第4 4 (最高裁)	司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待	2年以内	
	閣僚会議	上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方について検討	2年以内	

法曹養成制度の在り方





## 附属資料



## 今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性

平成26年3月31日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会

本特別委員会として、平成25年7月に行われた政府の法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、今後、法科大学院教育の改善・充実に向けた検討を行うに当たり、以下のような基本的な方向性を前提に、所要の施策を可能なものから直ちに推進するとともに、更に検討を深めるべき事項を整理し、引き続き議論していくこととする。

- ・ これは、「点による選抜」から「プロセスによる養成」へという司法制度改革の基本理念の下、法曹養成の中核的な教育機関として法科大学院が位置付けられていることを踏まえ、法科大学院教育の改善・充実方策をまとめるものであること。
- ・ 今後の法曹有資格者の活動領域や法曹人口の在り方とともに、法曹養成制度の在り方として「法曹養成課程における経済的支援」、「法科大学院」、「司法試験」、「司法修習」について政府全体の議論を前提にすること。
- ・ このうち、法科大学院については、法学又は法学以外の様々な学部教育を受けた者を対象に、社会が求める高度専門職業人として必要な法知識の修得に加え、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力等の育成、法曹としての責任感や倫理観の涵養等に向けて、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として大学院レベルの教育をより充実した形で提供できるよう、その改善・充実を図ること。
- ・ 具体的には、今後目指すべき法科大学院の姿を念頭に置きながら、入学定員・実入学者数の動向や司法試験の合格状況などの現状分析を踏まえ、規模の適正化、教育の質の向上、優れた先導的な取組を行う法科大学院の支援に加え、法曹養成に必要な時間的コストの軽減、実務基礎教育の充実、継続教育の充実、職域拡大への貢献など、総合的な検討を行うこと。
- ・ なお、法曹養成制度関係閣僚会議決定等に記載されている公的支援の見直しの更なる強化策の具体化を通じた組織見直しの促進（認証評価の抜本的見直しを含む。）や共通到達度確認試験（仮称）の試行に向けた準備、法学未修者に対する教育の充実などについては、「組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ」及び「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ」の調査検討経過報告（別添1及び別添2）を踏まえ、文部科学省及び大学において速やかに取り組むこと。

### 1. 今後目指すべき法科大学院の姿について

- (1) 現行制度を基本とした、法科大学院を中核的機関とする安定的な法曹養成制度の確立を目指す

法科大学院は、法曹養成の中核的な教育機関として大学院に置かれており、法科大学院生が大学院入学前に、学部段階の教育あるいは社会での実務経験を通して人間的な成熟や幅広い教養を身に付け、各学問分野における一定の専門基礎教育を受けていることを前提としている。

また、法科大学院は、法廷活動のみに限らず、企業、公務、地域の様々な場において多様な貢献ができる存在としての法曹を養成することを目指し、法律基本科目や法律実務基礎科目のみならず、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含む多様な教育課程を編成しており、その教育を通じて、専門的な法知識の修得はもとより、社会で実際に生じる様々な問題に対処するための創造的な思考力や法的分析能力、説得・交渉に要する法的議論の能力等の育成の面においても、法曹養成を担う唯一の教育機関として一定の成果を挙げてきている。

さらに、法科大学院は、幅広い領域で活躍できる法曹として必要な能力の育成を目指して教育を行っていることから、その教育課程を修了し、法務博士（専門職）の学位を取得した者は、司法試験を受験しない又は司法試験に合格しない場合、あるいは、司法試験に合格した後、司法修習を経ない場合でも、高い法的素養を備えた人材として多様な活躍の可能性はある。

- ・ このような法科大学院の役割やこれまでの成果について積極的に情報を発信し、男女を問わずより多くの有為な人材が法曹を志望し、プロセス養成の途に進むよう導くことを目指すべきである。
- ・ その一方で、課題が深刻で、法科大学院としての本来の役割を果たし得ていない法科大学院については、その抜本的な改革のため、当面、公的支援の見直しの強化策をはじめとした「運用上の取組の徹底」を通じ、法科大学院の組織見直しに向けて自主的・自律的な経営判断を促すとともに、教育の質の向上に迅速に取り組むよう強く求めることとする。

## （２）今後目指すべき「規模」の在り方を提示

- ・ 法科大学院全体でこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実（平成25年司法試験までに15,078人）を踏まえ、組織見直しWGより経過報告された通り、公的支援の見直しの強化策や連合・連携、改組転換等の取組を通じて、法科大学院全体の入学定員について当面3,000人程度を目途に見直しを促進することとする。この目標値については、現在、政府全体で議論されている法曹人口の在り方の検討結果が出た場合は、それを踏まえて見直すものとする。
- ・ 改善状況調査WGのこれまでの調査結果報告で指摘されているように、入学者数が著しく少ない法科大学院については、授業の在り方や教育効果、その他学生の学修環境としての適切性に対する懸念が示されているため、入学定員の適正な規模の在り方に関する検討を行う。その際、地域適正配置や夜間開講といった特性にも配慮する。

## （３）今後目指すべき「教育方法・内容」の在り方を提示

- ・ プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院の教育の質保証を行う観点から、司法試験合格状況の改善はもとより、修了生が社会の様々な分野において活躍できるようにすることを目指し、法科大学院の教育課程においてこれまで以上に充実した教育を行うことで、学生が安心して学修に取り組める環境を構築するための取組を推進する。

## 2. 今後検討すべき改善・充実方策について

### (1) 優れた先導的取組の推進を通じた法科大学院教育の充実方策の提示

- ・ 司法制度改革において志向されていた法学未修者教育の充実、国際化への対応、法曹の職域拡大、企業や自治体等と連携した就職支援など、優れた先導的な取組を促進するための方策を推進する。

### (2) 法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示

- ・ 公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図る。
- ・ 政府全体での検討の結果として提示されるであろう法曹人口についての考え方を踏まえ、法科大学院の総定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理する。

### (3) 法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示

- ・ 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行を行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底等を図る。
- ・ 法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討する。
- ・ 法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだ者が法科大学院入学生の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。
- ・ さらに、法学未修者と法学既修者との間で、学修の状況や司法試験合格状況に差が生じている実態を踏まえ、3年を標準とする教育課程と法学既修者につき2年に短縮される教育課程からなる現行制度の合理性・適切性等についても、中長期的な課題として検証・検討する。
- ・ 研究者教員と実務家教員とが緊密に連携した授業等を提供するとともに、各法科大学院の実情に応じたエクスターンシップやリーガルクリニック等の積極的な実施を促すことなどを通じ、企業法務を含め実務の現場で役立つような教育内容の充実を図る。
- ・ 法科大学院における充実した教育を安定的・継続的に支える研究者教員の養成を強化・充実させる具体的方策を速やかに策定・実施するとともに、実務家教員のFD活動などによる法律実務基礎教育の充実や、研究者教員と実務家教員の割合の在り方の検討などを含め、法科大学院における教員体制の充実を図る。
- ・ 学生に対する教育上の効果を考慮した各法科大学院の適正な規模の在り方について検討する。
- ・ 進路指導体制の充実等をはじめ、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応を検討する。

- ・ 時間的コスト軽減も視野に入れて、法学部教育との連携の在り方を検討する。

#### (4) 法科大学院認証評価に関する改善方策の提示

- ・ 法科大学院に対する認証評価が形式的な評価に陥らず、法科大学院として求められる成果を挙げられていない場合にはそれらを厳格に評価し、教育の改善に向けた取組などをより実質的かつ適切に評価できるようにするため、評価期間、基準、評価方法等の見直しを行う。

#### (5) 法科大学院の教育力を活用した継続教育の充実方策の提示

- ・ 展開・先端科目群の授業への積極的受入れや法科大学院教育のノウハウを活用した研修機会等の提供、それへの協力など、法科大学院による法曹有資格者に対する継続教育機能の充実を図る。

### 3. 法曹養成制度改革全体との関係について

#### (1) 司法試験・司法修習との関係

- ・ 上記検討事項で提示した法科大学院の教育の改善・充実に向けた方策について今後更に検討を深めるとともに、政府全体で行われつつある法曹養成制度改革全体との関係において、プロセスとしての法曹養成が真に機能するよう、法科大学院の立場から司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方について引き続き検討する。

#### (2) 司法試験予備試験との関係

- ・ 司法試験予備試験については、本特別委員会として、法科大学院修了生と同等の学識・能力を有するかどうかを判定するものとして適切に機能しているかを注視する。また、試験という「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」により質量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の基本的な理念を踏まえつつ、司法試験予備試験が法曹養成プロセスの中核的な教育機関である法科大学院における教育に与える影響や、更にはそのプロセス全体に及ぼす影響を、例えば、法科大学院在学生在が予備試験を目指すことによる法科大学院における授業欠席や、休学・退学の動向、学生の学修・履修の仕方等への影響のみならず、学部在學生をはじめ法科大学院志願者への影響なども含め速やかに把握・分析し、政府全体の取組に資するようにする。

## 組織見直し促進に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会  
組織見直し促進に関する  
検討ワーキング・グループ

### I 組織見直しを促進するための具体的方策について

#### 1. 基本的考え方

- 法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とし、その修了者に司法試験の受験資格が付与されていることに鑑み、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院は、自らの責任で早急に組織の抜本的な見直しを行うべきである。
- 文部科学省は、法科大学院の組織見直しに当たり、大学教育の特性を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、その抜本的な見直しを加速させる必要がある。

#### 2. 組織見直しを促進するための具体的方策

##### (1) 方向性

- 法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定（平成25年7月16日）を踏まえ、公的支援の見直しの強化策により、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要がある。
- その際、閣僚会議決定の前提となる法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）の取りまとめ（平成25年6月26日）では、司法試験の年間合格者数の数値目標が今後の検討事項とされ、現状では設定されていないが、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきであるとされているところである。
- 以上を踏まえ、現在の司法試験合格者の数が、司法試験委員会において、法曹になろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から適正に判定された結果であることを前提に、
  - ① 法科大学院には、その修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことが求められていること、
  - ② 法科大学院において厳格な成績判定・修了認定を行い、それを認証評価を通じて担保すること、
  - ③ 政府として、今後、法曹有資格者の活動領域の拡大を推進する方向にあること、
  - ④ 法科大学院への実入学者数が約2,700人弱（平成25年4月1日現在）となっていること

などを総合的に勘案し、平成25年4月1日現在4,261人となっている入学定員について、3,000人程度を当面の目途として見直しを促進することには合理性があると考えられる。

- なお、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院については、連合・連携、改組転換、組織廃止など抜本的な組織見直しを促進する必要がある。

## (2) 具体的な促進策

- 上記(1)の方向性の実現に向けて、まずは、これまで取り組んできた組織見直し促進方策や既存の制度を最大限活用するため、その見直し・強化を検討することが必要である。
- このため、具体的には、次に掲げる三つの改善方策に取り組むこととすべきである。

### ① 公的支援の抜本的な見直し

閣僚会議決定を踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策の着実な実施を通じ、全法科大学院を対象に、入学定員の見直しなど抜本的な組織見直しの加速が必要である。(※別紙参考資料を参照)

### ② 認証評価の抜本的な見直し

教育研究活動の水準向上を重視する認証評価の現状について、適格認定の在り方の改善が求められていることから、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的な見直しを行うことが必要である。(※後掲Ⅱに詳述)

### ③ 連合・連携、改組転換の促進

上記①及び②の施策を通じて、既設の法科大学院が組織見直しを行うことで移行していく具体的な組織形態の類型を示すことにより、組織見直しを促進する必要がある。(※後掲Ⅲに詳述)

## II 認証評価の抜本的な見直しの具体的方策について

### 1. 目的・必要性

- 法科大学院の認証評価については、学校教育法に基づき、他の専門職大学院と同様に、その教育研究水準の向上に資するため、評価を受けることが義務付けられているものである。また、法科大学院の認証評価については、これに加え「連携法」において、認証評価機関は、各法科大学院が評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられているとともに、各法科大学院は、認証評価機関による「適格」との認定を受けるよう努めることとされている。
- このように、法科大学院については、特に「適格認定」が法律上位置付けられていることや、検討会議においても、認証評価による適格認定の厳格化について言及されていることを踏まえると、認証評価の結果に基づいて各法科大学院の組織見直しが促進されるよう、認証評価の在り方を見直すことは重要と考えられる。



- 認証評価については、現在2巡目が実施されていることを踏まえ、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかに検討する必要がある。
- その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要である。
- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要である。

## 2. 具体的な改善方策等

- 具体的な認証評価の見直しについては、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。
- ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。（司法試験の合格状況は、法科大学院の教育活動の成果を判定する重要な指標であり、公的支援の見直しでも活用されている。この指標は、学校設置後の活動状況について評価しているものであり、設置基準として直接規定することはなじまないが、認証評価においては重要な判断要素となり得る。）
  - 〔入口、出口に関する客観的な指標の例〕
    - ・ 司法試験の合格状況（累積合格率、単年度の合格率、法学未修者の合格状況）
    - ・ 入学者選抜状況（競争倍率、入学定員充足率、法学系以外の教育課程出身者や社会人の入学状況）  
など
  - 〔法科大学院としての教育活動に関する指標の例〕
    - ・ 入学者選抜の適切かつ厳格な実施の状況
    - ・ 進級判定や修了認定の適切かつ厳格な実施の状況
    - ・ 研究業績を含む教員の資質
    - ・ 法科大学院に求められる人材育成に資する教育課程の実施の状況     など
- ② 不適格の判定につながるような重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
- ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。

- ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握するための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求めることができるようにすること。

- なお、今後、組織見直しを促進するため必要な法的措置の検討が行われる場合には、例えば、組織見直しを検討すべき客観的な基準に該当した法科大学院について、国や評価機関が活動状況を精査し、一定の改善期間を設けた上で、法令上の違反の有無等を確認し、最終的に措置を講じるか否かを判断する仕組みなどが考えられる。ただし、その際には、認証評価の本来の制度趣旨に鑑み、認証評価の結果が直接、国による措置の適用につながる仕組みとすることについては慎重な検討を要する。

### III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について

#### 1. 目的・必要性

- 既設の法科大学院が組織見直しによりどのような組織形態に移行していくのかという道筋を提示することが必要である。
- 例えば、連合・連携等のネットワーク化を推進し、法曹養成を行うための教育機関としてふさわしい教育ができる教員や教育プログラムなど教育資源の有効活用を通じて単独では提供できなかった高い水準の教育を提供できる体制への再編や、修了者の就職が見込まれる関連分野の教育研究組織への改組転換が考えられる。

#### 2. 連合・連携、改組転換の在り方

- 促進すべき連合・連携は、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等において法科大学院が抱えている課題の解決とともに、教育力の向上に資することが不可欠である。
- 「連合」の形態は、抜本的な組織改革であることを前提に、連合大学院への改組や統廃合を想定することが適当である。

##### ・「連合大学院への改組」

原則、法曹養成教育で成果を挙げることが見込まれる法科大学院を基幹校とし、参加校の協力を得る体制とする必要がある。なお、連合大学院は、単独での法科大学院の存続が困難な状況にある地域における教育機会の確保にも有用である。

##### ・「統廃合」

統廃合によって、教育力が向上するなど課題の解決につながることや、地域に教育拠点を残しながら体制を充実させることなど、実質的な成果がもたらされることが必要であり、課題が深刻な法科大学院間の形式的な統廃合とならないようにすべきである。

- 促進すべき「連携」は、将来の抜本的な組織改革を視野に、共同教育課程の設置や、協定等に基づく学生や教員の派遣／受入れなど実質的な連携となる必要がある。なお、「共同教育課程」は複数の大学がそれぞれ優位性を持つ教育研究資源を結集し、より

魅力ある教育の実現を目指すため、参画する法科大学院が有する教員や特色ある教育プログラムなど教育資源を融合させた教育課程となる必要がある。

- 課題が深刻な法科大学院は、連合・連携以外に、法科大学院教育で培った教育上のスキル・ノウハウを活用して、修了者の進路状況等を踏まえ、法曹養成以外を目的とした法学教育をベースとする他の教育組織への改組転換も視野に検討する必要がある。
- なお、学生や教員の派遣／受入れ、インターネット等を活用した遠隔授業等の実施などを含め、教育力の高い法科大学院が課題を抱える法科大学院に対して支援を行うとともに、一定の教育力のある法科大学院間の連携により充実した教育体制を構築できるよう、国は大学の自主的な取組を促すための具体的な支援の在り方について検討する必要がある。

### 3. 具体的な推進方策

- 具体的な推進方策については、例えば、下記に掲げるような事項に関し、国において、その実現に向けて取り組んでいくことが求められる。
  - ① 課題を抱える法科大学院に対し、中央教育審議会による改善状況調査を実施するとともに、当該法科大学院と文部科学省との間における定期的な意見交換等を通じた抜本的な組織見直しを促進すること。
  - ② 法科大学院における連合・連携等のネットワーク化に向けた先導的な取組や改組転換につながる取組の類型提示と支援を行うこと。

## IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理

- 閣僚会議決定では、公的支援の見直しの更なる強化策等を講じても「一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る」とされている。
- 法科大学院の組織見直しについては、大学の自主性を尊重することが求められるところであり、法的措置を設ける前の段階で、課題が深刻な法科大学院において自主的な組織見直しに取り組むこと、また、文部科学省において組織見直しを促進するため必要な措置を講じることが必要である。それでもなお、一定期間内に組織見直しが進まない場合には、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとなるが、その際に大学教育の特性への配慮として考慮すべき要素など、現時点における課題について、以下のように整理を試みたところである。これらの点については、今後の政府における検討動向に合わせて引き続き詳細な検討を要するものとする。
  - ・ 目指すべき法曹人口や予備試験制度の検討状況など、法曹養成制度全体の在り方との関連

- ・考えられる法的措置がそれぞれ法曹養成制度にどのような効果や影響を及ぼすのかなど、メリット・デメリットの整理
- ・課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院が、設置認可を受けていることを前提として、これに対しとり得る法的措置の在り方
- ・法的措置の対象となる法科大学院の認定に関する基本的な考え方や具体的な基準の在り方
- ・法的措置が講じられた後の当該法科大学院の位置付けや組織の在り方

# 共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会  
共通到達度確認試験等に関する  
検討ワーキング・グループ

## I 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計について

### 1. 基本的考え方

- 本年7月の法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定において、「文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う」とされたことを受け、本ワーキンググループにおいて調査検討した結果、以下の通り、共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）の目的、内容、実施方法等の基本設計について示すこととする。
- なお、確認試験は、プロセスとしての法曹養成の中核的機関である法科大学院において、その教育の質を客観的に担保していくための仕組みとして考えられるものである。このような認識の下、ここで示す基本設計については、確認試験が法科大学院の教育の質の向上に資するため、実際の教育現場において効率的かつ効果的に機能するものとなるよう、今後、可及的速やかに試行に着手することとし、その結果も踏まえて、本格的実施に向けた具体的な準備を行い、その過程において、適宜修正・変更を行うことを前提としているものである。

### 2. 目的

- 確認試験については、以下の2つの目的から実施することとする。
  - ① 法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に下記に掲げる学生の到達度等を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用すること
    - [2年次進級時]
      - ・ 1年次の学修を通じて得られる基本的な「知識」及び「法的思考力」の修得の程度
      - ・ 2年次以降の学修に対する「適性」
    - [3年次進級時]
      - ・ 2年次までの学修を通じて得られる「知識」及び、その知識を活用して課題を発見、分析、解決するために必要な「法的思考力」の修得の程度
  - ② 学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用すること

### 3. 試験の内容、実施方法等

#### (1) 時期、対象者及び試験科目

- 学修段階に応じた確認試験については、学生が上級年次に進級する際に試験を受験することを基本にしつつ、その実施時期、対象者、試験科目について本格実施に向けた試行を繰り返す中で、更に具体的に検討を進める。

実施時期	対象者	試験科目
1年次の学年末	法学未修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通）
2年次の学年末	法学未修者コースの2年次在籍者 法学既修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通） その他の科目 （民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法）

- 確認試験については、関係閣僚会議の決定に基づき、「法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組み」として設計することとし、試験の実施時期、対象者、試験科目は、上記の表に記すところを基本とする。
- なお、具体的な制度設計については、今後の試行を通じて、試験の難易度を含めて、検証し、必要な検討を進める。その際、3年次の途中段階での実施や、試験科目の範囲をどうするか等についての意見があったことにも留意する。

#### (2) 試験の実施・位置付け等

- 本格実施時においては、全ての法科大学院の学生が確認試験を受験することを原則とする。
- 試験問題の作成や難易度の調整など、確認試験の実施に必要な作業に関し、全ての法科大学院の協力を得る体制を構築することを原則とする。その際、これまでの学内外の各種試験等での経験・蓄積を活用することが考えられる。
- 試験結果については、当面、その後の学修・進路指導等の参考資料として活用することとなるが、試行等を通じて大学関係者の理解を得つつ、上記2.の目的に即して適切な活用を図る。
- 確認試験の実施に伴い、各法科大学院が行うカリキュラム編成・授業科目の履修順序の変更等を必要以上にせまられないよう配慮することが必要である。

#### (3) 試験の難易度

- 確認試験の難易度は、法科大学院における共通的な到達目標モデルで示された内容を考慮しつつ、確認試験の目的に照らして適切なものとなるよう設定・調整を行う。その際、共通的な到達目標モデルが法科大学院の修了時点において共通に到達すべき目標を明らかにすることを目指したものであることを踏まえ、確認試験は、学修途上にある学生に対して実施されるものとして適切な難易度となるよう留意することが必要である。
- 1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目については、

- ① 出題範囲及び試験問題は共通とし、受験年次に応じて到達度の目標を分けて判定する方法

②出題範囲は共通とするが、難易度の異なる試験を別途設定して、その到達度を判定する方法

③出題範囲の異なる試験を別途設定して、それぞれの到達度を判定する方法

が考えられるが、まずは、速やかな着手が可能となる①の方法により、1年次の確認試験の試行に着手しつつ、併せて2年次の確認試験の難易度を検討し、試行の状況に応じて、試験の難易度や出題の仕方について検討を行う。

- また、各大学における学修の進度の差や各法律科目ごとの性質の違いを考慮すると、法律科目によって異なる試験の方法を取ることが適切である可能性もあることから、最終的にどのような方法を採用するかについては、試行の中で、更に具体的に検討を進める必要がある。

#### (4) 試験方式

- 確認試験の方式について、現在、類似する試験が先行して実施されている医学系等の事例として、試験問題の難易度調整・採点等の設定や、大学や学生の実施に係る自由度の確保などの観点から、コンピュータを活用した試験方式（C B T方式）が採用されているところである。コンピュータを活用した場合には、出題の仕方について、例えば以下のような方式を採用する可能性がある。

- ・ 知識を問う問題は、多肢選択形式・択一式を基本
- ・ 法的思考力を問う問題は、多肢選択形式・択一式、順次解答連問方式を基本

- C B T方式には、上記の利点が考えられる一方で、多数のストック問題の作成や精選等の作業負担、コンピュータシステムの導入・維持管理の負担などの難点もあることを踏まえ、確認試験の方式については、法科大学院における教育の特性や受験者数の規模にも十分配慮しつつ、紙媒体による試験実施の可能性も含め、試行の中で、更に具体的に検討する必要がある。
- このため、試行開始時点においては、まず、試験問題の作成・精選や難易度の調整方法などを検証するため、紙媒体等による簡易な試験方式により速やかに試行に着手することが現実的と考える。

#### (5) 司法試験との関係

- 確認試験の目的は上記2. に述べた通りであり、確認試験の実施と司法試験短答式試験の免除とは当然に関係づけられるものではなく、法科大学院における教育のあるべき姿と司法試験の試験科目の改正等の動向も踏まえつつ、例えば、2年次の学年末の確認試験の結果に応じて、一定の成績を達成した者には司法試験短答式試験を免除するなど、司法試験の短答式試験との具体的な関係づけの方法について法務省等関係省庁と連携しながら検討・整理する必要がある。その際、確認試験と司法試験短答式試験の制度趣旨の相違を考慮すると双方の試験科目が一致する必然性はないと考えられるが、司法試験との関係については、確認試験の試行の結果と司法試験の合格状況との関係等を検証・分析しながら、法科大学院における学修が過度に知識偏重なものとならないよう十分留意しつつ検討を行う必要がある。

**(6) 留意事項**

- 特に、法学未修者にとって、自身の到達度を把握することがその後の学修を進める際の一助となることや、教員にとって、全国的な水準の中で学生の学修状況を理解することがその後の教育の改善に向けた取組に繋がることなど、法学未修者教育の改善に資する効果的な手段としても活用されるよう留意する必要がある。
- その際、法科大学院生の学修が、確認試験への対策に偏らないように、また、過度に知識偏重なものとならないように特に留意する必要がある。また、法学未修者の学修進度やその修得状況については、法学既修者としての認定を経た法学既修者とは異なることから、2年次の学年末に実施することが予定される確認試験においても、両者の差異に留意して、試行の実施や詳細な制度設計を行う必要がある。
- また、試行を通じた確認試験制度の定着度合に応じ、確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の関係に関し、それぞれ機能・役割を比較考慮し、その在り方について改めて検討する必要がある。

**4. 本格実施に向けた試行について**

- 確認試験の具体化に当たっては、一定期間の「試行」による検証作業を通じて改善を図るサイクルが不可欠なことから、体制の在り方も含め、速やかに試行に向けた準備に着手する必要がある。

(試行を通じて準備・検証すべき主な事項)

- ・ 確認試験で判定すべき到達度の確認、共通理解
  - ・ 確認試験の問題の作成、精選、難易度の調整
  - ・ 確認試験の実施方法・実施時期の確認
  - ・ 確認試験結果を学修指導・進路指導に活用する方法 等
- その際、1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目から試験の検討・実施に着手し、この試行結果等を踏まえ、更に他の法律科目の検討を進める必要がある。
  - 未修者教育の改善は喫緊の課題であり、1年次の学年末に実施する確認試験については、より早期に本格実施に移行できるようにすることが必要である。
  - また、試験問題の作成や確認試験の実施・準備の体制など、試行の準備段階から、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら進めることが必要である。



## II 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みについて

- これまでも法律基本科目の指導の充実を図る観点から、特に、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加できるよう平成22年に制度改正が行われているが、現在の法学未修者の学修状況にも配慮しつつ、法学未修者がこれまでより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。
- また、多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減することなどの措置を講じることが考えられる。
- あわせて、このような取組を適正に評価できるよう、法科大学院の授業科目群ごとの履修のバランスや実務家教員の授業の担当範囲などに関し、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。
- 法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、法学部や法学研究科など既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。

## III 学生の適性等に応じ法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実について

- 法科大学院修了後に、法学的素養を活かす公務や企業法務などの分野へ進むことを希望する者に対し、進路指導等を通じ、民間企業や地方公共団体等への就職支援の充実方策を検討し、実施する必要がある。
- その際、法科大学院全体、また各法科大学院における取組として、エクスターンシップ等の授業を行う中で、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築し、法科大学院教育の意義や内容を広く紹介し、「法務博士（専門職）」の社会的有用性が広く社会に認められることを目指すべきである。
- 法科大学院入学者のうち、入学後の学修を通じて企業・官公庁など法曹以外の法律に関わる職種へ進むことを希望する者に対し、法科大学院在学中においても、きめ細やかな進路指導に努めること等の支援を行うことが必要である。その際、個々の学生の希望や適性に応じてより適切な教育を提供できる他の研究科（専攻）への転研究科（転専攻）の促進や、各大学の既存研究科等の授業科目を活用しながら、法曹以外の公務、民間向けの人材育成を行う新たなコースを設定することや法科大学院で培ったノウハウを活用した新たな教育組織への改組転換を図ることも考えられる。その際、その教育内容にふさわしい学位の在り方を検討することが必要である。



## 審議経過

### 第54回：平成25年5月8日（水）

- 議 事
- (1) 座長の選任等について
  - (2) 政府における法曹養成制度に関する検討状況について
  - (3) 平成25年度入学者選抜実施状況及び平成24年度修了認定状況について
  - (4) 第7期法科大学院特別委員会における審議の方向性について
  - (5) その他

### 第55回：平成25年7月11日（木）

- 議 事
- (1) 政府における法曹養成制度に関する検討結果について
  - (2) 入学定員・組織見直しに係るこれまでの施策の実施状況等について
  - (3) ワーキング・グループの設置について
  - (4) その他

### 第56回：平成25年9月18日（水）

- 議 事
- (1) 平成25年司法試験の結果について
  - (2) 政府における法曹養成制度改革に関する検討体制について
  - (3) 法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について
  - (4) その他

### 第57回：平成25年11月27日（水）

- 議 事
- (1) 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる強化について
  - (2) ワーキング・グループにおける調査検討経過報告について
  - (3) その他

### 第58回：平成25年12月12日（木）

- 議 事
- (1) 政府における法曹養成制度に関する検討状況について
  - (2) 法科大学院教育の改善・充実について
  - (3) その他

### 第59回：平成26年2月4日（火）

- 議 事
- (1) 法科大学院教育の改善・充実について
  - (2) その他

**第60回：平成26年2月24日（月）**

- 議 事 （1）法科大学院の改善状況調査について  
（2）法科大学院教育の改善・充実について  
（3）その他

**第61回：平成26年5月8日（木）**

- 議 事 （1）今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性について  
（2）平成26年度入学選抜実施状況及び平成25年度修了認定状況について  
（3）法科大学院教育の改善・充実について  
（4）その他

**第62回：平成26年5月28日（水）**

- 議 事 （1）法科大学院教育の改善・充実について  
（2）その他

**第63回：平成26年7月2日（水）**

- 議 事 （1）入学定員・組織見直しに係るこれまでの施策の実施状況等について  
（2）法科大学院教育の改善・充実について  
（3）その他

**第64回：平成26年7月16日（水）**

- 議 事 （1）法科大学院教育の改善・充実について  
（2）法学未修者教育の充実について  
（3）その他

**第65回：平成26年9月19日（金）**

- 議 事 （1）平成26年司法試験の結果等について  
（2）法科大学院教育の改善・充実について  
（3）その他

**第66回：平成26年10月9日（木）**

- 議 事 （1）法科大学院教育の改善・充実について  
（2）認証評価の見直しについて  
（3）その他

## 第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 委員名簿

◎：座長、○：座長代理

(臨時委員) 3名

有 信 睦 弘 東京大学監事

◎ 井 上 正 仁 早稲田大学大学院法務研究科教授

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 16名

磯 村 保 早稲田大学大学院法務研究科教授

笠 井 治 弁護士

樫 見 由美子 金沢大学人間社会学域長・研究域長

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授

鎌 田 薫 早稲田大学総長・法学学術院教授

木 村 光 江 首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻教授

椎 橋 隆 幸 中央大学大学院法務研究科教授

杉 山 忠 昭 花王株式会社執行役員法務・コンプライアンス部門統括

○ 田 中 成 明 京都大学名誉教授

土 屋 美 明 一般社団法人共同通信社編集委員兼客員論説委員

西 山 卓 爾 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長・内閣官房法曹養成制度改革推進室副室長

長谷部 由起子 学習院大学大学院法務研究科教授

日 吉 由美子 弁護士

松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授

山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科教授

吉 崎 佳 弥 司法研修所事務局長

計 19名

臨時委員：平成25年4月4日発令

専門委員：平成25年5月8日発令

※土井委員の発令日は平成25年4月15日

※西山委員の発令日は平成26年9月12日

※委員及び役職は平成26年9月12日現在

第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会  
組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ  
委員名簿

◎：主査、○：主査代理

(臨時委員) 2名

- 有 信 睦 弘 東京大学監事  
◎ 土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 7名

- 大 貫 裕 之 中央大学大学院法務研究科教授  
岡 田 志乃布 法務省大臣官房司法法制部付  
内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐  
片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授  
椛 嶋 裕 之 弁護士  
中 里 智 美 司法研修所教官  
古 谷 修 一 早稲田大学大学院法務研究科教授  
○ 松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授・法曹養成専攻長

計 9名

\*発令日は平成25年9月30日

\*有信委員の発令日は平成25年4月4日

\*土井委員の発令日は平成25年4月15日

\*片山委員、松下委員の発令日は平成25年5月8日

※委員及び役職は平成25年9月30日現在

**第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会  
共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ  
委員名簿**

◎：主査、○：主査代理

(専門委員) 12名

磯村保	早稲田大学大学院法務研究科教授
笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授
木村敦子	京都大学大学院法学研究科准教授
○ 佐伯仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
酒井圭	弁護士
佐久間佳枝	法務省大臣官房司法法制部付 内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官
佐藤隆之	東北大学大学院法学研究科教授
宍戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
日吉由美子	弁護士
松本哲治	同志社大学大学院司法研究科教授
村田涉	司法研修所教官
◎ 山本和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 12名

\*発令日は平成25年9月30日

\*磯村委員、日吉委員、山本委員の発令日は平成25年5月8日

※委員及び役職は平成25年9月30日現在